

第2次宇城市総合計画

(基本構想・前期基本計画)

2017 - 2024

いざ、復興へ。

～市民生活を最優先する都市（まち）を目指して～



平成 29 年 3 月策定



熊本県宇城市

いざ、復興へ。

～市民生活を最優先する都市（まち）を目指して～

2016（平成28）年4月14日から4月16日にかけて、宇城市では震度6強を含む突然の強い揺れに襲われました。前震よりも強い本震、止む気配のない強い余震の連続。知識や経験を超えた自然の脅威をまざまざと見せつけられ、生命の不安はもとより、倒壊した住居、道路や河川、崖などの崩壊、ライフラインの断絶といった現実を突き付けられ、これまでに経験したことのないような衝撃を受けました。

本市は直ちに災害対策本部を立ち上げて避難所を開設し、避難者の安全と水・食料の確保、道路・水道やライフラインの復旧に全力を挙げましたが、被災直後は効率の良い対応ができなかった場面もありました。地震対応についての課題やあらゆるご意見を真摯に受け止め、新しい防災計画や訓練に生かしていかねばならないと感じています。

また、地震発生以降、全国の多くの自治体や団体・個人から、義援金や支援物資の提供、応援職員の派遣、ボランティア活動の申し出など、多くのご支援や心温まる励ましの言葉をいただき、大変勇気付けられました。先人の言葉に「人は大きな困難に遭遇したとき、本当に大切なものは何かを思い知ることになる」というものがあります。地震後の困難が続く中、「家族のぬくもり」、「地域の温かさ」が、本当に大切なものだ実感しました。また、いざという時の「人と人との絆」や「つながり」の大事さにもあらためて気付かされました。

今後、仮設住宅などに避難されている市民のみならず、全ての市民に地震の影響による生活上の困難が出てくる可能性があります。この難局において、市民の生活を第一に、まずは市民生活の早期安定につながる復旧・復興策を最優先して実施するとともに、地域や市民一人ひとりが共に手を取り合い、助け合って乗り越えていかねばならないと考えます。

さて、今回策定しました第2次宇城市総合計画は、「いざ、復興へ～市民生活を最優先するまちづくりを目指して～」を念頭に、熊本地震や豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組みながら、これから8年間の宇城市が目指すまちづくりのビジョンを示しています。そして、計画の最終年度である2024（平成36）年度までに、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を目指すことは、あらゆる分野において誇りをもって、次世代に引き継ぐことのできる宇城市を築くための道しるべだと考えています。

この計画は市民の皆さまのご意見やご協力なしには達成することはできません。つながりを大切に、共に考え、共に働き、一緒に素晴らしい宇城市を創っていきたいと考えます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました宇城市総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご指導をいただきました関係各位に対しまして厚く御礼申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成29年3月

宇城市長 守田憲史



第1部 序論

第1章 総合計画のフレーム	8
1 趣旨と目的	
2 性格と役割	
3 構成と期間	
第2章 市の概要	9
1 位置・地勢と面積	
2 交通アクセス	
3 沿革・歴史	
4 人口・世帯数の推移	
5 財政の状況	
6 まちづくりの主要課題	

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目指す方向	16
1 将来都市像	
2 目標人口	
3 就業人口推計	
4 まちづくりの基本目標	
5 土地利用構想	
第2章 熊本地震からの復旧・復興方針	22
1 趣旨	
2 役割と期間	
3 位置づけ	
4 推進体制	
5 現状と課題	
6 基本的な考え方	
第3章 施策分野別における基本方針	25
1 震災復興	
2 教育文化	
3 生活環境	
4 健康福祉	
5 産業経済	
6 都市基盤	
7 地域経営	
8 地方創生	

第3部 前期基本計画

第1章 “「復興する」まちづくり”を目指して

- 1 生活基盤 30
 - (1) 恒久的な住まいの確保
 - (2) 被災住宅の再建支援
 - (3) ライフライン（上下水道）の復旧と災害に強い施設の強化
 - (4) 公共土木施設および被災宅地などの早期復旧
- 2 社会基盤 38
 - (1) 地域支え合いセンターによる生活再建支援
 - (2) 学校教育環境の災害復旧
 - (3) 指定文化財の災害復旧
 - (4) 自治公民館の災害復旧
 - (5) スポーツ施設の災害復旧
- 3 産業基盤 48
 - (1) 農業経営体の再建支援
 - (2) 中小企業などの再建支援

第2章 “「育てる」まちづくり”を目指して

- 1 学校教育 52
 - (1) 確かな学力を育成する教育の推進
 - (2) 障がいのある児童生徒の教育の推進
 - (3) 豊かな心と体を育成する教育の推進
 - (4) 国際理解教育の充実と外国語教育の推進
 - (5) 良好な教育環境の整備
 - (6) 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進
 - (7) 豊かで安全安心な学校給食の推進
- 2 青少年健全育成 66
 - (1) 青少年健全育成の推進
- 3 人権教育・啓発 68
 - (1) 人権教育の充実と啓発の推進
- 4 生涯学習 70
 - (1) 社会教育環境の充実
 - (2) 市民に親しまれる図書館づくり
- 5 子育て支援・児童福祉 74
 - (1) 子育て家庭への支援の充実
 - (2) 子育て環境の充実

第3章 “「住み続ける」まちづくり”を目指して

- 1 健康管理・健康づくり 78
 - (1) 生涯を通じた健康管理
 - (2) 地域で取り組む健康づくりと食育

2	障がい者（児）福祉	82
	（1）障がい者（児）福祉サービスの充実	
	（2）障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進	
3	高齢者福祉	86
	（1）高齢者の生きがいづくり支援・福祉サービス支援の充実	
4	社会福祉	88
	（1）社会福祉協議会事業の充実	
5	社会保障・生活保護	90
	（1）介護保険サービスの充実	
	（2）国民健康保険事業の推進	
	（3）後期高齢者医療保険事業の推進	
	（4）自立支援体制の充実	
6	地域医療	98
	（1）地域に根差した病院事業の充実	
7	消防・防災	100
	（1）広域消防の適正化と防災・消防体制の強化	
8	交通安全・地域安全	102
	（1）交通安全対策の強化	
	（2）防犯対策の強化	
9	治水・治山	106
	（1）治水・治山対策の充実	
10	環境保全・公害対策	108
	（1）環境にやさしい循環社会の構築	
	（2）自然環境の保全と保全体制の強化	
	（3）快適な生活環境の構築	
11	消費者生活	114
	（1）消費者生活対策の推進	
第4章 “「持続する」まちづくり” を目指して		
1	農林業	116
	（1）農業経営担い手の確保と育成	
	（2）安全安心な農産物づくりの推進	
	（3）地域の特性に応じた基盤の整備	
2	水産業	122
	（1）漁場の環境整備と「つくり育てる」漁場の推進	
	（2）水産基盤の保全・整備と漁業経営の振興	
3	商工・サービス業	126
	（1）商業機能の活性化と問題解決のシステムづくり	
	（2）安定した経営基盤の確立	
	（3）地場産業の育成と企業育成	

4	雇用対策・企業誘致	132
	(1) 働く場の創出と企業立地の推進	
5	土地利用	134
	(1) 特性に応じた有効的な土地利用の推進	
6	上下水道	136
	(1) 健全経営で安定した水供給	
	(2) 総合的な下水道環境の整備	
7	道路・交通網	140
	(1) 快適な幹線道路ネットワーク網の整備	
	(2) 生活の利便性を確保する道路環境の整備	
8	住環境・公園緑地	144
	(1) 快適な都市・住環境の整備と景観の保全・形成	
	(2) 市営住宅の整備	
	(3) 公園の機能的な整備	
9	地域公共交通	150
	(1) みんなが使いやすい公共交通網の充実	
	(2) 公共交通結節拠点の整備	
10	財政運営・行財政改革	154
	(1) 健全な財政運営の確立	
	(2) 行財政改革の推進	
	(3) 公共施設などの総合的かつ計画的な管理・運営	
	(4) 効果的な行政組織の確立	
11	統計・情報管理	162
	(1) 行政情報化の推進および情報セキュリティ対策の強化	
	(2) 役に立つ公共データの発信	
	(3) 社会保障・税番号制度の円滑な導入と推進	
12	広報・広聴	168
	(1) 広報・広聴機能の充実	
13	地域システムの構築	170
	(1) 都市核の宅地開発の推進	
	(2) 子育てしたいまちづくりの推進	
	(3) 人口減少地域における小さな拠点整備	
	(4) 課題解決型 NPO などの推進	
	(5) アクティブシニアの現役化	
第5章 “「選ばれる」まちづくり” を目指して		
1	観光・物産	180
	(1) 戦略的な観光推進	
	(2) 市場を志向した物産振興	
2	歴史文化財	184
	(1) 文化財の保存と活用	

3	広域・産学官連携	186
	(1) 連携による生活機能の向上と地域活性化	
4	良質な雇用の創出	188
	(1) 地場産業の付加価値の向上、販路拡大の推進	
	(2) 地域をけん引する農家の育成	
	(3) 農産物売上増進プロジェクト	
	(4) 集落営農の推進	
	(5) 「創業強化」と「抜本的な後継者対策」の推進	
第6章 “「活躍する」まちづくり” を目指して		
1	男女共同参画	198
	(1) 男女共同参画によるまちづくり	
2	地域コミュニティ	200
	(1) コミュニティ活動支援による協働環境づくり	
3	文化・芸術活動	202
	(1) 個性あふれる文化活動の推進	
4	スポーツ・レクリエーション	204
	(1) 生涯スポーツの推進と指導者の育成	
	(2) スポーツ施設の整備・充実	
5	人のつながりの強化	208
	(1) 新しい「観光地域づくり」推進組織の創設	
	(2) 戦略的な移住・定住の促進	
	(3) 高校生や大学生、地元出身者との連携強化	
	(4) 異業種交流の推進	
資料編		
1	用語解説	218
2	総合計画の策定経緯	
3	策定に係る条例および要綱	
4	宇城市総合計画審議会委員	
5	諮問および答申	

序 論

第1章
総合計画のフレーム

第2章
市の概要

第1章 総合計画のフレーム

1 趣旨と目的

総合計画とは、都道府県や市町村などの地方自治体が定める最も上位に位置する計画であり、とりわけ、住民に最も身近な自治体である市町村が定める総合計画は、暮らしと生活を取り巻くさまざまな事柄を対象とする総合的なまちづくりの計画です。

本市においても、2005（平成 17）年度に 2014（平成 26）年度を目標年次とする「第1次宇城市総合計画」を策定し、これに沿ってまちづくりの諸施策を展開してきました。また、第1次総合計画重点プロジェクトとして、2016（平成 28）年度を目標年次として「可能性への追求プロジェクト」を 2013（平成 25）年度に掲げましたが、この度、本プロジェクトが目標年度を迎えました。

そこで、2017（平成 29）年度からのまちづくりのビジョンを示す指針が必要となるために策定するもので、熊本地震からの復旧・復興を最重要課題として位置付け、インフラの早期復旧と地域経済の早期復興、そして市民生活の早期再建を最優先した考え方で計画を策定します。

2 性格と役割

第2次宇城市総合計画は、市民と行政が協働して総合的かつ計画的に行財政運営を行うための市政の基本方針としての性格を持つもので、本市においての最上位の計画として位置付けます。

また、この計画は長期的な展望のもとに本市の目指すべき姿を描き、これを実現するための基本的な方策を明らかにしたもので、次のような役割を持っています。

- 本市の将来像とそれを達成するための市政方針を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となるものです。
- 市民をはじめ各種団体や企業などに対し市政運営の指針を示し、理解と協力を得ながらまちづくりへの自発的な参画を求めるものです。
- 国や県に対しては、本市の主体的なまちづくりの方向性を明らかにし、計画の実現に向けて積極的な支援と協力を要請するものです。

3 構成と期間

第2次宇城市総合計画は「基本構想」と「基本計画」および「実施計画」で構成します。

（1）基本構想

基本構想は、本市が目指す総合的かつ長期的展望に立ったまちづくりの方向性を示すものです。この方向性は、基本理念に基づいた基本目標を達成するため、目指すべき将来都市像に向かって必要な基本施策を定めたものです。

計画期間は 2017（平成 29）年度を初年度とし、2024（平成 36）年度を目標年度とする 8 年間とします。

(2) 基本計画

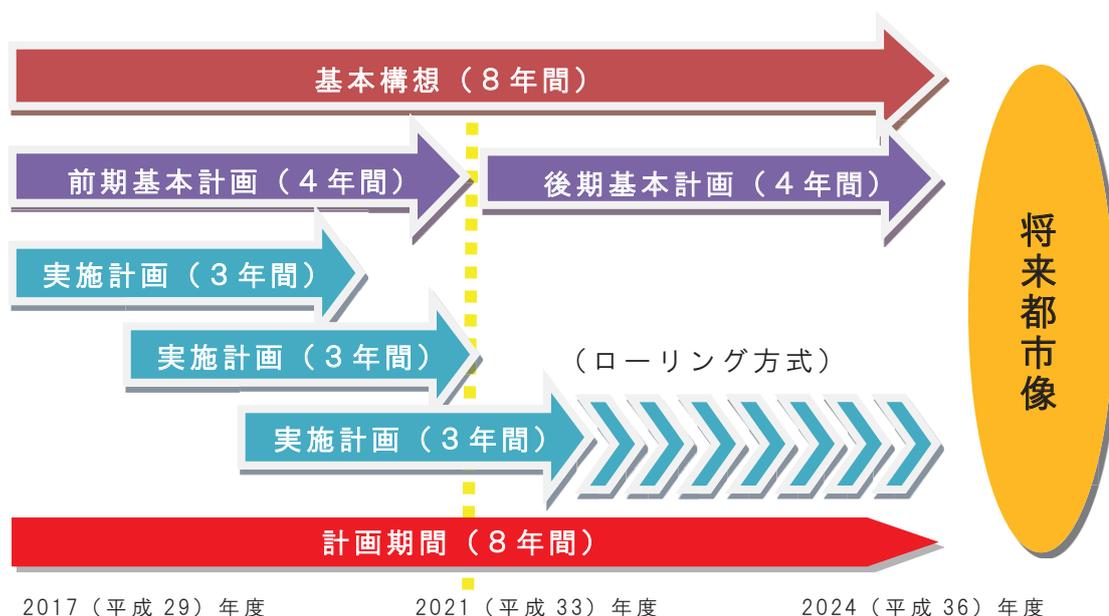
基本構想で示すまちづくりの方向性に基づき、将来都市像の実現に向けて目標を達成するための基本施策を具体化して、その方向性を明確にしたものです。

計画期間は2017（平成29）年度を初年度とし、2020（平成32）年度を目標年度とする4年間の計画を前期基本計画、2021（平成33）年度を初年度とし、2024（平成36）年度を目標年度とする4年間の計画を後期基本計画と位置付けます。

なお、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画が終了する前年度に当たる2019（平成31）年度に策定するものとします。

(3) 実施計画

本計画を推進するための具体的な取り組みについて明記したものであり、基本計画に基づく行財政の執行計画に沿って計画します。なお、実施計画の計画期間は3年間とし、行財政状況の変化に対応するため毎年度見直しを図ります。



第2章 市の概要

1 位置・地勢と面積

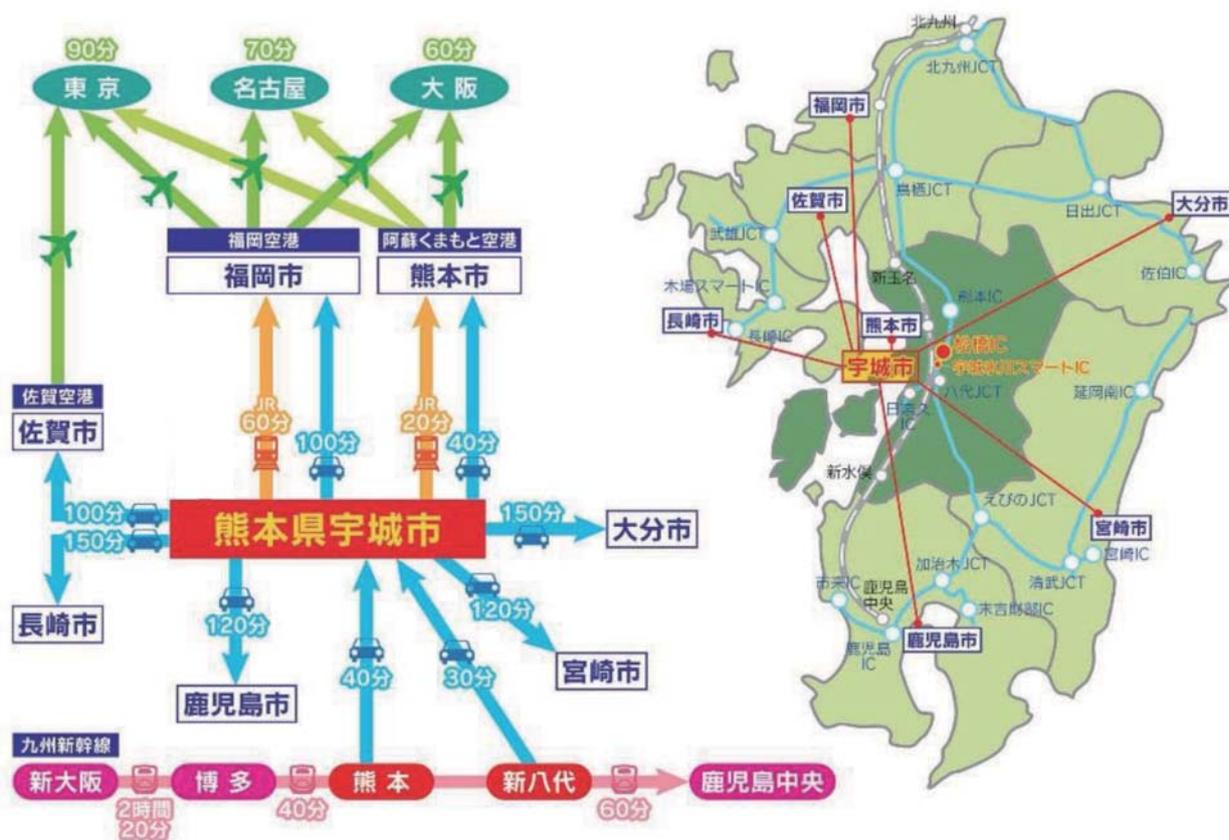
熊本県のほぼ中央に位置し、九州の経済大動脈である国道3号と西は天草、東は宮崎県延岡市への結末点という地理的条件に恵まれ、有明海と不知火海に挟まれた宇土半島部と九州山地へ連なる中山間部、さらにその間に熊本都市圏に接する平野部を有し、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持った地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmで188.61平方キロメートルの面積を有しています。地目別に見ると、私有地の約38%が山林原野、約48%が農地、約9%が宅地、その他道路・湖沼・河川などが約5%となっています。

2 交通アクセス

鉄道は、JR 鹿児島本線と JR 三角線が走っており、熊本駅から松橋駅まで 17 分、三角駅まで 52 分、松橋駅から八代駅までは 19 分で結ばれています。

道路については、国道 3 号が南北に走り、市の中心部から東は宮崎県延岡市へと続く国道 218 号、西は三角を経て天草へ続く国道 266 号が走っています。また、九州自動車道が南北に走り、国道 218 号と交差する地点には松橋インターチェンジ（IC）が立地し、益城熊本空港 IC まで約 15 分、太宰府 IC まで約 80 分で結ばれています。2015（平成 27）年 3 月には宇城市で 2 カ所目となるインターチェンジ「宇城氷川スマートIC※」が完成しました。



3 沿革・歴史

豊かな自然と温暖な気候風土によって、縄文、弥生時代から生産活動、文化活動が営まれてきました。

1954（昭和 29）年、町村合併によって、旧松橋町、豊川村、豊福村、当尾村が松橋町に、1955（昭和 30）年に旧三角町、戸馳村、郡浦村、大岳村が三角町に、1956（昭和 31）年に不知火村と松合町が不知火町に、1958（昭和 33）年に旧小川町、益南村、海東村が小川町となりました。豊野町は 1889（明治 22）年の町村制施行により豊野村となって以来その区域は変わらず、2000（平成 12）年に町制を施行しました。

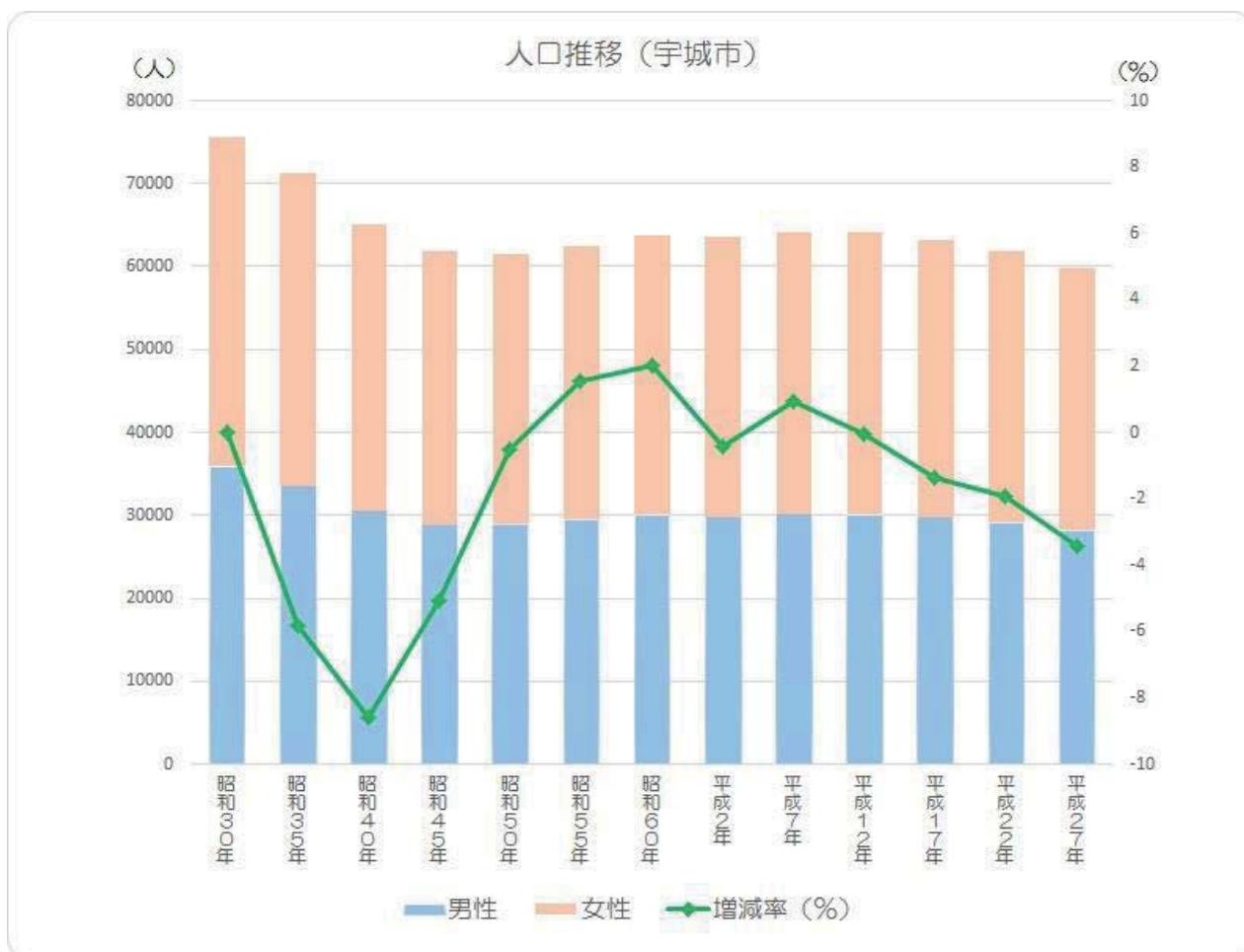
そして 2005（平成 17）年 1 月 15 日、5 町の合併により「宇城市」が誕生し現在に至っています。

4 人口・世帯数の推移

2015（平成27）年の国勢調査によると、総人口は59,756人で、2010（平成22）年と比較すると2,122人の減少で、1995（平成7）年以降、依然として減少傾向にあります。世帯数は21,432世帯で前回調査と比較して355世帯の増加と、こちらは逆に核家族化の進行の影響もあり増加傾向にあります。

	人口			5年間の人口増減		世帯数 (世帯)	1世帯 平均人数 (人)	1km ² あたり 人口密度 (人)	面積 (km ²)
	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)				
平成2年	63,401	29,765	33,636	▲ 261	▲ 0.41	17,916	3.54	336.3	188.50
平成7年	64,008	30,102	33,906	607	0.96	18,912	3.38	339.6	188.50
平成12年	63,968	30,036	33,932	▲ 40	▲ 0.06	19,951	3.21	339.3	188.51
平成17年	63,089	29,693	33,396	▲ 879	▲ 1.37	20,643	3.06	334.6	188.55
平成22年	61,878	29,031	32,847	▲ 1,211	▲ 1.92	21,077	2.94	328.2	188.56
平成27年	59,756	28,121	31,635	▲ 2,122	▲ 3.43	21,432	2.79	316.8	188.61

資料：総務省「国勢調査」



5 財政の状況

本市ではこれまで、政策課題事業の優先順位のしゅん別や財源の重点化などにより、自主的な財政健全化に向けて取り組んできました。しかし、人口減少・少子高齢化などの構造的課題や戸馳大橋架替事業などの大型建設事業による財政需要の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大など新たな課題への対応が必要です。また、財政状況については市税収入などの自主財源が約 3 割にとどまり、国県への依存度が大きく厳しい状態にあります。

特に、平成 27 年度からの合併特例期間終了以降は地方交付税が減少し財政状況がさらに厳しくなっています。加えて、熊本地震と豪雨被害からの復旧・復興に多くの財源が必要となり、今後は、この限られた財源の中でいかに効率的で効果的な行政運営を行っていくかが喫緊の課題となっています。

(1) 歳入

(単位：千円、%)

	2015(平成 27)年度		2005(平成 17)年度		比較 (A)－(B)
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	
1 市税	5,798,416	19.2	5,139,414	20.9	659,002
2 地方譲与税	304,069	1.0	623,978	2.5	▲ 319,909
3 利子割交付金	7,475	0.0	25,551	0.1	▲ 18,076
4 配当割交付金	27,064	0.1	7,559	0.0	19,505
5 株式等譲渡所得割交付金	23,061	0.1	10,348	0.0	12,713
6 地方消費税交付金	1,167,782	3.9	577,964	2.4	589,818
7 ゴルフ場利用税交付金	39,747	0.1	51,256	0.2	▲ 11,509
8 自動車取得税交付金	40,951	0.1	131,779	0.5	▲ 90,828
9 地方特例交付金	20,693	0.1	149,747	0.6	▲ 129,054
10 地方交付税	11,211,298	37.2	9,789,219	39.9	1,422,079
(一般財源計)	18,640,556	61.8	16,506,815	67.1	2,133,741
11 交通安全対策特別交付金	8,732	0.0	11,630	0.0	▲ 2,898
12 分担金および負担金	264,859	0.9	467,998	1.9	▲ 203,139
13 使用料および手数料	370,742	1.2	405,834	1.7	▲ 35,092
14 国庫支出金	4,331,070	14.4	2,118,491	8.6	2,212,579
15 県支出金	2,139,909	7.1	1,465,000	6.0	674,909
16 財産収入	116,088	0.4	24,327	0.1	91,761
17 寄附金	18,684	0.1	1,010	0.0	17,674
18 繰入金	321,323	1.1	919,443	3.7	▲ 598,120
19 繰越金	1,015,611	3.4	234,587	1.0	781,024
20 諸収入	497,219	1.6	381,811	1.6	115,408
21 市債	2,446,100	8.1	2,005,800	8.2	440,300
歳入合計	30,170,893	100.0	24,542,746	100.0	5,628,147

(2) 歳出

(単位:千円、%)

目的別	2015(平成27)年度		2005(平成17)年度		比較 (A)-(B)
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	
1 議会費	231,682	0.8	418,709	1.8	▲ 187,027
2 総務費	3,629,862	12.7	3,086,387	13.1	543,475
3 民生費	9,679,164	33.9	6,924,505	29.4	2,754,659
4 衛生費	2,097,286	7.3	2,353,080	10.0	▲ 255,794
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0
6 農林水産費	1,260,808	4.4	2,010,376	8.5	▲ 749,568
7 商工費	659,045	2.3	369,071	1.6	289,974
8 土木費	3,127,758	11.0	1,901,573	8.1	1,226,185
9 消防費	953,566	3.3	964,627	4.1	▲ 11,061
10 教育費	2,188,412	7.7	2,058,975	8.7	129,437
11 災害復旧費	355,361	1.2	144,505	0.6	210,856
12 公債費	4,406,777	15.4	3,338,912	14.2	1,067,865
歳出合計	28,589,721	100.0	23,570,720	100.0	5,019,001

(単位:千円、%)

性質別	2015(平成27)年度		2005(平成17)年度		比較 (A)-(B)
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	
1 義務的経費	15,009,128	52.5	12,087,968	51.2	2,921,160
(1) 人件費	4,754,061	16.6	5,527,263	23.4	▲ 773,202
(2) 扶助費	5,848,290	20.5	3,368,814	14.3	2,479,476
(3) 公債費	4,406,777	15.4	3,191,891	13.5	1,214,886
2 投資的経費	3,356,111	11.7	2,578,908	48.7	777,203
(1) 普通建設事業費	3,000,750	10.5	2,434,403	10.3	566,347
(2) 災害復旧事業費	355,361	1.2	144,505	0.6	210,856
3 物件費	2,624,725	9.2	2,254,392	9.6	370,333
4 維持補修費	503,730	1.8	129,463	0.5	374,267
5 補助費等	3,475,984	12.2	3,174,145	13.5	301,839
6 積立金	756,738	2.6	1,019	0.0	755,719
7 投資・出資・貸付金	173,366	0.6	48,416	0.2	124,950
8 繰出金	2,689,939	9.4	3,296,409	14.0	▲ 606,470
歳出合計	28,589,721	100.0	23,570,720	100.0	5,019,001

6 まちづくりの主要課題

(1) 安全で安心できる都市基盤

熊本地震をはじめとした大規模な自然災害が今後も起こりうる可能性に対して市民の不安は広がっています。こうしたことから、消防・防災体制の充実や緊急時における救急・救助体制の充実とともに、地域ぐるみで自助や共助などによる地域防災の推進、安全で安心な生活を約束する災害に強い都市基盤の整備が求められています。

(2) 地域人材を生かす産業基盤

バブル崩壊後続く景気の低迷や厳しい雇用・労働情勢の中、本市で生まれ育った若年層の定住につながる雇用の確保とともに、退職後の雇用対策も問題となっており、一層の取り組み強化が重要です。新たな産業の創出やコミュニティビジネスの支援など、意欲と能力のある人々が新しい取り組みに挑戦できる支援体制を整えることが求められています。

(3) 安心して暮らせる生活基盤

本市では人口減少や若年層の流出が続く一方で高齢化はさらに進むと予測されており、このままでは地域の活力低下が懸念されます。こうしたことから、子どもを安心して生み育てる子育て環境の支援や教育環境の充実、また、市民一人ひとりが地域でいきいきと暮らせるよう、共に支え合っていく仕組みづくりや高齢者の生きがいづくりなどが求められています。

(4) 豊かな自然と共生する生活空間

本市にとって豊かな自然環境は大切な財産です。特に、都市機能との調和が生み出す“ちょうどいい！”生活空間は、定住意向の大きな要素にもなっており、今後も適切に保全していく必要があります。また、観光資源や環境教育への活用、都市景観の形成などにつなげていくことが求められています。

(5) 限られた財源を生かす行政基盤

厳しい財政状況の中、これまでの行政サービス水準を保ちつつ、市民にとって“ちょうどいい！”都市（まち）づくりを実現するためには、効率的でより効果的な地域経営を進め、施策の選択と重点化を図りながら、限られた財政資源で最大の成果に向けた行財政改革による行政運営が求められています。

(6) 官民協働による地域経営

今後のまちづくりにおいては、市民と行政による協働体制の強化、市民参画による官民協働型の推進体制の構築が必要です。また、行政運営においても、市民の信頼を得て協働のまちづくりに取り組むことのできる職員の育成、効率的に地域との連携を図っていくための組織機構の整備が求められています。

基本構想

第1章
まちづくりの目指す方向

第2章
熊本地震からの復旧・復興方針

第3章
施策分野別における基本方針

第1章 まちづくりの目指す方向

1 将来都市像

『 ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城 』

2 目標人口

本市では、人口減少対策についてこれまで取り組んできたものの、歯止めがかかっていない現状で、2015（平成 27）年の国勢調査では 59,756 人と、ついに 60,000 人を下回りました。この人口も、2025（平成 37）年には、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 55,459 人、2015（平成 27）年に策定した宇城市人口ビジョンによる推計では 54,750 人と試算されています。主な要因としては、若い世代が仕事を求めて市外へ転出していくことや、晩婚化の進展も相まって子どもの数が減少していることなどが考えられます。

このまま人口減少が続けば、雇用の減少や行政サービスの低下を引き起こすとともに、地域活動の担い手不足などへの悪影響によりさらに人口減少が加速するものと想定されます。そのため、計画終了時点で人口 55,000 人以上を維持できる持続可能なコンパクトシティ^{*}の形成により、市民一人ひとりにとって「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を目指します。

区 分	2015(平成 27)年	2024(平成 36)年
総人口	59,756 人	55,000 人
0 歳～14 歳（年少人口）	7,833 人（13.1%）	7,030 人（12.8%）
15 歳～64 歳（生産人口）	33,129 人（55.5%）	27,940 人（50.8%）
65 歳以上（老年人口）	18,738 人（31.4%）	20,030 人（36.4%）
世帯数（1世帯当たり人口）	21,432 世帯（2.8 人）	21,390 世帯（2.6 人）

3 就業人口推計

区 分	2015(平成 27)年	2024(平成 36)年
第1次産業	4,643 人（16.2%）	4,630 人（16.3%）
第2次産業	6,315 人（22.1%）	6,420 人（22.7%）
第3次産業	17,682 人（61.7%）	17,280 人（61.0%）
合 計	28,640 人（100.0%）	28,330 人（100.0%）

4 まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて、次の6つのまちづくり基本目標を掲げ取り組んでいきます。

「復興する」まちづくり

(生活基盤・社会基盤・産業基盤)

県の「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」で掲げられた3原則「Ⅰ被災された方々の痛みを最小化する」「Ⅱ単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す」「Ⅲ復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」にもとづき、国や県、被災した県内自治体と連携し早期の復旧・復興に向けたまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 復興住宅（災害公営住宅）建設による被災者の自立支援
- ・ 被災者の生活再建に向けた継続支援
- ・ 被災した事業者への継続的な再建支援
- ・ 豊川海岸、不知火海岸および鎧ヶ鼻ため池の堤防亀裂の完全修復
- ・ 道路、橋りょう、上下水道など、生活に関わる都市基盤の早期復旧
- ・ 自治公民館や地域コミュニティ施設などの身近な集会施設の早期復旧

「育てる」まちづくり

(学校教育・子育て支援)

本市の次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身につけ、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長できる教育環境と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 教育支援員の充実による教育体制の整備
- ・ 小中学校へのエアコン設置による教育環境の整備
- ・ 安全安心かつ効率的な運営に向けた給食センターの新設
- ・ 小中学校連携ならびに小中学校一貫教育の推進
- ・ 放課後児童の健全育成に向けた学童保育所などの充実
- ・ 被災した不知火小学校舎および松橋中学校体育館の新築
- ・ 公立保育施設への民間活力導入による官民協働の子育て支援環境の整備

「住み続ける」まちづくり

(生活環境・健康福祉・社会福祉)

全ての市民が、「ちょうどいい！住みやすさ」を実感できる医療や保健、福祉、介護をはじめとした各種行政サービスや生活環境の整備、そして災害対策の充実や防犯対策の向上を図ることで、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 障がい福祉サービス支援の体制強化
- ・ 年代に応じた健康管理・食育の推進
- ・ 医療・介護連携による包括ケアシステムの実現
- ・ 医療扶助の適正化とジェネリック医薬品の推進
- ・ 子育て家庭における経済的負担軽減の充実
- ・ 生涯スポーツ・文化活動の推進による高齢者の生きがい支援
- ・ 廃棄物の減量化徹底とリサイクルの推進
- ・ 防災消防体制と組織連携の強化
- ・ 済生会みすみ病院の移転支援

「持続する」まちづくり

(産業経済・都市機能・行財政改革)

土地の有効活用による乱開発抑制や農地・緑地の保全や少子高齢化に対応するためのコンパクトシティ[※]の形成、また継続的な流入や移住者の迎え入れを可能にする産業基盤や都市機能の整備を図ることで持続していくまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 国営事業による農地の集積と農業基盤の整備
- ・ 不知火海湾奥の浅海化対策に向けた活動促進
- ・ 雇用機会の拡大に向けた企業誘致の促進
- ・ 空地・空き家の有効利用の促進
- ・ JR松橋駅および小川駅周辺の整備計画・推進
- ・ 宇城氷川スマートIC[※]の利用促進
- ・ 国道3号および218号の4車線化実現に向けた活動促進
- ・ 熊本天草幹線高規格道路の早期事業化推進
- ・ 大野川リバーサイド整備による交通渋滞緩和と宅地化促進

「選ばれる」まちづくり

(観光物産・移住定住)

将来にわたって豊かで安心できる生活のためには持続的発展が不可欠であるため、交流人口や移住・定住者の増加、「ちょうどいい!」と実感できる環境や基盤の整備、そして、本市ブランドの確立と向上に向けた戦略的取り組みにより、さまざまな目的に選ばれるまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 三角西港～東港エリアの総合的な観光拠点づくりと一体的なPR展開
- ・ 三角西港の世界文化遺産としてのブランド力の強化と情報発信・観光振興
- ・ 農林水産品のブランド化と販路の確立
- ・ 金桁温泉のブランド復活と観光拠点整備
- ・ 豊野小中一貫教育による充実した子育て環境のPRによる定住促進

「活躍する」まちづくり

(雇用・男女共同参画・交流・文化スポーツ)

さまざまな交流の機会や住民が主役となるまちづくり活動やコミュニティビジネス[※]など、市民が参画する機会の創出により、障がいのある人や定年を迎えた高齢者層、子育てが一段落した女性、若者など、まちづくりの担い手としての役割や仕事で活躍できるまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 障がいのある人への就労支援と自立支援の充実
- ・ 女性が輝ける社会に向けた男女共同参画の推進
- ・ スポーツ指導者育成による競技レベルの向上
- ・ ボランティアや市民・NPO活動の支援充実
- ・ 若年層を中心とした交流創出による参加型イベントの新設
- ・ 総合型地域スポーツクラブ[※]との連携による社会体育の充実

5 土地利用構想

(1) 土地利用の考え方

土地は、生活や産業活動などの共通基盤であり、多様な機能を有する市民の限りある貴重な資源です。そのため、利用に当たっては市域の均衡ある発展を目指し、長期的かつ総合的な展望に立ち、緑豊かな自然環境との調和を基本に、社会的、経済的、歴史的、文化的諸条件などに配慮する必要があります。また、環境の保全や公共の福祉に重点を置く一方、都市としての秩序ある自立性に向けて総合的な土地利用を合理的かつ有効に進めていく必要があります。

①共に支えあい安全で安心して暮らせる土地利用

日常生活に必要な公共施設、商業施設、医療施設、レクリエーション施設など、多くの人が利用する施設がより身近に利用でき、まち全体が市民一人ひとりにとって安全で安心して暮らせる生活空間としてまとまりを持つことが重要です。

②市民と行政が協働して進める魅力ある土地利用

地方分権の今、市民と行政が役割を分担しながら、協働して土地利用を進めていくことが重要であり、とりわけ、市民や地域が主体的に自らの地域をどのようにしていくかを考え、それぞれの特性や実情に応じた魅力あふれるまちを築いていくことが重要です。

③自然と共生するゆとりと潤いのある土地利用

豊かな自然、美しい景観を引き続き守り、育み、生かしていくとともに、その中で市民が安らぎ、健康で文化的な生活が確保できようような土地利用を進めていくことが重要です。

(2) 土地利用配置の基本方針

都市空間構成を基調としながら、都市的土地利用と自然的土地利用が共生できる調和のとれた土地利用形成を図るものとします。

①都市的土地利用

人口が集中する中心市街地や JR 松橋駅、小川駅および三角駅周辺、高速道路インターチェンジ周辺については定住化や企業誘致などの拠点として計画的な環境整備を進めます。

②自然的土地利用

市街地の外周となる緑豊かな山林と、集落の周りに広がる田園により構成された自然環境に対し、引き続き保全を基本とした土地利用を図るものとします。

(3) 土地利用のエリアゾーニング

良好な環境を形成し機能的な都市活動の展開を図るためには、適正な土地利用を誘導する必要があります。そこで「市街化を推進する都市的エリア」と「開発を抑制する自然的エリア」の2つにゾーニングして効果的な土地利用を促進します。

①市街化を推進する都市的エリア

ア 業務・商業核（中心商業・業務地区）

市役所、JR 各駅などの公共・交通機能を核に、計画的住宅街区や大規模店舗などが集積した、魅力ある中心地として計画・整備を進めます。地区整備に当たっては、単に施設の整備だけでなく、中心商業地区としての魅力を提供する観点から、快適性とともに関遊性を有する商業空間の形成を図るものとします。

イ 沿道商業地区

市街地との適正な機能分担・連携を図りながら、沿道サービス施設の整備・誘導を図るとともに、これらと住宅が共存する地区として、その環境整備を進めます。また、国道3号の整備に伴い、沿道土地利用の変化がみられますが、乱開発を防止し、市のイメージを発信できるような景観の形成を図るとともに、活気ある商業サービス業などの秩序ある立地を促す方向で整備されるよう推進します。

ウ 工業地区

今後の優良企業の受け皿として、工業適地指定などの活用で工業用地を供給するものとし、現工業地においては、施設周辺の整備および環境に配慮した整備を推進します。

エ 住宅地区

既成市街地およびその周辺は、主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図るものとします。この中で、中層住宅や高齢者向け共同住宅などを一団として整備し、土地の高度利用と良質の新住宅地の供給を推進します。

オ 集落地区（田園居住地区）

市街地周辺の既存集落地を中心に、地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めます。特に、コミュニティ施設や教育・子育て支援施設などの整備・充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を促進します。

②開発を抑制する自然的エリア

ア 農地

水田を中心に生産性の高い農業ゾーンを配置し、土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、農村景観の保全を推進します。

イ 山林

山林は、国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全策を講じるものとします。また、保有する自然・歴史・文化などの諸資源を、保全と活用の両目的で一体的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供を図り、かつ市民の心的シンボルの自然環境保全ゾーンとして保全整備を図ります。

ウ 河川・水面

河川は、災害防止と安全性の確保および水資源の確保を図ります。また、整備に当たっては、防災面での河川改修をはじめ、地域の自然環境や水資源を損なわないように配慮するとともに、市民が水と親しめる空間の確保のため、積極的に親水的整備・多自然型整備などを進めます。

第2章 熊本地震からの復旧・復興方針

1 趣旨

2016（平成28）年4月14日から4月16日にかけて、本市では震度6強を含む突然の強い揺れに襲われ、被災した市民の生活は一変しました。震災で被害を受けた暮らしの再建と産業の再生を果たし、一日も早い震災からの復旧・復興を成し遂げることがこれからのまちづくりにおいて最重要課題ととらえています。

そこで、「震災からの復旧・復興方針」として、まちづくりの最上位計画である総合計画の基本構想で掲げるものです。

2 役割と期間

（1）役割

復旧・復興に向けた方針を市民に分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、復興に向けた取り組みへの理解と協力を促進して、効率的かつ効果的に事業展開を進めます。

（2）期間

2017（平成29）年度から2024（平成36）年度までの8年間で、前期4年間は インフラの復旧、応急仮設住宅の解消、住宅や都市基盤の再建・整備などを旨とする「復旧・復興期」、後期4年間は復旧したインフラや生活・都市基盤を基に、地域の活力向上を目指す「再生・発展期」として設定して取り組みます。

2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)
復旧・復興期【4年】				再生・発展期【4年】			

3 位置づけ

熊本地震からの復旧・復興においては、第2次宇城市総合計画における最優先課題と位置づけて、基本構想に復旧・復興の方向性を示す「熊本地震からの復旧・復興方針」を、基本計画にはその方針を具体化するために「震災復興」を施策分野の一つと設定し、基本目標の一つに“「復興する」まちづくり”を掲げて目標年次に向けて取り組んでいきます。

4 推進体制

庁内組織の推進体制を強化することで、情報共有を徹底し地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応を図ります。また、市民や NPO^{*}、企業、議会などと意見交換できる仕組みづくりとして「震災復興宇城市民会議（仮称）」を創設、協働して“「復興する」まちづくり”を進めます。

事業の評価手法としては、PDCA サイクル^{*}を用いて、客観的に行います。また、評価においては担当部署のみならず、「震災復興宇城市民会議（仮称）」においても計画を評価（Check）し、市民ニーズや満足度を捉えて適切な評価結果をもとに改善（Act）につなげていきます。

また推進に当たっては次の方針に基づき進めていきます。

- ① 国・県の復興支援制度を活用した復旧・復興の推進
- ② 健全財政運営に基づく復旧・復興の推進
- ③ 市民参画による復旧・復興の推進
- ④ 主体別の役割に基づく復旧・復興の推進
- ⑤ 広域連携による復旧・復興の推進

5 現状と課題

本市においては、多くの住居などが被災し倒壊した建物も多数ありましたが、幸いにも建物倒壊が原因で死亡した人はいませんでした。これは、人命を最優先に、学校施設を含めた公共施設で耐震補強工事が実施されていたことや市民の防災意識の高さなどから、人的な被害が少なかったと考えられます。しかし、市内の多くの地域で、震度6弱の前震、震度6強の本震が襲い、一般の住宅などの建物や公共施設、特に学校施設や社会教育・社会体育施設、上下水道や道路などに甚大な被害を及ぼし、復旧には相当な時間と費用を必要としています。

さらに、合併した5町が基礎自治体としての必要性から整備した施設で、目的が重複する施設も複数存在していることから、公共施設の復旧に当たっては、今後の行政運営を効率的なものにしていくため、このような市政の課題解決も視野に入れながら、公共施設の統廃合を視野に入れた再構築を図っていく必要に迫られています。

このことから、公共施設、特に建物の復旧を進めるに当たっては、単に元通りに戻すというのではなく、それぞれの施設の利用状況や将来の見通し、他に代わる施設がないか、類似の施設と統合してはどうかなど、さまざまな面から検討する必要があります。

そして何よりも、一日も早い生活の再建を目指し、市民への支援や生活の基盤となる産業の復興、産業や保健、医療、福祉などの分野において、近隣市町などとの連携を基盤とした圏域の復旧・復興が求められています。

6 基本的な考え方

熊本地震からの早期復旧・復興に向けた取り組みを最優先に行い、本市が目指す将来都市像「ちよどいい！住みやすさを実感できる都市(まち)・宇城」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

(1) 被災者生活の再建

住宅に被害を受けた市民への住宅再建支援や、生活再建の支援を行うほか、生活環境の再建を図ります。また、保健・医療・福祉の充実や、安心して暮らせる環境を整えます。

(2) 産業・経済の復興

産業の復興とさらなる振興を目指し、農林業施設の復旧や企業などの生産基盤の復旧に向け、ハードとソフト両面での対応を行います。また、併せて雇用の創出や確保を目指し対策を進めます。

(3) 公共土木施設・ライフラインの復旧

市民の利便性や安全性の確保のため、道路や河川などの公共土木施設について、国や県と連携を図りながら早期復旧を進めます。また、上下水道など、ライフラインの早期復旧に取り組みます。

(4) 教育環境の復旧

市内各地で震災により大きな被害を受けた学校施設や社会教育施設、社会体育施設の復旧を進めるとともに、施設配置の見直しや類似施設の統合による施設機能の充実を図り、本市教育環境の復旧と振興を図ります。

(5) 新たな安全で安心なまちづくり

今回の震災から得た教訓を踏まえ、防災体制の強化を図っていくとともに、安全安心なまちづくりを進めます。

(6) 近隣自治体および関係機関との連携

県の「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を踏まえ、国や県、近隣市町、各種団体と連携し、適切な役割分担のもとにそれぞれの総力を結集して圏域の復興とさらなる発展を目指します。

(7) 復旧・復興のための財源確保

現在、復旧・復興に当たっては進行中ですが、今後も継続して進めていくためには、地方交付税や災害復興交付金などの国による財源措置が不可欠です。このため、県や他市町村との連携を図りながら国に強く働きかけて財源の確保を図ります。

第3章 施策分野別における基本方針

1 震災復興

(1) くらし・生活の早期再建を目指します

- ・ 仮設住宅入居者などの恒久的な住まいの確保
- ・ 被災者の生活見守りと医療・福祉の経済的支援の充実
- ・ 地震対応の検証などによる防災計画や訓練などの見直しによる災害対応強化

(2) 社会基盤の早期整備を目指します

- ・ 被災した道路・河川・公園・上下水道などの公共土木施設整備
- ・ 復旧とともに今後を見据えた新たな教育関係施設整備
- ・ 防災拠点施設の整備や民間施設を含めた耐震化による災害に強いまちづくりの促進

(3) 地域産業の早期再生を目指します

- ・ 農地や農業施設などの生産施設の復旧や改修による農林水産業の再生支援
- ・ 被災した商工業の店舗・工場などの復旧による産業活動支援
- ・ 新しいコミュニティビジネスの展開支援による新産業創出

2 教育文化

(1) 充実した教育環境による児童生徒の育成を目指します

- ・ 確かな学力、健やかな体、豊かな心を育む教育の充実
- ・ 安心して学校教育を受けられる環境整備の促進
- ・ 安全な学校給食の提供、食育の推進および地産地消の推進

(2) 人権の尊重による男女共同参画社会の形成を目指します

- ・ 基本的人権の尊重と差別意識の解消に向けた教育強化
- ・ 啓発イベントなどを活用した男女共同参画社会の推進

(3) 後世に残す芸術文化、伝統芸能、文化財の保存と活用を目指します

- ・ 文化活動の推進と伝統文化の継承および文化施設の活用促進
- ・ 文化財および世界文化遺産の保存・活用の拡充

(4) 社会教育、スポーツのさらなる推進を目指します

- ・ 市民一人ひとりの生涯を通じた生きがいづくりの充実
- ・ スポーツを通し、心身ともに健康で暮らせるまちづくりの推進

3 生活環境

(1) 安全で安心して生活できる環境づくりを目指します

- ・ 消防団を中心とした地域消防の充実
- ・ 災害被害の最小限化に向けた防災意識・危機管理意識の高揚
- ・ 災害に強いまちづくりの促進
- ・ 交通安全施設の整備や交通安全活動の促進
- ・ 防犯施設の整備や防犯意識の高揚
- ・ 消費者問題の未然防止に向けた相談体制の充実と啓発活動の拡充

(2) きれいで住みやすい環境づくりを目指します

- ・ ごみの減量化とリサイクルの推進
- ・ ごみのない美しいまちづくりに向けた不法投棄の防止強化
- ・ 環境負荷の少ない処理施設建設の推進
- ・ 豊かな自然が残る水辺環境の保全
- ・ 恵まれた自然環境の保全に向けた環境学習機会の創出
- ・ 爽やかな澄んだ大気や清らかな水環境の保全

4 健康福祉

(1) 共に支え合う福祉社会の実現を目指します

- ・ 「自助・互助・共助・公助」の視点に立った地域福祉の充実
- ・ 妊産婦と子どもと子育て家庭の総合的な支援の充実
- ・ 障がいへの理解と障がい福祉サービスの充実
- ・ 高齢者の生きがい対策と高齢者福祉の充実

(2) 健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します

- ・ 健康づくりの推進による病気の重症化や要介護状態の予防
- ・ 地域医療と救急医療体制の充実

(3) 自立を支える社会保障制度の適正化を目指します

- ・ 介護保険事業の適正運営と介護予防の推進
- ・ 国民健康保険事業などの適正運営と疾病予防の推進
- ・ 生活保護などの適正実施と生活援護・自立支援の強化

5 産業経済

(1) 農業の基盤強化を目指します

- ・ 経営感覚に優れた農業の担い手の育成強化と営農継続の支援拡大
- ・ 農地の大区画化や排水改良などによる農地集積の促進
- ・ 高収益な作物・栽培体系への転換推進と安全安心な農産物の生産強化・販路拡大
- ・ 鳥獣被害防止に向けた取り組み支援

(2) 森林機能の保全を目指します

- ・ 森林の水源涵養機能の維持と適切な管理
- ・ 山地災害防止機能の維持と強化

(3) 水産業の振興を目指します

- ・ 「つくり育てる」漁業の振興と良好な漁場環境の整備
- ・ 新しい魚介類の育成とブランド化による販路拡大

(4) 商工業の経営基盤の確立を目指します

- ・ 魅力ある商店街の整備・活動の支援と空き店舗を利用した取り組みの強化
- ・ 起業や成長が見込める産業分野への取り組み支援
- ・ 観光施設の充実や特産品開発の推進およびDMO^{*}による稼げる観光業の確立

6 都市基盤

(1) 安心して暮らせる都市基盤を目指します

- ・ 災害時においても飲料水の安定供給が可能な水道施設の整備
- ・ 上水道事業と簡易水道事業を統合した水道事業の安定化
- ・ 汚水処理の促進と公衆衛生確保および公共用水域の水質保全

(2) 安全で快適な道路環境を目指します

- ・ 幹線道路を結ぶ道路網整備による市街地の渋滞緩和
- ・ 交通安全性に配慮した生活道路の整備
- ・ 老朽化した道路や橋りょうの災害対策強化

(3) ずっと住み続けたい都市環境を目指します

- ・ 景観保全に配慮し生活機能を集約したコンパクトなまちづくりの推進
- ・ 誰もが利用しやすい災害拠点機能を備えた公園の整備
- ・ 地域公共交通網の再編成と交通機関の結節点の整備

7 地域経営

(1) 市民と共に考え、共に行動する経営を目指します

- ・ 市民に分かりやすい経営の徹底
- ・ 市民の経営に対する意識の高揚
- ・ 市民と行政の信頼関係の強化
- ・ 市民が参加・協働しやすい環境の整備

(2) 「あしたの宇城市」を実現する経営を目指します

- ・ PDCAサイクル[※]を基本とする経営の推進
- ・ 地域のニーズに対応したきめ細かな対応強化
- ・ 広域連携による行政サービスの効率化

(3) 無駄のない効率的な経営を目指します

- ・ 持続可能で健全な財政の運営
- ・ 効率的な組織体制と行政改革の推進

8 地方創生

(1) 「稼ぐ力」を高め、良質な雇用の創出を目指します

- ・ 付加価値向上や販路拡大に向けた金融機関などとの連携強化
- ・ 農業関係者などと連携し稼ぐ農業の推進と担い手確保の促進
- ・ 金融機関などと連携し創業支援による稼ぐビジネスの創出

(2) 「稼ぐ力」を高める人の流れの創出と繋がり拡大を目指します

- ・ 観光地域づくりによる稼げる観光の推進
- ・ 稼げる人材にターゲットを絞った戦略的な移住促進
- ・ UIJタウン[※]や企業誘致などの促進に向けた地元出身者との関係強化
- ・ 地域の核となる市内高校の活性化と市内就職の促進による若年層の流出抑制

(3) 「稼ぐ力」を高めるための競争力強化と地域システムの構築を目指します

- ・ 住宅会社や金融機関などと連携した宅地開発による子育て世代の流入拡大
- ・ 民間の保育所や事業所などと連携した「子育てをしたい町」のPR強化
- ・ 地域ごとの担い手育成や公共交通・買い物支援などの対策強化

前期基本計画

第1章

“復興する」まちづくり”を目指して

第2章

“育てる」まちづくり”を目指して

第3章

“住み続ける」まちづくり”を目指して

第4章

“持続する」まちづくり”を目指して

第5章

“選ばれる」まちづくり”を目指して

第6章

“活躍する」まちづくり”を目指して

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	1	恒久的な住まいの確保		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震では多数の市民が被災し、住宅についても多くの被害を受け自宅を離れて暮らしたり、避難所での生活を強いられた住民が多数発生しました。

本市は、これらの市民の避難生活を解消するために応急仮設住宅建設やみなし仮設住宅、市営住宅提供などの対応を行ってきました。

応急的な住居は確保したものの応急仮設住宅やみなし仮設住宅の入居期間は原則として2年以内、市営住宅の一時入居の期限は1年以内と

なっていることから、被災者に安心して生活してもらうためには恒久的な住まいが必要です。

平成28年9月に半壊以上の判定を受けた世帯に対して行ったアンケートによると、「修理や建て直しなどにより自宅を再建する」と回答した世帯が多数でしたが、「高齢などにより、資力がなく自宅再建は難しい」と回答した世帯もありました。これらの世帯に対して、いかにして恒久的な住まいを確保するかが課題となっています。

プロジェクトの基本方針

本市は、恒久的な住まいの確保のために、住宅再建情報の提供とともに、地域特性や住み慣れたコミュニティの維持、高齢者などに配慮した、「あんしん」と「あたたかさ」、そして「ふれあい」のある住宅環境の整備を推進します。

特に災害公営住宅の建設については、住宅の確保が自力では困難な被災者のために「早期の整備」、「中・長期的な住宅政策との整合」、「被災地

の再生」、「小さな拠点づくりの推進」、「それぞれの地域政策実現への寄与」という観点で建設を進めます。

また、住民の生活再建の基礎となる地域づくり・住宅再建は主要な課題です。被災者が安心できる住まいを一日も早く確保できるよう、復興まちづくりについても復興事業の加速化を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 災害公営住宅建設の推進

熊本地震によって住宅を失った市民に恒久的な住まいを提供するために、国の補助事業などを有効に活用して、災害公営住宅を建設します。

また、建設戸数や建設地については、アンケートなどでの建設要望世帯の意見を踏まえて、より要望に応えられるように実施します。

(2) 住み慣れたコミュニティを維持した安全な住宅地の復興

被災地の早期復興と市街地防災性の向上を図るため、都市防災総合推進事業などを活用して、被災地における復興まちづくりや都市の防災構造化などに対する支援を行います。

また、災害で著しく損壊した住宅などが集合することにより生活環境の整備が必要な地区については、損壊家屋の除去・道路や公園などの公共施設や地区施設の整備を行い、被災地の早期復興および市街地の防災性の向上のための支援を行います。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
災害公営住宅 の建設	建設戸数・用地などの把握	設計	建設工事		
復興まちづく りと防災構造 化の支援		基本計画	実施		
みなし仮設、仮 設住宅の入居 者への支援		一時的な住まいからの移行支援の検討 (意向調査などの実施)	自立支援		
		自立再建住宅の情報提供			

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	2	被災住宅の再建支援		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震では人的被害が発生するとともに多くの建物被害が発生し、自宅での生活ができなくなった被災者は、避難所や車両などでの屋外生活や知人宅に身を寄せるなどの生活を余儀なくされました。

その後、余震も減り自宅再建に着手する世帯が増え、り災証明で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた世帯については、国の「応急修理制度」が適用されました。

この制度は「災害発生の日から1カ月で修理をすること」になっていましたが、需要過多により施工業者が見つからないことで期限が延長さ

れ、未だ完了に至っていない世帯が多い状況です。一方、この制度が適用されない一部損壊世帯からも支援を求める声が多く寄せられ、本市ではこの声に応えるために市独自で「宇城市被災住宅等再建支援事業」を創設しました。この事業は、一部損壊世帯に対する支援と市内事業者の活性化を図る目的で、住宅などの修理金額に応じて復興券を交付するもので、平成28年10月から実施しています。

両事業とも被災者の生活基盤である住宅再建を行うための支援であり、住宅修理をいかに早期に完了するかが課題となっています。

プロジェクトの基本方針

被災住宅の再建支援に関しては、国・県への支援事業の拡充および新規事業の働き掛けを行うとともに、被害を受けた全世帯に対して情報提供や有効活用についての啓発や推進を行います。

また、国の支援が受けられない一部損壊世帯に

ついては、引き続き市独自事業の「宇城市被災住宅等再建支援事業」により支援します。

今後、住宅整備については、住宅の耐震診断や耐震補強についての制度拡充や啓発について積極的に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 応急修理制度の推進

り災証明で「半壊以上」の判定を受けて本制度を申請された世帯の修理が早期に完了できるように、必要に応じて国や県などへの制度拡充要望や、申請者への施工業者のあっせんを引き続き行います。

(2) 被災住宅等再建支援事業の推進

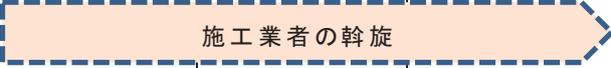
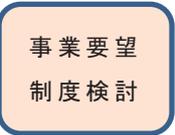
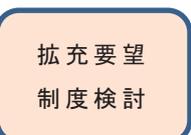
り災証明で「半壊未満」の世帯について支援が受けられる本事業について、引き続き継続して実施し、被災世帯の生活再建を支援します。

(3) 戸建木造住宅の耐震診断・補強設計・改修の推進

旧耐震基準である「昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、在来軸組工法によって建築された地上階数が 2 以下の建物」に対して、耐震診断費用を助成します。

また、耐震診断により「安全な構造でない」と判断された建物については、併せて耐震補強設計および改修工事の支援を行います。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
応急修理制度 の推進					
					
被災した住宅 の再建支援					
住宅耐震化の 促進					

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	3	ライフライン（上下水道）の復旧と災害に強い施設の強化		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震によって、上下水道の施設および管路が損傷したことで水道水の断水が発生し、復旧までに相当な時間を費やしました。

水道事業においては、上天草宇城水道企業団の構成市の中で地震被害が比較的少なかった上天草市から応援水を受けながら、早急な断水対応をして仮復旧を行いました。

下水道事業においては、震災直後には管渠の異常は見られなかったものの、その後のテレビカメラ調査で管渠内の損傷が確認されたため、国庫補

助事業による復旧工事を行っています。また、マンホールと道路の段差などの復旧は随時行っています。

上下水道管は地中に埋設されているため、歪み、たるみなども想定されます。現時点では応急修理で落ち着いているものの、今後は漏水調査などを行いながら、傷んだ管路を早急に復旧する必要があります。また、施設についても敷地内に亀裂が入るなど、いまだに本復旧はできていない状況にあります。

プロジェクトの基本方針

上下水道管については、そのほとんどが地中埋設管のために、目視で確認することはできません。今後も、水道管の漏水調査などを行い、また下水道管についてはテレビカメラによる調査によって復旧作業を進めます。

一方、これまで井戸水を使用していた世帯においては、地震により井戸水が濁ったり濁水した例もあり、今後、上水道に加入する世帯も増えてくるものと思われます。将来的には人口減少が見込まれ、これに伴い給水人口も減少していきますが、

当面の水道水の確保を図るため、現在休止している井戸などの取水施設などを再活用することで、少ない投資で今後の水の需要に対応していきます。

下水道施設については、現在は通常どおり排水されているものの、管渠のたるみなども確認されていることから、今後実施する修繕や拡張工事などにおいては、耐震管を採用するなど防災対策を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 上水道施設災害復旧事業

災害に強い水道施設整備や管路更新を行うとともに、定期的に漏水調査を行うなど管路の適正な維持管理を図ります。

現在、上天草宇城水道企業団の構成自治体において、災害時の水供給が不足した場合の応援水について協議し、各世帯に早急に水供給ができるような災害協定を締結しています。水不足が懸念される夏場の水対策については、休止している施設を稼働するなど応急時の濁水対策に取り組みます。また、寒波による水道管凍結による漏水防止や、災害時の水道管破損による漏水対策のための広報活動を行います。

今後、新たに設置される水道管については、耐震管を積極的に採用し防災対策を行います。

(2) 下水道施設災害復旧事業

熊本地震により被災した下水道施設や管渠について、早急に復旧を行うとともに、必要に応じて管渠内にテレビカメラを入れたるみなどの調査を行いながら、適正な維持管理を行います。

下水道は重要なライフラインとして被災した場合でも、最低限の機能が維持できるように最短の期間（目標 30 日以内）で応急復旧を行い、その機能を保持しながら、本復旧に向けて早急な対応ができるように下水道業務継続計画（BCP）の立案を行い、被災時の行動指針となる計画書の策定に取り組みます。

今後、新たに設置される管渠については、耐震管を積極的に採用し防災対策を行います。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
上水道施設の 復旧	応急対応 ・ 復旧完了	漏水調査	漏水調査 設計	漏水調査 設計 工事	設計 工事
下水道施設の 復旧	応急対応 調査・設計	BCP立案 工事	管内調査	工事・修繕	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	4	公共土木施設および被災宅地などの早期復旧		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震により道路・河川などの公共土木施設が被災し、路面の亀裂や陥没、河川護岸の崩壊などで、市民の生活に多大な被害をもたらしました。この地震の影響で地盤に緩みが生じ、梅雨前線による豪雨では、通常では考えられないような大規模な被害が発生し、中心市街地の低・平地では、床上・床下浸水が発生しており、被災地の実情を踏まえた早期復旧が求められています。

道路の亀裂や陥没は、被害が顕著であった下水道埋設部分を中心に空洞調査を行い、ライフラインの確保を最優先に復旧に取り組んできました

が、未だに通行不能箇所もあり、市民生活に支障をきたしています。

河川においては、宅地と河川護岸が兼用されており、重機などが入れない状況です。災害査定を終えた被災箇所から、順次災害復旧事業に取り組んでいますが、施工する建設業者も不足しており、今後、復旧工事の遅れも懸念されています。また、がけ崩れや宅地の擁壁などにも大きな被害が発生し、このまま放置すると道路や水路などのライフラインに被害を及ぼす恐れもあります。

プロジェクトの基本方針

地震と豪雨による被害は、甚大かつ広範囲にわたるため、単年度での復旧は困難な状況にあり、潜在的な路面の空洞化や緩みはいつ顕在化するかわからないため、発見次第対応していきます。

宅地兼用護岸の河川被害においては家屋解体後に護岸復旧を行う必要があり、関係者と連携を図りながら取り組みます。また、がけ崩れや宅地

擁壁の復旧については国や県の事業を活用しながら早期の復旧を目指し、二次災害の防止や災害時のライフライン確保に取り組みます。

今後、復旧から復興へ市民のニーズに沿った対応が必要不可欠であり、被災状況に応じた計画的な復旧・復興で、生活への影響を最小限に抑えていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 地震災道路の復旧・復興

市道は、地震の影響により、今後、路面陥没などが発生する恐れがあり、迅速に対応する体制づくりが必要になります。市道は生活に欠かせない道路であり、常に点検しなければ事故を防ぐことができません。このため、道路パトロールの強化により、路面陥没箇所を早期に発見し、随時、補修を行うとともに、損傷の激しい道路の計画的な維持管理に取り組みます。

(2) 地震災河川復旧

本市の河川は小規模河川が多く、特に市街地の準用河川は、宅地と護岸が兼用となっており、復旧が困難な状況にあります。震災による護岸崩壊や家屋倒壊もあるため、家屋の解体撤去に合わせ、護岸の復旧、整備を行います。今後は、計画的な河川改修を進めるとともに、河川の官民境界に基づく管理区分を明確にしながら、復興を進めます。

(3) 災害がけ崩れ対策事業・宅地耐震化推進事業の実施

急傾斜地においては、二次災害を防止するため地域防災がけ崩れ対策事業を実施します。また、宅地擁壁の崩壊により国県道や避難路などの公共施設に被害を及ぼす恐れがある箇所に対しては、災害時のライフライン確保のため宅地耐震化事業を実施します。さらに、国庫補助の対象とならない被災住宅についても、早期復旧を支援します。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
道路・河川の復旧	応急対応	パトロールの強化 設計	順次補修・復旧工事		
がけ崩れの防止対策	調査	設計	がけ崩れ対策事業の実施	復旧完了	
住宅耐震化の促進	住宅耐震化制度による支援	住宅耐震化事業の実施	継続的に耐震改修の必要性を周知		

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	1	地域支え合いセンターによる生活再建支援		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

熊本地震の発生以降、被災者の生活を最優先に、市内6カ所、176世帯の仮設住宅を平成28年11月までに設置して入居のサポートを行い、現在、約450人が生活しています。また、罹災証明の判定により仮設住宅に入居できない人や、入居条件はクリアしているが仮設住宅の不足で一般のアパートなどを活用した「みなし仮設住宅」での生活を余儀なくされた人も含め、被災者の多くは震災前とは程遠い生活を余儀なくされている状況です。

そこで本市は、被災者の孤独死やひきこもりなどを防止し、安心した生活が送られるように支援

することを目的として、平成28年10月、宇城市社会福祉協議会内に「宇城市地域支え合いセンター」を設置しました。

当センターでは、市内の仮設住宅や市内外のみなし仮設住宅で生活している被災者を対象に困りごと相談やコミュニティづくりを支える交流活動などを実施していますが、供与期間2年間の終了前まで早期の生活再建に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。加えて、供与期間を過ぎても生活再建が難しい人に対する対応も検討する必要があります。

プロジェクトの基本方針

地域支え合いセンターでは、自由に集まれる場所や住民同士の見守り、相談活動、サロン、お茶会などを行い、孤立や生活不活発病防止活動と仕事づくり、さらには、コミュニティづくりを行う役割を担い、被災者一人ひとりに寄り添いサポートをしていきます。

また、住民による運営をベースとした支え合い活動を主な目的としているため、専門職による相談・支援については、地域の既存の専門機関（地

域包括支援センター・健康づくり推進課など）と連携することにより、問題解決を図ります。

そして、住民の身近な拠点として位置付くため、専門職や専門機関による医療や介護に関する巡回相談や巡回診療などの受け皿としての機能を果たし、各行政区をはじめ民生委員児童委員、保健師との協働による早期の住宅および生活の再建を図ることで、限られた仮設住宅での生活からの自立を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 見守り・生活支援相談対応

応急仮設住宅やみなし住宅、在宅での被災者の見守り、生活支援相談などを行い、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施し、被災者の抱える健康問題や法律問題、金融問題などの専門的な悩みに対する聞き取りなどを行い、そのニーズに沿った専門機関へつなげていきます。

また、供与期間内での自立を目標としていますが、期間を過ぎても生活再建が難しい人に対しては、継続して支援に取り組んでいきます。

(2) コミュニティづくりの支援

主に、仮設住宅が中心となりますが、集会所や談話室を活用した入居者の交流や情報交換を行う事業を計画実施し、入居者同士や地域住民との交流の機会を提供することで、孤独死やひきこもりなどを防止し、被災者の早期の生活再建につなげます。

(3) 関係機関との連携

健康問題などを抱える被災者については、関係機関と連携して必要な福祉サービスの提供を行います。また、支え合いセンターや関係機関との連携や協力、情報交換などを図るために、月1回頻度でミーティングを開催していきます。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
仮設住宅などの入居者支援などの見守り・相談支援		ニーズに沿った支援 (意向調査の実施・自立再建住宅の情報提供など)		自立再建への支援	
仮設住宅などの交流に対する支援		交流事業の計画・実施			
		福祉サービスの提供・ 交流事業の計画・実施		福祉サービスの提供・ 交流事業の計画・実施	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	2	学校教育環境の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

本市の小中学校施設は、熊本地震により校舎をはじめ体育館やプール、さらにインフラ設備から教材備品まで多大な被害を受けました。特に、不知火小学校と松橋中学校の校舎および松橋中学校体育館の被害は甚大で、国の災害査定を受けた小中学校施設の復旧工事は全部で16校におよびました。

特に、不知火小学校校舎は校舎のうち1棟が一部倒壊の危険性から使用できなくなり、松橋中学校校舎は柱にひび割れが生じて多くの教室が使用できなくなりました。また、松橋中学校体育館

は天井の非構造部材の一部が落下し、豊福小学校体育館は、筋交の破断によって使用できなくなり、授業や部活動に大きな支障が出ました。

このように、学校施設は甚大な被害を受けましたが、本市では平成27年度までに全ての学校教育施設の耐震整備を終えていたことで、校舎や体育館は全壊に至らず耐えしのぐことができたと判断しています。

一日も早く震災前の教育環境を取り戻すため、今後の早急な工事着工および工事完了に向けた取り組みが求められています。

プロジェクトの基本方針

学校教育環境の復旧に向けて、学校で学ぶ全ての子どもたちが、安全で安心して学べる教育環境を確保するため、「学校施設の復旧・再建」「教育

環境の確保」「心のケア」の3つを柱として取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 学校施設の復旧・再建

安全で安心な学校教育を確保するため、被害を受けた学校施設の復旧を急ぐとともに、特に甚大な被害を受けた学校施設については仮校舎を整備します。特に、不知火小学校の校舎建て替えおよび松橋中学校の体育館建て替えについては、それぞれに学校・保護者の代表や教育関係者、地元の代表で構成する検討委員会を設置して協議を重ね、地域に根差した再建に取り組みます。

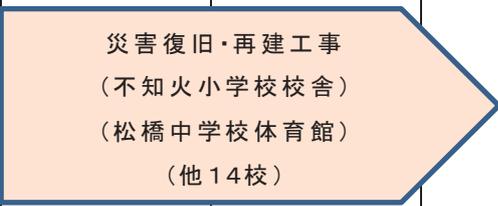
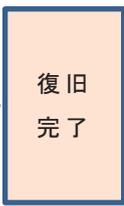
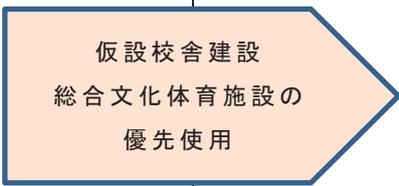
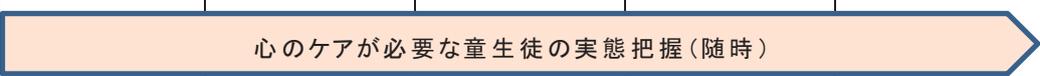
(2) 教育環境の確保

校舎や体育館が使用できないため支障をきたす授業や部活動および学校行事について、他の施設を確保して実施できるよう、また、その施設まで安全に移動できるよう交通手段を支援して、教育環境の確保に取り組みます。

(3) 心のケア

スクールカウンセラーなど専門職員の派遣などにより、児童生徒の心のケアにきめ細かく対応するとともに、被災学校に支援教職員の人的体制を強化して生徒指導・教育相談の取り組みを充実します。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)	
学校施設の復旧・再建	 応急的 対応	 災害復旧・再建工事 (不知火小学校校舎) (松橋中学校体育館) (他 14 校)			 復旧 完了	
被災学校の教育環境の確保	 仮設校舎建設 総合文化体育施設の 優先使用					
児童生徒の心のケア	 心のケアが必要な児童生徒の実態把握(随時)					
	 スクールカウンセラーなどの派遣					

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	3	指定文化財の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

本市には、現在、116件の指定文化財をはじめ数多くの文化財がありますが、熊本地震により、軽微なものから復旧困難なものまで含めると40件の指定文化財が被災しました。

そのうち修復が必要な文化財は、国指定文化財の「浄水寺碑」をはじめ27件で、平成28年度に国の補助金などで財源が確保できた15件につ

いては修復が完了し、残りの12件については平成29年度以降を予定しています。

中でも、県指定文化財「桂原古墳」については、復旧事業費が数千万円と多額で財源の確保が必要です。また、市指定文化財「下鶴橋」のように橋が全壊し、復旧が困難になった文化財に対して、どのように対応していくか今後の課題です。

プロジェクトの基本方針

貴重な文化財を後世へ伝えていくため、可能な限り被災を受けた文化財の復旧および復旧支援を進めていきます。

また、復旧が困難になった指定文化財については、文化財としての価値は失われますが、歴史的価値として後世へ伝えていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 指定文化財の災害復旧

熊本地震により被災した指定文化財については、必要に応じ有識者を含めた検討委員会を立ち上げ、価値を損なわない適切な災害復旧を行います。

また、個人所有文化財については、補助金や修復技術などの支援を行い、復旧困難な「下鶴橋」については、地域の意向を組み入れ流失した石材を可能な限り回収し、保存活用していきます。



震災前



震災後



豪雨災害により石材流失



復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
指定文化財の 復旧	修復工事				
		修復方針未決定文化財の復旧検討委員会設置			
			復旧方針決定、設計、工事着手		
				順次復旧完了	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	4	自治公民館の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

本市の自治公民館は熊本地震により多くの被害を受けました。被害を受けた自治公民館は40カ所に上り、使用に支障をきたしている現状です。

また、基礎の破損や壁の亀裂、瓦の破損などで修繕や改築をすれば使用可能になる場合も多い

ですが、県内の被害が甚大であったため、全面改築や修繕などを受注する事業者の手配ができず、遅々として進まず、本来の地域活動を行う施設が手配できないといった課題に直面しており、一日も早い復旧が求められています。

プロジェクトの基本方針

自治公民館の災害復旧については、地域住民が安全安心して利用できる施設とするため、施設の早期復旧に取り組むとともに、地域住民の防災やコミュニティの核としての拠点、そして本来の施

設機能の利用が可能となるように、被災状況に応じて全面改築や修繕などの整備を支援していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 自治公民館施設の災害復旧

被災した 40 件の自治公民館施設のうち 36 件が工事完了しましたが、残りの 4 件は平成 29 年度へ繰り越して事業を進めていきます。また、事業推進に当たっては、自治公民館再建支援事業により復興基金を活用して整備します。

(2) 自治公民館の機能の確保

本来の自治公民館としての機能を取り戻し、一日も早く自治公民館で自主的な活動ができるように取り組みます。また、地域住民の防災やコミュニティ活動の拠点となるよう、学校と地域をつないで協働する仕組みづくりに取り組みます。



小川町 [亀之町公民館]



小川町 [三ツ丸公民館]

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
自治公民館施設の復旧					

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	5	スポーツ施設の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

熊本地震により市内のスポーツ施設の多くが被災し施設数は14施設に上ります。特に小川観音山ふれあいの里の研修施設は被害が甚大で、外壁や天井は崩落して使用ができない状態となり、隣接するテニスコートの擁壁にも亀裂が入り、土地は陥没して使用ができない状況です。

また、市内の体育館や武道館については、被災程度に大小はありますが被害を受けており、応急処置的な緊急工事を実施して、震災の避難所として使用できるように対応しています。そのような

中でも、体育館などには大規模な崩壊もなく人身的被害も出ませんでした。

しかし、表面からは見えない部分も含めて施設全体にダメージがあると推測されますので、今後は、国の補助による災害復旧事業ならびに耐震化改修工事を順次行い、スポーツ施設の利用者ならびに災害時の避難所として安全に利用できる施設へと改修や復旧に取り組んでいく必要があります。

プロジェクトの基本方針

スポーツ施設の災害復旧については、利用者が安全で安心して利用できる施設に向けた災害復旧工事を行い、だれもが生涯スポーツを健やかに楽しめる環境づくりを行います。

また、もしもの災害を想定して、さらなる施設の安全性を高めるため、体育館などの耐震化改修として非構造部材（天井材）耐震補強工事の継続と耐震構造化の改修工事を実施します。

プロジェクトの基本計画

(1) スポーツ施設の災害復旧

国の災害復旧事業の認可に向けて、早急な事務手続きを行います。特に甚大な被害を受けた観音山グラウンド「ふれあいの里」研修施設とテニスコートについては、土地擁壁の亀裂や陥没、建物の外壁・天井などの崩落があり使用できないため、一日も早い工事完了を目指します。

また、その他の施設につきましても、同様に国の災害復旧事業により、震災前の日常を早期に取り戻すため、復旧工事を行います。

(2) スポーツ環境の確保

市民が生涯スポーツを気軽にレクリエーションとして楽しむことができる日常のスポーツ環境を取り戻します。

また、震災後のスポーツ環境はスポーツ施設が被害を受け、また、避難所として使用したために自由にスポーツを楽しむ事が出来ない状況が続きました。そのような中、災害復旧を着実に進め、利用者が自由に施設使用できる機会を早期に設定し、誰でも気兼ねせずにスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。



復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
スポーツ施設の復旧と機能強化	応急工事	復旧工事	復旧完了		
	避難所としての非構造部材耐震補強				

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	3	産業基盤		
部門別プロジェクト	1	農業経営体の再建支援		

【所管：経済部】

現状と課題

熊本地震において、本市では農業用倉庫の倒壊や農業用ハウスの損壊、農業用機械の損壊など、被災した農業者が農業経営を維持できない状態にあります。また、今回の被災により離農を考えている農家などもあり、早急な支援が必要であり、農業経営を維持していくためには早急な復旧が必要不可欠です。

また現在は、農産物の生産および農産物の加工に必要な施設ならびに付帯施設の修繕・再建・撤去、農業機械および生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕に要する経費を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」に取り組んでいますが、今後も継続した支援が求められています。

プロジェクトの基本方針

熊本地震により被害を受けた農産物の生産および農産物の加工に必要な施設ならびにその付帯施設の修繕・再建・撤去、農業機械および生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕に要する経費を支援する「被災農業者向け経営体育成

支援事業」を引き続き実施していきます。

また、被害を受けた農業者に対し、農業経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する「平成28年熊本地震被害対策資金」制度を活用した支援に取り組んでいきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 熊本地震被害に対する農業用施設・機械などの再建・修繕支援

農業用施設・機械の復旧後、営農を再開する農業者への支援であり、農産物の生産・加工に必要な施設（畜舎、農業用ハウス、加工施設など）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。

また、農産物の生産に必要な施設については、撤去費用についても助成し、農業経営の再建および経営を維持していくための復旧などに必要な経費を援助します。

(2) 熊本地震被害対策資金の支援

熊本地震による被害を受けた農業者の経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する制度資金であり、運転資金の「地震被害対策緊急資金」、「地震被害対策セーフティネット資金」と、施設等整備資金の「地震被害対策農業（漁業）近代化資金」、「地震被害対策基盤強化資金」、「地震被害対策農林漁業施設資金」など資金を活用し積極的に支援していきます。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
農地および農業用施設の復旧・復興	被害状況調査	災害復旧事業の実施	復旧完了		
		応急工事・復旧工事支援			
農業経営基盤の強化	事業要望調査	被災農業者向け経営体育成支援事業の実施			
				各種制度資金の支援	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	3	産業基盤		
部門別プロジェクト	2	中小企業などの再建支援		

【所管：経済部】

現状と課題

本市では、熊本地震による商工業などの産業基盤に大きな被害を受け、事業活動や雇用に多大な影響が生じています。雇用を維持し産業が活力を取り戻すためには、産業基盤の早期復旧や事業所再開支援などの取り組みが必要です。

現在、店舗や工場など被害を受け生産・販売高の減少により経営を維持していくことが困難な

事業所などへ、災害前の状態へ復旧するために必要な経費をグループ補助金や融資制度などを基に支援しています。

今後は、災害前の状態に向けた復旧・復興への取り組みを迅速に行い、廃業を回避し経営改善に向けて、補助金や融資制度を活用した支援策で経営の安定化を図る必要があります。

プロジェクトの基本方針

熊本震災で被害を受けた地域の中小企業や商店街などに対して、事業活動再開に向けた経営相談や金融支援を行います。また、施設や設備の復旧支援に加え、復興に向けた販路拡大や技術開発などの支援に取り組むとともに、経済活動を支える雇用の確保や維持、産業人材の育成にも取り組みます。

また、被災した店舗や工場などについては、再建に必要な解体・修繕を支援します。その他、被害を受けた中小企業などに対しては、経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する融資制度「特定中小企業者信用保証協会制度（セーフティネット保証4号・災害関係保証など）」を積極的に活用し支援します。

プロジェクトの基本計画

(1) 中小企業や商店街の事業活動再開支援

製造業の施設や設備、商店街の施設復旧を支援するとともに、商店街の機能回復やにぎわい創出のため、それぞれの商店街の特性を生かした復興への取り組みを支援します。また、商工会などさまざまな関係機関と連携し、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業支援などを行うことにより地域経済の活性化を促進します。

(2) 販路開拓や技術開発などの支援

国内外の見本市への出展促進や商談会などの開催による新たな販路・新規顧客の開拓など、販売力強化を支援し、中小企業の売上向上を図ります。また、高度な技術を持つ大学などの研究者の協力を得るなど、産学連携を強化し、企業の技術力向上を図るとともに、本市の特色である食関連産業や医療・福祉関連産業、環境関連産業といった復興のけん引役となる分野の産業振興を推進します。

(3) 雇用の確保・維持・人材育成

魅力的な労働環境整備を実施している企業の PR や障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業の支援を行うほか、熊本地震に伴う離職者を含む求職者とのマッチングや UJJ ターン※の促進など、人材確保に取り組みます。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
被災した中小企業などの早期復旧・経営再建	グループ補助金の活用		グループ補助金の活用		
商店街の復旧と地域内消費の回復	復興プラン作成		復興計画実施		
販路開拓と人材育成の支援	継続的に支援・促進				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	1	確かな学力を育成する教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

本市では子どもたちの確かな学力を向上させる取り組みとして、平成19年度から二学期制を実施し、長期的視点で「学びの連続性」と「ふれあい」をキーワードにした授業を推進しています。さらに、平成25年4月には県内初となる施設一体型の豊野小中一貫校を開校して、義務教育9年間を見通した系統的な教育指導を推進しています。

また当校では施設一体型の利点を生かした小中合同行事や学年交流活動による中1ギャップ[※]の緩和、さらに小中共用の職員室により日常的な情報交換や合同校内研修などが実施され、児童生徒の学力向上や教職員の指導力向上につながっています。

平成28年度の全国学力学習状況調査結果で、小学校は概ね全国平均以上と一定の効果が上がっていますが、中学校では全国平均に達していないところもあります。また質問紙調査では、学習習慣や家庭学習の在り方に課題が見られます。

以上のことから、基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力、その他の能力を育み主体的に学習に取り組む態度を養う必要があります。

また今後は、小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から全面実施される新学習指導要領に向けて計画的に取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

学校教育においては、基礎・基本を徹底するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を図り、自ら学び自ら考える力を育てるとともに、問題解決能力や創造性を伸ばす取り組みを推進します。

学力についても単に知識や技能にとどまらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた

バランスのとれた学力を育成する取り組みを推進します。また、教育用コンピュータをはじめ、ICT[※]を活用した授業改善の取り組みにより子どもたちの興味・関心を高めるとともに、学習意欲の向上を図り学力の向上と将来の自己実現に向けて、必要な生きる力や社会性を育てます。

プロジェクトの基本計画

(1) 基礎学力の定着を図る教育の推進

全国学力学習状況調査の調査結果を活用し、国語をはじめとする各教科などにおいて、コミュニケーション能力の基盤となる言語能力の育成に取り組みます。また、ユニバーサルデザイン※からの視点による授業づくりや「分かる楽しい授業づくりの5つの心得」の活用により、児童生徒の興味・関心、参加意識の向上を図り、基礎的・基本的な知識および技能の確実な習得と、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの育成に取り組みます。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

今後、外国語によるコミュニケーション能力の必要性はますます高くなり、外国語の指導とともに異なる文化や人々に対する理解を深めるため、子どもたちの外国語教育や国際理解教育、国際交流に積極的に取り組みます。また、情報化社会に対応すべく電子黒板やプロジェクター、タブレットなどのICTを活用した授業改善に取り組み、各種アプリケーションソフトウェア※の活用方法の実習や情報ネットワークに慣れ親しむとともに、プログラミング教育や情報モラル教育にも取り組みます。

(3) 小中一貫教育の推進

小学校・中学校 9年間を見通した連続性のある指導に取り組むため、学校の設置状況に応じた施設一体型や施設分離型の小中連携および一貫教育を推進して、組織的・継続的な教育活動の徹底による子どもたちの学力・学習意欲の向上、社会性の育成を図るとともに、中1ギャップの緩和やいじめ問題・不登校の未然防止および解消に取り組みます。

主な成果指標

指標名	全国学力学習状況調査（小学校）平均正答率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	対象小学6年生、国語・算数各ABの平均正答率		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	全国学力学習状況調査	%	64	65	66
設定理由	児童の学力向上に取り組むため				

指標名	全国学力学習状況調査（中学校）平均正答率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	対象中学3年生、国語・数学各ABの平均正答率		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	全国学力学習状況調査	%	62	60	63
設定理由	生徒の学力向上に取り組むため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	2	障がいのある児童生徒の教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

「特別支援教育」は、教育上特別な支援が必要な児童生徒に対して小中学校の特別支援学級などで個に応じた特別な指導を行う他、通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒に対しても適切な指導と必要な支援を行うものです。

平成19年4月、学校教育法に特別支援教育が位置付けられたことを受け、本市では宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼稚園・保育所および小中高校の教職員や外部の専門家・関係機関との連絡調整に当たる体制を整え、相互のつながりを深める取り組みを推進してきました。さらに現在は、特別支援教育支援員（生活支援員10人、学習支援員17人、看護師3人）を各小中学

校に配置し、特別な支援が必要な児童生徒たちの学校生活や、学習上の困難を改善するための支援の充実を進めています。

平成28年4月、「障害者差別解消法」が新たに施行され、障がいのある児童生徒が、障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための手立て（合理的配慮）について求められるようになりました。今後は、障がいのある人の権利や意思を尊重しながら、具体的で合理的配慮が必要な施策と過度な負担がない実現可能な配慮を対話しながら決めていくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

少子化により小中学校の児童生徒総数が減少している中で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加傾向にあります。本市においても、平成18年度から平成28年度にかけて、市内全児童生徒数が872人減少する中、特別支援学級では39人から174人に増え、特別支援学級数も平成18年度の19学級から平成28年度の42学級に増えており、今後も増加傾向にあります。そのため、これまでの宇城市特別支援教育連

携協議会を核とした連携体制づくりに加え、特別支援教育支援員配置による支援の充実の取り組みをさらに推進していきます。

また、「障害者差別解消法」の施行により、障がいのある児童生徒が可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システム^{*}の構築を目指した取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 支援体制の充実

宇城市特別支援教育連携協議会を母体として、中学校区ごとの地区別連携協議会や校種別研修会（保育所・幼稚園部会、小学校部会、中学・高校部会）を開催して継続的な連携を図ります。また、子どもの状態や特性、発達段階などについて正確で具体的な情報を収集するとともに、個別の指導計画・個別の教育支援計画が校種間の引き継ぎに活かされるよう内容の充実に取り組みます。加えて、特別支援教育学習支援員や生活支援員の配置について、学校訪問や就学支援委員会での意見を踏まえ、必要人員を確保できるよう取り組みます。

(2) 教員の専門性の向上

特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にある中、通常学級で学んでいる特別な支援を必要とする児童生徒も増えています。教員は全ての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行えるよう、特別支援教育に関する研修を充実させるとともに、地区別連携協議会や校種別研修会により専門的知識を高め、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。



主な成果指標

指標名	特別支援教育支援員配置人数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	1校当たり特別支援教育支援員の人数				
基準DATA	県内14市に対する調査	人	1.5	1.7	2.0
設定理由	特別支援教育支援員を増やし教育支援の充実を図るため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	3	豊かな心と体を育成する教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、いじめや不登校、問題行動、SNS*の普及に伴うインターネットトラブルなど、児童生徒に関わる新たな問題が全国的に憂慮すべき状況にあります。

本市においては、平成28年3月末時点で欠席30日以上の不登校児童生徒数は40人との報告が上がっており、学校では児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言を通して問題の未然防止や早期発見、早期対応および解決に取り組むことが求められています。

また、児童生徒の体力面を見ると、県の新体力検査結果では小学生・中学生ともに一部の種目に低下傾向が見られるものの、県内自治体では平均

以上の水準にあります。さらに健康面では、平成26年、12歳児における子どものむし歯保有率が県内唯一全国平均1.00本を下回る0.89本でした。これは幼少期から、歯磨き指導やフッ化物洗口などに取り組んできた成果であると考えられます。

今後、児童生徒には、生涯を通して健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、運動に親しむ習慣を身に付けさせることはもちろんのこと、健康づくりに関する正しい知識、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせることが重要です。

プロジェクトの基本方針

いじめや不登校、問題行動など憂慮すべき状況に対して、問題の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*などの専門家および専門機関と緊密に連携して適切に対処します。

一方で、学校と家庭、学校と地域とが連携して子どもたちの規範意識の向上を図り、道徳教育の取り組みを推進して豊かな心の育成にも取り組みます。

また、子どもたちの体力づくりや健康づくりを推進するために、体育の授業の充実と運動の習慣化、適正な運動部活動の推進により、運動の楽しさや喜びを実感させる取り組みを行います。

さらに、保健領域の指導充実により、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、自然の恩恵や食に関わる人への感謝の心、食事のマナーなどの社会性および郷土の食文化に対する理解を深める取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 豊かな心を育む教育の推進

「生命を大切にする心」や「自尊感情」、「他人を思いやる心」や「自立心や責任感」などの豊かな心は、学校の教育活動や地域・家庭教育でのさまざまな体験活動によって育まれます。そのため、学校・家庭・地域社会が互いに連携し、豊かな心を育むことができるよう、道徳教育の推進や体験活動の場を確保し、児童生徒一人ひとりに基本的な生活習慣、規範意識や社会性、豊かな感性などを育む教育の推進に取り組みます。

(2) 体力づくりの推進

体育の授業の充実に向けて、小学校では体育指導力向上研修会、中学校では保健体育指導力向上研修会に取り組むとともに、子どもの体力向上を図るため、昼休みや放課後などの時間を利用した効果的な取り組みを推進します。また、小学校運動部活動については、平成31年度からの社会体育へのスムーズな移行を支援するとともに、地域の人材の発掘・活用、社会体育施設を活用した取り組みを推進します。

(3) フッ化物洗口^{*}の推進

本市の児童生徒は全国平均と比較してむし歯本数が少なく、今後もこの低いむし歯保有率を維持していくため、全ての小中学校で実施している「フッ化物洗口」に引き続き取り組み、歯および口腔の健康づくり、自主的・自立的な健康管理能力の育成を図る取り組みを推進します。

主な成果指標

指標名	道徳学習を生活に生かそうと思う児童生徒の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	対象：小学5年生および中学2年生				
基準DATA	熊本県学校教育および社会教育に関する実態調査	%	88	89	100
設定理由	道徳学習を生活に生かすことのできる児童生徒を増やすため				

指標名	体力・運動能力検査で県平均を上回った項目数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	対象：小学5年生および中学2年生				
基準DATA	熊本県児童生徒の体力・運動能力調査	項目	32	26	32
設定理由	子どもの体力向上を図り健康な児童生徒を増やすため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	4	国際理解教育の充実と外国語教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

インターネットの普及や貿易の拡大、企業の海外進出、外国人観光客の増加などにより、生活環境に国境がなくなりつつあり、社会全体の国際化が加速しています。また、国際化が地域や市民レベルで進展しており、本市の小中学校でも日本語以外を母語とする児童生徒が増加する傾向にあります。

そのため、他国の異なる文化や習慣を持つ人と接する機会がますます多くなり、外国語によるコミュニケーション能力とともに、相手を尊重し、共存する態度が求められます。

本市では、国際理解教育の一環として小学校に

「英会話科」を創設し英会話の授業を積極的に進めるとともに、中学生を対象にシンガポールのブーンレイ中学校を訪問してホームステイによる生活体験や現地生徒との交流などを行い、国際理解および友好親善を深める海外派遣研修を実施してきました。このようなことから、国際社会に関心を持つ児童生徒は多く、中学生の英語の学力は県の平均以上となっています。

今後も他国の異なる文化や習慣を理解するため、小中学生を対象に、日本語や外国語によるコミュニケーション能力をますます高めていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

今日の急速な技術の発展と国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球規模に拡大されています。

本市では、若者の内向き志向や経験の乏しさ、世界観の狭さなどが懸念されており、子どもたちが自ら広い世界に向かって将来の夢を描き、その目標に向かって進学（留学）や就職の夢を実現することができるよう、国際的な視野と夢を叶える

力を育てていきます。

また、他国の異なる文化や習慣を理解するためには、まず、地域の伝統、文化を理解する必要があります。そのため「総合的な学習の時間」を活用して本市の文化とともに熊本の文化や日本の文化についても学習し、地域に愛着や誇りを持った児童生徒の育成に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 国際社会に貢献できる人材育成

異国の文化に触れ、海外で学ぶ素晴らしさを感じるため、シンガポールの「ブーンレイ中学校」へ市内中学生を派遣し、国際理解と英語力向上などの研修を実施します。小学校においては、引き続き教育課程特例校の認定を受けて、今後も「英会話科」による英語力の向上を図ります。

また、小中学校 9 年間を通して国際理解教育を行うことにより、国際社会に関心を持ち、将来、海外に携わる企業で活躍する人材を育成します。

(2) 外国語（英語）教育の充実

外国人のネイティブな外国語を聞くことにより、外国人と積極的に会話やコミュニケーションができるよう、外国語指導助手（ALT）を各小中学校に派遣します。併せて、英語担当者指導研修などの充実により、教職員の指導力の向上を図るとともに、英語音声 CD 教材の活用を推進し、コミュニケーション能力の基礎を養います。

また、小学校の「英会話科」から中学校への「英語科」へのスムーズな移行を行い、生徒の英語への苦手意識を解消し英語力の向上につなげます。



主な成果指標

指標名	外国語指導助手（ALT）配置人数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市内中学校 1 校当たりの ALT 配置人数				
基準 DATA	熊本県内 10 市の ALT の配置割合	人	0.79	0.00	0.60
設定理由	中学校 1 校当たりの ALT の配置人数の適正化を図るため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	5	良好な教育環境の整備		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、全国各地で子どもが犯罪や事件の被害者になったり、重大な交通事故に巻き込まれたりする事件が多発しています。本市においても子どもに対する不審者による声掛け事案が多数報告されており、犯罪や事故から子どもたちを守るため一層の安全対策を進める必要があります。しかし、学校だけの対策には限界があり、関係機関と連携して対策を進めることが重要です。

また、本市の学校施設については、計画的に耐

震補強工事を進めた結果、平成24年度までに全て補強工事を終え耐震化率は100%となっています。これにより、熊本地震ではその効果を発揮し倒壊を防ぎました。

今後は被害を受けた校舎の早期復旧と、建築年度が古い校舎の計画的な改修・改築と併せて、快適な教育環境のための空調設備やトイレ洋式化など、児童生徒にとって安全で良好な学習・生活環境の整備・充実に取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校においては学校安全計画を定め、計画的に児童生徒への安全に関する教育に取り組むとともに、施設の安全点検を実施していきます。

防犯対策や防災、登下校時の安全対策については、警察、消防、道路管理者などの関係機関との連携を密にし、取り組みの充実を図ります。また、学校や行政だけでなく、地域社会や家庭との連携

を図り、地域全体で子どもたちを守り育てる体制を構築する取り組みを推進します。

学校施設については、学校環境衛生基準に即した快適で環境保全に配慮するとともに、災害発生時には地域住民の避難所として使用されることから、安全で安心できる環境を整備する取り組みを推進します。さらに、教育内容の変化に対応して多様な学習内容・学習形態に対応できる学習環境を確保していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 安全安心の確保

警察や消防関係機関と連携した防犯、防災訓練などを通じて、児童生徒に危険に対する理解を深めさせるとともに、危険発生時において学校が適正な対応を行えるよう通報体制の整備に取り組みます。また、通学路の安全対策として、道路管理者など関係機関と安全措置を講じるとともに、子ども見守り隊など地域住民のボランティア組織とも連携して、学校、家庭、地域が一体となって通学路の安全確保に取り組みます。

(2) 学習環境の充実

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所としても使用されることから、学校環境衛生基準に即した快適で環境保全にも配慮され、安全で安心できる環境の整備に取り組みます。

また、教育内容の変化に対応して多様な学習内容・学習形態や情報化社会に対応すべく、コンピュータ教室の充実やICT*の整備、図書館の充実など、児童生徒一人ひとりの習熟度やニーズに応じた学習ができる環境確保に取り組みます。



主な成果指標

指標名	通学路合同点検危険箇所対応率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	報告危険箇所に安全対策を講じた個所の割合				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	70	100
設定理由	市内全ての小学校通学路危険箇所安全対策に取り組むため				

指標名	空調設備設置率（小・中学校）	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	普通教室において空調設備を設置した教室の割合				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	12	100
設定理由	市内全ての小中学校の普通教室に導入するため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	6	家庭や地域に開かれた学校づくりの推進		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化する一方で、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の低下などさまざまな課題が指摘されています。こうした中、学校は学力や体力の向上や規範意識の育成はもとより、いじめや不登校、問題行動の未然防止および解消など多くの教育課題への対応が期待されています。

学校が保護者や地域の信頼に応え、地域に開かれた信頼される学校を実現するためには、学校には保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映

させ、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民は、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要です。

学校ではこれまで、それぞれの地域に応じて、ゲストティチャー^{*}や学校支援ボランティアの導入など、地域に開かれた学校づくりに取り組んできました。今後も、学校・家庭・地域の連携協力をより強め、三者が一体となった取り組みをさらに発展させ、子どもたちの確かな育ちと学びにつなげていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

学校が抱える困難な課題を解決していくために、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進します。さらに、将来を生き抜く子どもたちのために、地域住民や企業、NPO^{*}などさまざまな専門知識・能力を持った地域人材が学校教育に関わることで、実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力の育成に取り組むとともに、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みづくりを構築する取り組みを推進します。

また、学校評価を通じて改善を図ることによって保護者や地域住民に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域が共通理解を深めてともに地域活動を協働することで、地域住民との「顔見知りの関係」を深めていく取り組みを推進します。

このように、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めることで、顔見知りの関係が広がり、学校への関心が高まり、互いを見守り、ひいては地域の異変や不審者などを発見する、子どもたちが安全で安心な学校づくりへとつながる取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 開かれた学校づくりの推進

家庭や地域に対して積極的に働き掛けて、意見や要望を的確に反映させるとともに、保護者や地域住民が参画しやすい環境を整えていくため、学校一斉公開や学校評議員制度を活用した取り組みや、熊本版コミュニティ・スクールの取り組みを推進します。

さらに、学校の教育活動を展開するに当たっては、保護者や地域住民に学校支援ボランティアとして協力してもらい、その教育力を生かすとともに、日々の教育活動を公開して開かれた学校づくりに取り組みます。

(2) 教職員の資質向上

教職員には、子どもに対する深い愛情と教職に対する使命感とともに、高い指導力が求められ、信頼される学校づくりにもつながります。

本市では、県の「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえ、教える力とともに、児童生徒との信頼関係を培い、一人ひとりの個性や良さをしっかり見つめることのできる教職員を育成するために、自ら研究と修養に励むとともに、さまざまな研修の機会を利用した指導力の向上により、一人ひとりの強い自覚と行動の徹底を図る取り組みを推進します。



主な成果指標

指標名	地域の人材を活用した教育体制の取り組み学校数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	地域の人材を活用している小中学校数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	校	—	11	18
設定理由	地域の人材を活用した教育体制については、市内の全ての小中学校で取り組むため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	7	豊かで安全安心な学校給食の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、偏った栄養摂取や朝食欠食など食習慣の乱れ、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした現状について学校給食を通じて、生涯にわたって健全な心と身体を培い、保護者および子どもたちが食に関し正しい理解と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を身につけることなどの食育の推進が課題となっています。

また、喪失しつつある伝統的な郷土料理や地域でとれた食材を使った家庭料理などを普及し、地域特有の食文化を次の世代へ伝えることも必要です。

学校給食事業においては安全安心であることが基本ですが、本市の給食施設は建設当時の基準に基づき整備されており、学校給食法に位置付けられた現在の「学校給食衛生管理基準」に当てはめると不十分な状況です。さらに、設備などについても耐用年数を超えて、施設と設備は共に更新の時期を迎えています。

このような現状と今後の児童生徒数の推移を踏まえ、施設の在り方を総合的に検討・検証し、安定的かつ継続的な給食の提供とライフサイクルコスト^{*}の縮減を高度に実現させることが求められています。

プロジェクトの基本方針

安全で安心な学校給食を「生きた教材」として、栄養教諭を中心に学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図り、望ましい食習慣の形成と健全で豊かな食生活を実践する力の習得に取り組みます。

また、地元食材を積極的に活用することにより、地域の農林水産物の利用拡大を通じた農林漁業の振興や商工業の活性化を図るとともに、給食を通じ地域で培われた食文化を体験し郷土への関心を深め愛着心を醸成します。

「学校給食衛生管理基準」に基づいた施設・設備などの適合については、将来的な児童生徒数の

減少や厳しい財政状況を勘案し、全ての既存施設の機能充実や施設更新を行うことは困難な状況です。しかし、食の安全性の確保と効率的な学校給食の運営を行う必要があるため、松橋・不知火・豊野の給食センターを統合し、現行の基準に適合した新しい給食センターとして整備します。なお、三角校区、小川校区については、今後のあり方を検討することとします。

平成28年度から松橋学校給食センターで実施している給食調理・配送業務の民間委託については、効果検証による結果を生かしてより良い委託方法を検討・推進していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 豊かな学校給食の推進

地場産食材（旬の野菜）を取り入れた献立を積極的に行い、年間を通して計画的安定的に地場産食材を供給できる取り組みを検討します。また、地元生産者に計画的な作付けの協力を依頼し農産物の供給拡大を図る体制づくりを図ります。

(2) 学校給食施設の整備

安全安心な学校給食提供のための衛生管理に関する基本的要件を満たし、全ての給食配食事業を新センターで行うことができる規模で整備を行います。

また、食物アレルギー対策、食育推進機能、防災機能、環境負荷低減などについても十分な機能を持つものとします。

(3) 民間委託の推進

学校給食の運営経費の費用負担は、施設・設備の整備費・維持管理費、人件費、光熱水費に市の一般財源が投入されており、給食事業の受益を受けない市民も負担しています。

しかし、学校給食の持続的な健全運営は自治体の責務であり、これまでの質を維持しつつ効率化の計れる民間委託を推進します。

主な成果指標

指標名	地場産物利用率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	学校給食における地場産物の利用の割合				
基準 DATA	学校給食地場産物活用状況全国平均	%	25.8	50	55
設定理由	地産地消を推進し、安全安心な食の提供と食文化の伝承を図るため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	2	青少年健全育成		
部門別プロジェクト	1	青少年健全育成の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

少子化や核家族化の進行、情報の氾濫など、青少年を取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。本市では、平成17年の合併以来、地域のコミュニティの希薄化の歯止めとなるよう、異なる年代との交流を促す事業などにより地域の教育力向上を図るとともに、青少年の健全育成を地域社会全体の課題として取り組んできました。

また、自然体験、生活活動を重視した事業などにより「生きる力」を育ててきたことで、各種事業参加者の感想もおおむね好印象の評価があり、

一定の成果があったと考えています。

しかし、社会の変化はとどまることを知らず、情報の氾濫や環境の変化により、犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性はますます大きくなり、次世代を担う青少年の健全な育成は、さらに重要な課題と考えられます。画一的でない各世代にあった育成プログラムの導入やリーダー育成、地域行事を活用した異世代交流事業などによる地域の教育力向上は必要不可欠です。今後も引き続き、全ての市民が参加し地域社会全体で取り組んでいく地域環境の形成が求められます。

プロジェクトの基本方針

社会環境が大きく変動していく中で、「地域の子どもは地域で育てる」を基本理念とし、青少年が心豊かにたくましく社会的に自立した市民に成長できるよう、学校・家庭・地域が連携し社会環境の整備や、交流機会の拡充、地域教育力の向上を図るとともに、さまざまな体験活動を通して「生きる力」を育みます。

また、宇城っ子のつどい事業や、ネイチャージムなどの自然体験活動、通学合宿や家族との料理教室などの生活活動体験などのメニューをより充実した魅力的なものとし、青少年が積極的な生活態度、規律正しい生活を身に付け、自立した

社会人となるよう育み、青少年（ジュニア）リーダーの育成にも取り組みます。

地域においては、伝承遊びや餅つきやたこ揚げなどの行事、季節行事を事業に取り込むことで、青少年育成とともに、地域人材の発掘や育成を図ることで教育力の向上につなげます。

さらには、青少年育成市民会議をはじめとする社会教育団体の事業を支援し、組織の教育力向上を図るとともに、地域と各種団体に学校を加え、連携協力し青少年育成に取り組む体制を構築し、地域の教育環境の充実に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 「地域教育力」の向上

青少年育成市民会議活動などを充実・促進することで協力することや感謝の心を学び、「生きる力」を付ける契機とすることに加え、地域教育力の向上を図ります。

また、学校、家庭、地域、さらには公民館活動とも連携を図り、地域の人々の指導のもと、伝統行事や生活活動の体験をすることで、世代を超えたつながりを築き、地域一体となって青少年の健全育成を行うことで地域が高い教育力を持つ健全な地域社会をつくります。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の改善

学校、家庭、地域が連携し、青少年を取り巻く有害環境の浄化を図るとともに、問題行動の早期発見と指導・補導活動を推進して非行を未然に防止します。

さらに、補導員などによる定期、不定期の青色パトロールを実施し、非行、犯罪を防ぐとともに、教育懇談会の開催など、情報交換や学習の場を提供することで市民を啓発し、健全で質の高い地域の教育環境を構築します。

(3) 体験を重視した育成活動の推進

青少年育成市民会議活動（地区民会議）など、青少年が進んで社会活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、青少年（ジュニア）リーダーも育成します。

特に児童通学合宿事業では、地域の人々の指導で生活活動や地域行事などを体験しながら地域の人々と交流する機会を提供し、宇城っ子のつどい事業では、他地区の友人と共に自然体験などさまざまな体験をする機会を提供します。また、各種体験活動により、協力することや感謝の心を育み、さらには、積極的な生活態度を学び、規律正しい生活を身に付けることで非行防止につなげ、「生きる力」を学び自立した社会人になる契機とします。



自然体験活動の様子



少年の主張大会の様子

主な成果指標

指標名	青少年育成事業参加率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	各種青少年育成事業への小学生の参加率				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	19.4	20.0
設定理由	本市の全小学生のうち事業参加した人数により事業成果を計る目安と考えるため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	3	人権教育・啓発		
部門別プロジェクト	1	人権教育の充実と啓発の推進		

【所管：教育部／総務部】

現状と課題

人権教育の推進を図るため「宇城市人権教育推進協議会」を設置し、4つの部会（社会教育、学校教育、就学前、行政）がそれぞれの人権教育推進事業に取り組んでいます。

その中の事業の一つに「人権フェスタ in うきし」があります。本市誕生以来、毎年市内5会場で開催し、4つの部会が協力しながら実施しています。参加者は、5会場合わせて2,200人程で減少傾向ではあるものの、市民の人権意識向上に向けて大きな役割を果たしてきました。

「ふれ愛学習会」については、「差別をなくす行動ができる子どもの育成となかまづくり」と

「差別に立ち向かうたくましい心を持つ子どもの育成となかまづくり」を2本の柱とし、青少年の人権教育に取り組んでいます。その他、宇城人権教育、学校人権教育、就学前人権教育、男女共同参画とそれぞれの部会で、差別解消に向けた研究と事業を推進しています。

人権が侵害されることがないように人権教育の普及が必要です。今後も啓発事業への市民参加を増やすためには、継続した事業展開が大切であり、啓発力を高めるためには組織が一丸となって活動を実施していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

人権問題の解決に向けて、今後も「宇城市人権同和教育・啓発基本計画」を基に、基本的人権の尊重を社会生活の中で実践できるよう事業を実施していきます。

特に「人権フェスタ」などに参加した人が人権を身近なものとして感じることができる市民参加型のイベントを開催するとともに、研修会の内容を充実させて開催回数を増やすことで市民の学ぶ機会を増やします。それらが、より効果的な事業となるように参加率を向上させるため、広報

紙などを活用し積極的に情報を発信していきます。

また、誰もが参加しやすく、分かりやすい啓発活動の展開や啓発資料を作成し配布するなど、さまざまな手段を通して市民の人権意識の高揚を図ります。

その結果、市民の人権感覚が豊かになることで、人権侵害・人権問題が解消されていき、ここに暮らして良かったと思える宇城市となるよう取り組んでいきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 人権教育推進体制の整備

人権教育の推進を図るため「宇城市人権教育推進協議会」を開催し、人権教育啓発活動の推進と人権教育の充実に取り組みます。そのためにも人権に関する指導や学習活動の支援のため専門的知識を持つ地域人権教育指導員を置き、本市の人権教育を推進していきます。

また、関係機関との連携を図り、より細やかな人権教育の普及・啓発を実施し、啓発者となる人材を育成します。

(2) 人権教育・人権啓発事業の充実

市民の人権意識の高揚を図るため市内5カ所で人権教育啓発イベント「人権フェスタ」の開催や関係団体と連携を密にして「ふれ愛学習会」などの事業の充実を図るとともに、市民のニーズを確認しながら、より必要性の高い人権教育の講座や研修会を開催します。

(3) 豊野町コミュニティーセンター事業の充実

豊野町コミュニティーセンターを人権啓発の発信拠点とし、部落問題をはじめさまざまな人権問題を市民一人ひとりが自らの課題として意識を高め、お互いの人権が尊重され、共に支え合う明るい社会を実現するため各種教室や講座などの啓発事業を実施することで、市民にとって身近な学習の場とします。また、人権擁護委員と連携し、各種団体や企業への人権意識の普及・啓発に取り組みます。



主な成果指標

指標名	人権フェスタの市民参加率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	人権啓発事業への市民参加率の動向				
基準 DATA	※過去10年間の市民参加率の平均	%	3.6	3.6	4.2
設定理由	人権意識の変化は形には見えないため参加率で変化をみるため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	4	生涯学習		
部門別プロジェクト	1	社会教育環境の充実		

【所管：教育部】

現状と課題

本市では、平成17年の合併以来、公民館講座をはじめ、自治公民館活動や地域の社会教育活動支援、社会教育団体活動の支援を多岐にわたり行い、市民に対して多様な学習の場や機会を提供してきました。また、学校教育支援においても、学校支援地域本部事業や放課後子ども教室推進事業を推進してきました。

今後は、生涯学習社会の実現のために市民の学習機会のさらなる充実を図るとともに、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな分野において、生涯学習の成果を生かす機会が充実するよう各事業や講座の内容を精査し体制

を整備する必要があります。

また、学校教育支援においては平成27年度の中央教育審議会答申にあるように、従来の学校支援事業よりさらに学校、家庭、地域との連携や協力、地域の人材活用による学校を中心とした地域づくりが求められてきます。学校教育支援を考えた指導者の発掘、養成および研修会や講座の体制を整備し、総合的な生涯学習を推進していく必要性があります。

なお、生涯学習拠点施設および関連施設については、整備管理運営計画に従い、有効かつ効率的な運用を推進していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

生涯にわたり新たな知識や技術を習得したいという市民ニーズに答えることができるよう、社会環境づくりを推進するとともに、地域住民の教育文化、レクリエーション活動を通じて地域社会の連帯感を高め、地域の絆や自治意識を醸成します。

また、公民館など生涯学習の拠点づくりを推進するとともに、社会教育指導者の養成・研修を実施し、人材確保・養成を行います。

さらに、次世代を担う子どもたちが個性を持って心豊かな人間性や社会の中で生きる力を育むことができる環境づくりのため、生涯学習および社会教育環境の充実を図ります。学校教育との連携教育事業を取り入れた総合的な生涯学習の体制整備を推進します。

生涯学習拠点施設および社会教育施設については、環境整備を図り有効かつ効率的な運営を行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 家庭教育力の向上と学習基盤の整備

家庭を教育の基盤と考え、保育園・幼稚園・学校と共に子どもたちの基本的な生活習慣や態度、豊かな感性を育てるために「家庭教育リーダー」を養成し、保護者に学習情報や学習機会を提供します。くわえて、熊本県の社会教育、家庭教育支援事業などとも連携しながら、学校教育やPTA活動の機会に学習情報などの提供、講師の派遣および指導者の育成を行います。

生涯学習拠点施設および関連施設については、整備運営管理計画に従い、有効かつ効率的に運用します。

(2) 地域教育力の向上

学校と家庭と地域が連携しながら次世代を担う子ども達の健全な育成ができるように、学習や実践活動の機会を創出し、生涯学習ボランティア養成研修会や地域コーディネーター研修会の実施によりボランティアやコーディネーターを育成します。

また、各地域に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働活動や放課後や週末の学校の余裕教室を活用した事業を実施し、学校教育を支援することと併せて、住民参加による子どもたちの安全安心な活動拠点作りにより、子どもたちの学習や体験・交流活動の機会を提供します。

(3) 生涯にわたって自ら学習する環境づくり

市民一人ひとりの人生を豊かで生きがいのあるものにするため、家庭や地域社会を担う人材の育成と環境の整備を行い、社会貢献、自己実現、キャリアアップをしたい人々を支援していきます。また、地域住民が教育文化、交流活動を通じて地域社会の絆を強くし、地域の連携や自治意識を高める気運の醸成を図ります。

自治公民館活動については、先進地域の活動紹介や地域のニーズに対応した出前講座、研修会などを行うことで、自治公民館の交流啓発によりレベルアップを図っていきます。

主な成果指標

指標名	公民館関係施設利用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内公民館関係施設の年間利用延べ人数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	千人	—	2.3	2.8
設定理由	生涯学習環境充実を計る目安と考えるため				

指標名	地域ボランティア登録数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	学校支援活動事業の地域ボランティア登録数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	108	130
設定理由	地域の協力意識を計る目安と考えるため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	4	生涯学習		
部門別プロジェクト	2	市民に親しまれる図書館づくり		

【所管：教育部】

現状と課題

中央図書館では平成22年度から移動図書館車、平成24年度からはホームページとインターネット検索（予約）システムを運用し、市民の利便性向上のため市内全域に図書館サービスを提供しています。

平成27年度には公共施設見直し方針により、中央図書館と松橋図書館を統廃合し、豊野図書館を豊野支所内に移転し中央図書館豊野分館として開館しました。現在は中央図書館が広範で専門的なサービスを担い、三角図書館・小川図書館・豊野分館が地域密着型のきめ細やかなサービスを担っています。また、「第2次宇城市子どもの

読書活動推進計画」に基づき、各種団体と相互に連携・協力しながら、乳幼児・児童生徒の読書環境の整備に取り組んでいます。

しかし、人口減少や少子高齢化、情報メディアの発達による活字離れなどから、図書館利用冊数・利用回数共に低迷しており、打開策として市民の多様化するライフスタイル^{*}やニーズに図書館運営を対応させることが必要です。

また、長期的な視点から未来の市民を育てるため、子どもが幼い頃から本に親しみ・本に学ぶ読書環境を整備するとともに、効率的な図書館運営や事業構築による、財政上の負担軽減も必要です。

プロジェクトの基本方針

多様化するライフスタイルに対応しつつ、子どもから高齢者まで誰もが気軽に生涯学習の場として図書館を利用することができるよう、開館日時・蔵書構成・読書相談などで市民ニーズに応えます。

特に、未来の市民である子どもの読書活動を推進するため、市立図書館と市立小中学校図書館の蔵書管理システム一元化などの連携強化策を検討します。同時に、スポンサー制度の拡充などで

財政的な負担軽減を図り、効率的な図書館運営を目指します。

また、熊本地震など本市の歴史を伝えるため、積極的に本市の関係資料の収集・保存・公開に取り組み、本市への理解と愛情を育みます。

さらに、童話発表大会や読書感想画コンクール、ブックスタート^{*}、移動図書館車運行などの事業を拡充し、市行政各部署や読書関連団体（ボランティア・街なか図書館など）と連携します。

プロジェクトの基本計画

(1) 市民ニーズ・利便性に合った効率的な図書館運営

市民のライフスタイルは多様化しており、図書館運営（開館日時・蔵書構成・読書相談・集会的行事など）に関する市民ニーズも多様化しています。

このため、利便性を考慮しつつも、雑誌スポンサー制度の拡充などで財政上の負担軽減を図り、効率的な図書館運営体制を構築します。

(2) 学校・地域に密着した図書館事業の構築

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、賢く心豊かな市民となるよう、各学校図書館と市立図書館との蔵書管理システムを一元化し、配送体制を確立できるよう検討します。

また、熊本地震など地域の自然災害の記録（書籍・新聞・雑誌・行政資料など）を郷土資料として特別収集し、中央図書館に閲覧用パソコンコーナー・資料の特設展示コーナーを設け、電子媒体・紙媒体で情報提供する「震災文庫」コーナーを設けます。

その他、本市関連の郷土資料も収集・保存・公開を行い、本市の歴史・文化を身近に分かりやすく市民に情報提供することで、郷土愛を育みます。

(3) 読書で進める生涯学習のまちづくり

全ての分野の資料を備える図書館と、市行政各部署や読書関連団体（ボランティア・街なか図書館など）が連携することで、イベント・相談・啓発など各種事業と図書館資料を融合させ、相乗効果を生むように取り組みます。発展的には、ビジネス支援・生きがいづくり・健康増進などで暮らしを応援する問題解決型図書館のノウハウを蓄積し、全館で活用します。

また、童話発表大会や読書感想画コンクール、ブックスタート、移動図書館運行などの事業を発展的に継続し、乳幼児期から本に親しむ読書環境を整えることで、自主的・継続的な読書活動の芽を育成します。

主な成果指標

指標名	市民一人当たりの貸出冊数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	貸出資料数／市人口		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	平成 27 年度社会教育調査中間報告(文部科学省)	冊	5.20	6.09	7.31
設定理由	市民に親しまれる図書館として資料の利用度を上げるため				

指標名	市民一人当たりの利用回数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	貸出利用者数の総数／市人口		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	平成 27 年度社会教育調査中間報告(文部科学省)	回	1.40	1.16	1.40
設定理由	市民に親しまれる図書館として来館者を増やすため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	子育て支援・児童福祉		
部門別プロジェクト	1	子育て家庭への支援の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

少子化や核家族化が進展し、子育てを取り巻く環境は依然厳しい状況です。また、社会情勢の変化により共働き家庭やひとり親家庭の割合も多くなっています。地域コミュニティにおける関係の希薄化などの社会環境の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまいます。

近年は児童相談所への虐待通告件数が、本市でも全国や県内と同様に増加しています。(平成 25 年度 7 件、平成 26 年度 13 件、平成 27 年度 24 件)。これは、今まで認知されなかったものが認知されるようになったからだと思われる。ま

た、この中には経済的な不安を抱えての虐待もあるのが現状です。

困った時に気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、何かがあったとしても何とかできるという安心感にもつながります。子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てに対するどのような悩みや不安でも(経済的な不安も含めて)気軽に相談・支援できる体制の充実および情報提供の充実を図り、自ら相談に行けない人へはこちらから出向いた相談支援も実施する必要があります(相談機関として、子育て支援センター、子育てひろば、保育園幼稚園、児童福祉センター、保健福祉センター)。

プロジェクトの基本方針

家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制の一層の充実を図り、相談窓口の周知を図っていきます。また、ホームページやガイドブックなどに掲載する情報の充実を図り、子育て情報のタイムリーな発信をしていきます。また、子育て中の家庭における経済的不安の軽減を実施していきます。こども医療費の助成やひとり親家庭などへの児童扶養手当や医療費助成の継続実施、第 3 子以降の保育料の無料化を継続していきます。

児童福祉センターについては、子育てについての情報提供や子ども相談、養育支援、子育て支援

ネットワークの拠点と位置付けて、関係機関と連携を取りながら地域における子育て支援の推進を図ります。加えて、自ら相談に行けない人への相談窓口として、乳幼児健診を利用した相談に応じ当センター主催の「親子あそびの教室」や養育支援家庭訪問事業などにつないでいき、育児不安などの解消を推進していきます。

児童虐待防止については、市民への認知度向上に向けた取り組みの実施と、潜在的な虐待を表面化して早期発見や早期対応していく取り組みを実施していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実

子育て支援センター・ひろばにおける子育ての相談や指導、子育て情報提供の充実を推進します。また、各種子育て支援サービスを利用するためのガイドブックやホームページなどの充実を図り、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭などの個々の状況に応じた就業相談や求人情報の提供などを行います。

子育てに関する悩みについては、早期発見と子育て支援サービスの円滑な利用につながるニーズの把握、情報提供のための相談員の配置を継続します。

(2) 子育て家庭における経済的負担の軽減

こども医療費の助成を引き続き中学校3年生まで実施し、疾病の早期治療を促進し、児童の健康保持および健全育成を図ります。

ひとり親家庭には児童扶養手当の支給や医療費助成を継続実施します。また、就業促進のため、教育訓練や高等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸付などの就業支援を継続していきます。

また、第3子以降の児童の保育料については、無料実施を継続します。

(3) 児童福祉センター事業の充実

乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、「親子あそびの教室」や子育てに不安のある親支援事業などを通して親への子育て支援を実施します。

また、育児相談体制の充実（家庭児童相談員や子育て支援コーディネーターの配置）や子育て支援事業（養育支援家庭訪問、産後ホームヘルパー派遣）などにより、育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待などの予防および早期発見を図っていきます。

主な成果指標

指標名	子育て家庭の個別ニーズなどを把握した件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	1年間に受けた相談件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	622	960
設定理由	子育て家庭への支援体制の充実を目指すため				

指標名	乳幼児医療費助成単価（4歳未満児まで）	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	1件当たりの年間助成単価（助成額／助成件数）		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	円	—	4,562	4,188
設定理由	疾病の早期発見、早期治療により、子育て家庭への負担軽減を目指すため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	子育て支援・児童福祉		
部門別プロジェクト	2	子育て環境の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

本市には、現在、幼稚園 1 園、認可保育所 20 園、認定こども園 3 園、地域型保育事業所（家庭的保育室）1 施設が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所などでは定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年間を通していまだに待機児童が発生している状況です。

また、少子化による児童人口は減少傾向にありますが、家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズは増加傾向にあります。そのため、保育ニーズはますます増加すると見込んでおり、現状のままでは今後も待機児童の発生が予想されます。子育て家庭の多様なニーズに応えるため

には、保育サービスの充実および保育環境の整備など早急な対応が求められています。

共働き家庭などの子どもたちの放課後などにおける健全育成を目的とする放課後児童健全育成事業については、市内 15 の学童保育所（直営 2 カ所・法人委託 4 カ所・保護者会委託 9 カ所）で実施されていますが、共働き世帯の増加や就労形態の変化、核家族化の進行、部活動の社会体育移行などにより、利用者が増加傾向にあります。希望者のニーズに対応するためには、保育所などと同様に施設整備などを含めた環境整備が必要です。

プロジェクトの基本方針

共働き世帯の増加や就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層高まるとともに多様化しています。これらのニーズに応えるために、保育所などの機能の充実を図ります。

具体的には、現在保育所などにおいて実施されている一時預かり事業や延長保育事業、障がい児保育事業、休日保育事業などの保育サービスを継続して実施します。

また、待機児童解消に向け、私立認可保育所などにおいては利用定員の見直しによる定員拡大

および保育士など保育人材を確保するための施策を実施していきます。特に公立保育所については、公共施設の見直し（民営化）計画による施設整備などにより、保育の受け皿を確保する施策を講じます。

学童保育所については、ニーズ調査やアンケート調査を実施し、国や県などの関係機関と連携を図りながら、計画的に施設整備のための支援を行っていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 保育サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに応えるため、現在実施している一時預かり事業や延長保育事業、障がい児保育事業の充実を図ります。また、市内保育所1園で実施している病児保育事業と休日保育事業を継続します。

(2) 保育環境の充実

民間保育所などにおいては、各年度における利用定員の見直しによる定員拡大や国・県などの関係機関と連携を図りながら、計画的に施設整備のための支援を行っていきます。

公立保育所については、公共施設の見直し計画（民営化）による定員拡大により保育ニーズへの対応を図ります。

また、保育の受け皿拡大のために国の施策などを活用し、保育人材（保育士など）の確保に必要な施策を講じていきます。

(3) 学童保育所の充実

共働きや母子・父子家庭などが増え、働くことと子育てを両立したいという家庭を支援するため、また、放課後を子どもだけで過ごすことで予想される危険や不安を回避するため学童保育所の充実を図ります。また、市直営の2施設および保護者会へ運営委託している9施設については、指定管理などへの移行を検討し、学童保育所運営の負担軽減を図ります。

主な成果指標

指標名	市内保育所受入率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	希望する保育所の入所申し込みに対する受入率		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	県内市平均	%	97.9	94.3	100
設定理由	保育ニーズに応じた定員枠の拡大を図り、保育の受け皿を増やし待機児童の解消を図るため				

指標名	学童保育所施設数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内の学童保育所の施設数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	施設	—	15	16
設定理由	地域のニーズに応じた環境整備により受入枠の拡大を図るため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	1	健康管理・健康づくり		
部門別プロジェクト	1	生涯を通じた健康管理		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

急速な高齢化や生活習慣の変化により、生活習慣病の割合が疾病全体の 3 割を占めており、本市でも「がん」「心疾患」「脳血管疾患」といった三大生活習慣病による死亡が多くなっています。

口腔に関しては、母子健康手帳交付時や乳幼児健診での歯科保健指導に加え、歯科健診時のフッ素塗布、さらに保育施設や小中学校でのフッ化物洗口*の取り組みにより、子どものむし歯保有率は、全体としては改善されました。

一方、結核や新型インフルエンザなどの感染症に関しては、全国的かつ急速的なまん延により市民の生命および健康に重大な影響を与える恐れ

があり、予防接種の必要性が再認識されています。

生活習慣病による死亡者や医療費を減らすためには、個別保健指導を充実させ、メタボリック・シンドロームの予防および解消、動脈硬化を進行させる生活習慣病の重症化予防が必須となります。子どものむし歯に関しては、「むし歯の多い家庭」と「むし歯のない家庭」の二極化がみられるため、さまざまな関係機関が連携し、集団や個別の場で改善が必要です。感染症対策である予防接種に関しては、実施状況の把握を行い、さらなる周知徹底を図っていくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

国が策定する「健康日本 21（第二次）」計画との整合性を図りながら、乳幼児から高齢者までの生活習慣病の一次予防に重点を置いた保健事業を実施していきます。特に、合併症の発症や症状進展の重症化予防を重視した取り組みを医師会などの関係機関と連携を取りながら推進していきます。

妊娠期からの生活習慣については、生涯を通じた健康づくりの大きな基礎となることから、妊

婦・乳幼児期からの健康づくりに取り組みます。また、国が示す 8020 運動に沿って、乳幼児や妊婦、成人を通じてのむし歯予防や歯周病予防に取り組みます。そのために歯科医師会と連携を取りながら、乳幼児期の歯科健診および成人の歯周病検診を継続し、歯科保健の充実を図ります。

感染症の発生予防・まん延防止については、予防のための正しい知識の普及や予防接種率の向上などに取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 生涯を通じた健康管理の推進

生涯を通じた健康管理の基本は自分の体を知ることから始まるため、まずは妊婦健診・乳幼児健診・各種成人健診の受診者を増やすための体制づくりを行います。また、健診結果に応じた生活習慣病の一次予防、合併症発症や重症化予防、がんの早期発見・早期治療の保健指導を家庭訪問・相談などで充実させます。

(2) 歯科保健事業の充実

生涯にわたって歯・口腔の健康を保つためには、自身の状況を的確に把握することが重要です。妊婦へは歯科健康教育を行います。乳幼児へは、乳幼児健診時の歯科健診・フッ素塗布・歯科保健指導、また、保育施設などへのブラッシング指導を行います。成人期以降の取り組みとしては、歯周病が顕在化し始める40歳からの歯周病検診を実施することで、歯の喪失を予防します。永久歯のむし歯予防を目的として幼児期と学齢期に実施しているフッ化物洗口は、引き続き取り組みます。

(3) 感染症に対する知識の普及と予防接種の推進

予防接種が安全かつスムーズに実施できるように、関係機関との連絡・調整・相談を行います。また、対象者が予防接種について理解し体調を考えながら接種できるように、家庭訪問や健診、相談の場において保健指導を行います。さらに接種者・行政・医療機関が一体となって過誤防止に取り組みます。また、新型インフルエンザや肺炎球菌などに関する感染症予防体制の整備を行います。

主な成果指標

指標名	特定健診における異常値を示す者の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	血圧が160/100mmHg以上である者の割合				
基準 DATA	県内自治体平均	%	5.3	8.4	7.2
設定理由	動脈硬化の進行に高血圧が大きく関与しているため				

指標名	健康な歯をもつ者の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	12歳児のむし歯を持っていない者の割合				
基準 DATA	県内自治体平均	%	60.15	50.1	60.0
設定理由	乳幼児、学童期までの生活習慣が成人期の口腔衛生に大きく関係してくるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	1	健康管理・健康づくり		
部門別プロジェクト	2	地域で取り組む健康づくりと食育		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

「健康宇城市 21（第一次）計画」は、合併と同時に、各種団体・組織と行政が一体となって計画策定から取り組み、平成 26 年度には第二次計画を策定しました。健康づくり推進員・母子保健推進員・食生活改善推進員（ヘルスマイト）・ボディートークリーダーの地域での活動を支援しています。しかし、少子高齢化や社会環境の変化が著しく地域コミュニティの力が弱くなっている現状があり、活動が難しくなっています。

食生活については、食育推進計画（第 2 次）

を平成 26 年度に策定し事業を推進していますが、まだまだ食についての正しい知識が浸透しているとは言い難い現状です。市民が元気で生き生きと生活するためには、地域全体で健康意識を高め、生活習慣病の一次予防や合併症の発症、重症化予防を重視した取り組みが重要です。

そのためには、世代間交流や地域コミュニティの活性化を図り、子どもから成人まで、食生活などによる生活習慣病の予防や改善、健康長寿に向けて取り組んでいくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

健やかで安心な妊娠・出産・子育てができる、疾病予防に自分で取り組む、元気な高齢者活動ができる、介護が必要な状態になっても最後まで生き方に選択肢を持ち、人とのつながりを持って生きることができる地域を目指し、その中の「健康づくり」に取り組む地域活動を充実させるための支援を行います。

「妊婦健診」から始まり、「乳幼児健診」、成人では生活習慣病の予防のために必要な検査項目が盛り込まれている「特定健診」を受けます。その結果を自分の健康管理に生かしていくことで健康寿命の延伸が実現しますが、そのためには個

人の理解や努力だけでなく地域全体の健康意識が高いことが必要です。健康づくり推進員、母子保健推進員など各種団体と協働して「地域で取り組む市民の健康づくり体制」の充実を目指します。

また、生きていく上で基本となる「食」について、食生活改善推進員をはじめ関係機関と連携しながら、各年代に応じた食育活動を推進していきます。健康寿命の延伸のために、食を中心とした生活習慣の確立を目指すとともに、乳幼児期から高齢期まで、健康管理に必要な正しい知識を学ぶことができるような情報や機会の提供に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 地域健康づくり推進体制の充実

健康づくり推進員は、健康づくりの情報を地域に広める役割を担っています。そのための研修を充実させ、分かりやすい具体的な情報を提供します。各地区の健康づくり推進員や食生活改善推進員をはじめ、嘱託員や民生委員児童委員などと連携を取りながら、地域の健康状況を確認し、健康課題に積極的に取り組めるよう支援します。本市の健康課題についても市民に広く情報提供し、地域全体で健康意識を高め、ひいては特定健診の受診率向上につなげていきます。

母子保健推進員の活動を充実させることで、地域での健やかで安心な妊娠・出産・子育てを支援します。ポディートークリーダーは、妊娠中・産後の母子などの、心身共に安定した生活を支えることができるよう、マタニティポディートークを実施します。

(2) 生涯を通じた食育の推進

食の崩壊といわれて久しい今日の食に対する教育の重要性を見直し、自分で自分の健康を守り食事の自己管理能力を育てるため、食育の推進に取り組み健康的な生活習慣の確立を図ります。

食生活改善については、推進員の活動を地区の一般市民の集まりや学校・保育園における食育の場に取り入れていきます。また、市民が生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、ヘルスマイト養成講座およびその後の研修会を継続して実施することで、情報提供活動や地域における実践活動を推進します。

併せてネットワークづくりのための「食育推進委員会」を開催し、くまもと健康づくり応援店や宇城野菜ソムリエの会などの関係団体との協力・連携を図ります。

主な成果指標

指標名	特定健診受診率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	特定健診受診結果				
基準 DATA	特定健診受診率（国の目標値）	%	60.0	37.1	50.0
設定理由	健診受診率の向上が健康意識の高まりを表すため				
指標名	朝食を殆ど毎日食べている3歳児の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	3歳児健診時の問診票より				
基準 DATA	県内自治体平均（「熊本県の母子保健」より）	%	92.2	92.7	97.0
設定理由	乳幼児期の食習慣は生涯を通じての生活習慣の基礎となるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	2	障がい者（児）福祉		
部門別プロジェクト	1	障がい者（児）福祉サービスの充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

平成 25 年に施行された「障害者総合支援法」の基本理念に「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合かつ計画的に行われること」と掲げられ、本市でも障がい者の範囲の見直しやサービスの充実強化を実施しています。

障がい福祉サービスの利用については、平成 26 年度末までに全ての対象者にサービスなどの利用計画を作成し交付することとしていましたが、新たな特定指定相談支援事業所の開設や相談員の増員により、平成 28 年 9 月末現在においては、障がい者が 99.8%、障がい児が 100%の達

成率となっています。引き続き、継続的な障がい福祉サービスの利用と定期的モニタリングを実施するため、利用者と相談支援事業所などへの啓発が必要です。

今後も障がい福祉サービス利用の増加が見込まれるため、新たな特定指定相談支援事業所の開設や相談員の増員に向け啓発が必要です。

その他、障がい者手帳の取得や障がい福祉サービスなどの利用に至っていない人への呼びかけを、各医療機関や相談支援事業所、各地域の民生委員児童委員などと連携するとともに、市広報紙やホームページの活用が必要です。

プロジェクトの基本方針

「障害者差別解消法」が、平成 28 年 4 月に施行されました。この法律は国や市町村といった行政機関や、会社や商店などの民間事業者が障がいのある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすための法律です。この法律を周知・啓発し、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会を目指します。また、「地方公共団体等職員対応要領」を作成して適切に対応するため、市職員を対象とした研修会などを開催します。

障がいのある人の自立と社会参加のため、障がい福祉サービスおよび地域生活支援事業のサービスを適切に実施し、地域生活への移行を促すとともに、障がいのある人の福祉サービスや地域活動支援事業のサービスの利用については、相談支援事業所などと連携し必要な情報の提供や助言などの支援を行い、利用者本位の提供基盤を整えます。

プロジェクトの基本計画

(1) 障がい福祉サービスの支援体制強化

障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、利用者のニーズや状況に対応したサービスの確保、提供体制の強化を図ります。

また、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施可能な地域活動支援事業を創意工夫しながら事業の詳細を決定し、効率的かつ効果的に取り組むとともに、障がい福祉サービスの適切な利用を推進するため、新たな特定指定相談支援事業所の開設や相談員の増員に向け啓発を行います。

(2) 障がい児支援の体制強化

障がいのある子どもとその保護者に対しては、医療や保健・教育・福祉などの関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保が必要です。そこで、障がいのある子どもに対する短期入所や日中一時支援などの障がい福祉サービスと、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどの一体的・効果的な支援を確保します。また、障がいの早期発見・早期治療を推進するため、関係機関と連携し体制を整えます。

(3) 相談・情報提供の充実

障がいのある人の個々のニーズに対応したサービスの提供を行うため、相談支援事業所などの関係機関と連携し、相談や情報提供を行います。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」については、市の広報紙やホームページで情報を発信し周知啓発を行います。

主な成果指標

指標名	障がい福祉サービスの利用者（人口比率）	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	障がい福祉サービス利用者比率				
基準 DATA	県内自治体平均	%	0.91	1.02	1.67
設定理由	障がい福祉サービスのニーズに対応できるよう利用率を把握するため				

指標名	障がい者手帳所持者（人口比率）	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	障がい者手帳の所持者比率				
基準 DATA	県内自治体平均	%	7.20	7.74	8.37
設定理由	障がい福祉サービスのニーズに対応できるよう手帳所持者比率を把握するため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	2	障がい者（児）福祉		
部門別プロジェクト	2	障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

障害者総合支援法の施行により、障がいのある人が障がい福祉サービスの利用をしやすくなり、地域で安心して暮らせる環境が整ってきていますが、障がいのある人に対する理解や認識はまだ深まっておらず、地域や職場での偏見があるようです。

障がいのある人の自立や社会参加には、環境整備だけではなく、障がいや障がいのある人に対する理解を深める必要があるため、人権啓発課などと連携し、市広報紙やホームページを活用し、意識改革を行うことが必要です。

また、障がいのある人も一般就労できれば、生きがいを得ることができるとともに、経済的にも安定し、地域で安全安心に暮らすことができます。障がいのある人の一般就労は、ここ数年で増加していますが、より一層推進するため、宇城圏域障がい者支援協議会の就労支援部会が中心となって、企業やハローワーク、就労支援事業所などと連携し、一般就労に結び付けるとともに継続して就労できるよう障がいのある人のみならず、企業などへの定着支援が必要です。

プロジェクトの基本方針

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を広く普及するために、宇城圏域障がい者支援協議会「権利擁護部会」を中心に「地方公共団体における障害者差別解消法に基づく対応要領」を作成し、適切な対応をするため、市職員を対象とした研修会などを開催します。また、企業など

にも呼び掛け、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」についての正しい情報を伝え、障がいのある人のさらなる受け入れを要請します。

障がい者自立支援センターでも、ハローワークと常に連携し、最新の求人情報を収集し、個々の能力やニーズに応じた情報を提供します。

プロジェクトの基本計画

(1) 社会参加の促進

障がいのある人の生きがいづくりや生活の質の向上を目的に、気軽に参加できるスポーツやレクリエーション、文化活動を障がい者団体などと連携し充実させます。

また、障がいのある人の外出時や社会参加の際に利用できる同行援護や移動支援、手話通訳者および要約筆記者派遣事業などの周知を行うとともに、コミュニケーションボードやヘルプカードの普及を推進していきます。

(2) 雇用・就労への支援

就労系サービスの支給決定を行い、一般就労に必要な技術や知識を身に付けるための訓練を受けやすくします。また、引き続き、宇城圏域障がい者支援協議会の就労支援部会や就労移行支援事業所など、障がい者自立支援センターと連携し企業などへの啓発活動を行い、職場体験実習が可能な企業などの増加を目指しながら、一般就労を希望する障がいのある人の就労支援や定着支援を行います。

その他、企業などを対象とした「障がい者雇用セミナー」を開催し、公的制度の説明やメリットなどについての周知や、障がいのある人の特徴や特性を理解していただく機会を提供します。

(3) 啓発・広報の充実

社会における「障がいのある人」や「障がい」への正しい理解の定着を図るため、障がい者週間や障がい者雇用推進月間の機会を捉え、市広報紙やホームページを活用し啓発を行います。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要な障がい福祉サービスや各種制度などをはじめ、生活に関する情報提供を行います。特に、「障害者差別解消法」では、障がいのある人が平等な機会を得られるよう、差別の解消と合理的配慮などについて啓発を行います。

主な成果指標

指標名	福祉施設からの一般就労者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	障がいのある人の福祉施設からの一般就労者数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	県内自治体平均	人	4.5	9	30
設定理由	障がいのある人の福祉施設からの一般就労に向けて支援していくため				

指標名	就労に関する相談件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	障がいのある人の就労に関する相談件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	近隣自治体平均	件	233	239	597
設定理由	障がいのある人の就労に関する相談しやすい環境を整備することで就労につなげていくため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	3	高齢者福祉		
部門別プロジェクト	1	高齢者の生きがいづくり支援・福祉サービス支援の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

わが国の人口の高齢化は急速に進んでおり、高齢化率は26%を超え、10年後には30%に達すると見込まれています。本市においては、平成28年3月現在31.0%であり、全国および県内自治体の平均を上回っています。

内閣府の予測では、高齢者人口は2042年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じるそうですが、それ以上に速いペースで子どもや働き世代の人口が減少するため、当面、高齢化率は上昇し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの

世帯が増加することが見込まれています。今後は、市民一人ひとりが超高齢社会についての理解や認識を深めるとともに、高齢者が積極的な社会参加意識を生涯にわたって持ち続けていく必要があります。

こうした中でも、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で支え合う仕組みを整えるとともに、高齢者が尊厳を失わず生きがいを持って活躍できる環境をつくることが求められています。

プロジェクトの基本方針

住み慣れた地域の中で、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力、知恵などを十分に発揮し、健康で生きがいのある生活が送れるよう、高齢者の社会参加と雇用・就労機会の場の拡充、交流機会の拡充などを推進します。

また、高齢者だけの世帯や高齢者の一人暮らし、寝たきりの高齢者が増加する中、全ての高齢者が暮らしたいと思う地域や場所で快適かつ安全安

心に生活できるよう、個々の事情に応じた支援や各種サービスの提供、多様な見守り施策や家族介護者支援の充実など、自立して長寿を全うすることのできる各種施策に取り組みます。

今後も増加する高齢者の認知症への対策の整備を図るとともに、適度に高齢者と共に過ごし交流することで高齢者を孤立させないためのコミュニケーション促進事業を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 高齢者の生きがいづくり活動支援

高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進を目的に老人クラブ活動を支援します。また、高齢者の雇用・就労機会の提供を通じ、高齢者の社会活動継続の支援と交流機会の拡充を目的に、シルバー人材センターの事業支援を図ります。

退職間もない元気な高齢者にも目を向け、地域活動の新たな担い手としてこれまで培った経験や能力を生かして積極的に社会参加し、共に支え合う豊かな地域社会を構築できる取り組みを推進します。

(2) 高齢者の安全・快適な日常生活の支援

地域包括支援センターなどでの各種相談への対応や緊急通報システムの内容充実をはじめ、認知症に対する正しい理解の啓発や各種在宅福祉サービスの拡充により、高齢者が日常生活を安全・快適に暮らせるよう支援します。また、家庭介護者の負担軽減を図るため、介護用品購入助成事業などの支援事業を充実させます。

(3) 高齢者に優しい社会づくり支援

敬老思想の高揚と地域住民交流を目的に、地区（行政区）などで開催する敬老会に対し、その開催を支援します。また、敬老の意を表し、敬老祝い金などでその福祉の増進を図ります。

認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座や認知症初期集中支援チーム運用など、認知症高齢者へ適切な対応ができるよう体制を整備します。また、高齢者の生活・権利をその人の立場に立って代弁し、あるいは本人が自ら自分の意思を主張し、権利行使ができるように支援する権利擁護についての取り組みを充実させます。

主な成果指標

指標名	元気な高齢者の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	介護保険制度未利用の65歳以上人口率				
基準DATA	全国平均（介護保険制度）	%	82.2	79.7	82.2
設定理由	高齢者の生きがいづくり活動を支援するため				

指標名	65歳以上就業率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	65歳以上で就労している就業率				
基準DATA	全国平均	%	20.35	20.27	20.35
設定理由	高齢者の生きがいづくり活動を支援するため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	4	社会福祉		
部門別プロジェクト	1	社会福祉協議会事業の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

少子高齢化や核家族化が進む中、子育てから高齢者の福祉に至るまで人間関係の希薄化などにより、虐待や孤独死などが社会問題化しています。そのため、住民による共助と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が求められています。

地域福祉ネットワークの一環として、地域福祉会の設置推進が平成18年度から市社会福祉協議会で取り組まれ、145行政区において地区福祉会が組織化されました。

現在では、ふれあいサロンや見守り活動など世代間交流を基本活動として、地区の事情に応じた福祉活動が展開されています。しかし、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーす

ることは困難で、地域の生活課題が見えにくくなっている現状です。

とはいえ、地域住民が生活の中で近隣の様子の変化に気づいたり、地域の生活課題を発見したりする地域コミュニティはこれからも残していかなければなりません。そのために、サロンや見守り活動を通じて地域の生活課題を発見し、情報を共有し、解決していくための公的な福祉サービスにつなげる組織は大きな役割を果たします。その組織を代表するのが地区福祉会です。未設定の行政区についてはその設置の推進を図るとともに、既に設置済みの行政区については活動内容を今以上に充実させる必要があります。

プロジェクトの基本方針

社会福祉法に基づく行政の地域福祉計画とその計画に基づき、市社会福祉協議会が中心となって進める地域福祉活動計画に掲げた「誰でもどこでも安心して暮らせる福祉のまち」を目標として、市民一人ひとりが福祉を自分のことと考え、地域全体で助け合い支え合う社会を目指します。

そのためには、まず、要支援者名簿をもとに地

域の民生委員児童委員などがコーディネーターとして中心となり、要支援者と打ち合わせて避難行動計画などを策定していきます。

また、市民の福祉に対する理解と関心を高めて地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動について支援をしていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 避難行動要支援者登録制度の推進

宇城市災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、地域全体で助け合い、支え合うために、災害弱者に対して登録の啓発に取り組み、地域で情報共有し、要支援者の災害時の具体的な避難行動計画推進を支援します。

(2) 高齢者の安全・快適な日常生活の支援

市民参加型の地域福祉ネットワークづくり推進のため、市社会福祉協議会が取り組んでいる地区福祉会の設置・充実を支援します。

(3) 福祉団体などの育成・強化

地域福祉を担う中心的な組織である市社会福祉協議会が充実した運営ができるように組織運営などの支援を行うとともに、住民の福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉への参加意識を醸成するためにもボランティア活動の支援にも取り組みます。また、民生委員児童委員が地域福祉の推進役として円滑に活動できるよう支援します。



主な成果指標

指標名	避難行動要支援者名簿登録者率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	要支援者該当者の名簿提供同意		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	48	80
設定理由	地域全体で助け合うためには登録名簿の整備が必要であるため。				

指標名	地区福祉会組織率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	福祉会件数 / 177 行政区		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	70	100
設定理由	地域福祉ネットワークづくりには福祉会の組織は不可欠であるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	社会保障・生活保護		
部門別プロジェクト	1	介護保険サービスの充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

全国的に少子高齢化が進展する中、本市においては高齢者人口および高齢化率は共に伸び続けています。平成27年には高齢化率が30%を超え、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯や認知症の高齢者も年々増加しています。

第1期基本計画期間中では、計画に定めてあった、ケアプランチェックや介護給付適正化に取り組んだ結果、介護保険計画で予測した給付費や

認定者数を若干下回って推移している状況です。

しかし、年々介護保険サービスの給付費は増加しており、それに伴って介護保険料も改定のために上昇しているため、前回の総合計画に引き続き、適切な介護サービスを利用するための「介護給付適正化」や、介護が必要な状態にならないための取り組みの「介護予防」を積極的に図っていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

団塊の世代の人々が後期高齢者となる平成37年（2025年）をめぐり、国はそれまでに高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるような、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

その「地域包括ケアシステム」を実現するために、医療と介護をはじめとした地域の多職種連携の推進、地域密着型を中心とした介護サービスの基盤の整備や質の高い介護サービスを実施する

ためのサービスの質の向上、要介護状態にならないための地域支援事業の充実、適切な給付を実施するためのケアプランチェックの充実などに取り組めます。

本計画においても、第1期基本計画の基本的な考え方を基礎としながらも、国の方針や法改正などに沿って、さらには地域特性や市の現状を踏まえながら、課題の解消や目標の達成を目指していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 介護保険サービスの適切な実施とサービスの質の向上

要介護者になる要因を把握し、認定の迅速化・公平化や介護給付の適正化のためのケアプランチェックの実施、および介護サービス従事者の質の確保と向上のために事業所に出向いて行う実地指導などに取り組みます。

(2) 要介護者にならないようにするための予防事業の積極的な推進

要介護者になる要因やリスクの高い人の実態を把握し、包括支援センター職員による訪問などを行い介護予防事業への参加を促します。また、リスクが高い人だけでなくすべての高齢者が要介護者にならないように、地区サロンなどを利用した介護保険制度の普及啓発や介護予防の運動の実施を推進していきます。

(3) 地域包括ケアシステム実現に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの実現に向けて医療職と介護職の連携を図り、切れ目のないサービス提供体制づくりに取り組みます。また、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、介護サービスの基盤づくりや関係者間で情報を共有できるようなネットワークづくりに取り組みます。

主な成果指標

指標名	要介護認定率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	65歳以上の高齢者における要介護認定者の割合				
基準 DATA	県内自治体平均	%	20.5	20.3	20.1
設定理由	元気な高齢者を増やし介護認定者の割合を減らすため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	社会保障・生活保護		
部門別プロジェクト	2	国民健康保険事業の推進		

【所管：市民環境部】

現状と課題

本市の被保険者一人当たりの年間医療費は、医療の高度化、高額医薬品の普及などにより、平成20年度299,637円から平成27年度389,384円と年平均で約13,000円の医療費の増加傾向を示しています。

国民健康保険は、他の医療保険などに属さないすべての人が加入し、わが国の国民皆保険の最後の砦として基盤的な役割を果たしてきたところです。しかし、他の医療保険と比べ構成被保険者の高齢化や医療費水準の増加などにともない、所

得に占める保険料の負担が重くなるといった構造的な問題を抱えています。

今後も厳しい国民健康保険財政の運営が予想されるため、その改善策として、平成30年度より都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに保険者になります。これにより市町村は、国民健康保険税の収納事務を行うとともに、医療費の抑制を図るため、被保険者の健康づくりなどの施策に取り組むことが求められます。

プロジェクトの基本方針

誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度を維持するために、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進や被保険者に対して医療機関での受診指導などを実施することで、医療費の適正化を図ります。

また、国民健康保険財政を維持するために、重

要な財源の一つである国民健康保険税の収納率向上を図るための施策に取り組みます。

さらに、疾病を早期に発見し初期段階での適切な治療による重症化を防ぐことで、国民健康保険加入者の疾病予防および健康維持を推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 医療費適正化の推進

年々増加する医療費の適正化を図るため、国保加入者に対し後発医薬品の有効性を、広報紙などを活用した普及啓発により、後発医薬品の利用促進を図るとともに、レセプトの点検により重複受診者・頻回受診者を把握し、訪問指導により適正受診を指導することで、医療費の適正化を推進します。

(2) 安定した国保運営の強化

安定した国民健康保険制度を維持するためには、重要な財源の一つである国民健康保険税収納率の向上を図ることは重要な施策であるため、口座振替の推進や徴収体制の充実、見直しを図るなど、収納率の向上を図り税収確保につなげます。

(3) 重症化予防の推進

特定健診の受診により疾病を早期に発見し、初期の段階で適切に治療することで、疾病の重症化を防ぎ医療費の抑制につなげ、国保加入者の疾病予防および健康維持を推進します。また、関係部署と連携し、特定健診制度の周知を図り、受診率向上に取り組むとともに、健診結果に基づき、初期の段階で特定保健指導を実施することで、初期段階での適切な治療につなげて重症化予防に取り組めます。



主な成果指標

指標名	後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	後発医薬品の占める割合				
基準 DATA	県内自治体平均（国民健康保険団体連合会統計）	%	61.7	58.6	80.0
設定理由	後発医薬品のある医薬品を、後発医薬品へ変更することで医療費の抑制につなげるため				

指標名	国民健康保険税収納率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	国民健康保険税調定額に対する収納額の割合				
基準 DATA	県内自治体平均（県国民健康保険事業状況報告）	%	91.3	95.8	97.0
設定理由	保険税の収納率向上により安定した財源を確保するため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	社会保障・生活保護		
部門別プロジェクト	3	後期高齢者医療保険事業の推進		

【所管：市民環境部】

現状と課題

平成20年4月に施行された「後期高齢者医療制度」（以下「本制度」）は、熊本県の全市町村で構成する熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が担っています。高齢化社会が進む中、被保険者数の増加や医療の高度化、高額医薬品の普及などにより、本市の被保険者一人当たりの年間医療費は、平成20年度の816,000円から平成27年度には1,026,000円と、年平均で約30,000円の増加傾向となっています。

また、本市の被保険者数は、本制度発足当初の

平成20年度は9,349人でしたが、平成27年度は10,170人で、年平均で約100人を超える増加傾向となっています。

今後も75歳以上の後期高齢者が増える状況にあることから、高齢者が安心して医療を受けられ健康で生活できるよう本制度の適正な運営を果たすとともに、広域連合の方針に沿った保険財政基盤安定化のため、医療費抑制や保険料の収納対策などに取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

高齢者が安心して医療を受けられる医療保険制度を維持するとともに、平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差を縮めて質の高い生活を送ることができるよう、本市は広域連合と連携して健康診査・歯科健診・人間ドックなどの保健事業を推進していきます。

また、本制度の運営は、広域連合が保険者として行っていますが、今後も広域化のメリットが生

かされた保険料負担や医療給付の平準化を図ります。

併せて被保険者が必要かつ適正な医療サービスの提供が受けられるよう保険財政基盤の強化と財政運営の安定化を図るとともに、市町村は本制度の最寄りの窓口として運営に当たるため、個人情報の取り扱いについては適正かつ厳格に管理します。

プロジェクトの基本計画

(1) 医療費の適正化と健康寿命の延伸

医療費の適正化は、将来にわたり安心して医療を受けられる医療保険制度の堅持と、被保険者の適正な受診による健康保持の観点からも重要な課題です。本市は被保険者一人ひとりが適正な医療給付を等しく受けられ、健康の保持と生活の質を確保し向上できるよう、国・県・広域連合が作成する医療費適正化計画の方針に従い、対策に取り組んでいきます。

また、健康診査などの保健事業の実施に当たっては、医療費や健診などの健康に関する情報の分析を基に、効果的かつ効率的な事業展開を行います。

(2) 医療保険財政の安定化

本制度の財政運営は広域連合が行っていますが、本市も広域連合と連携し広域化のメリットが生かされた保険料負担と医療給付の平準化を推進していきます。また、安定的な保険料確保に向けた収納対策を行います。

(3) 事務の効率化・適正化と個人情報の保護

本制度の運営に当たっては、広域連合との連携が不可欠です。広域連合の広域化による効率的かつ効果的な各種業務体制と併せ、本市は被保険者の最寄りの窓口として、各種申請の受け付けやきめ細かな保険料の徴収などを行い、被保険者の利便性向上を図ります。

また個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する各種法令や情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格に管理します。



主な成果指標

指標名	健康診査受診率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	健康診査および人間ドック受診者の割合				
基準 DATA	県内自治体平均	%	13.6	18.7	20.0
設定理由	被保険者の疾病を、早期に発見し治療することで健康寿命を延伸するため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	社会保障・生活保護		
部門別プロジェクト	4	自立支援体制の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

本市における生活保護受給世帯は、年々増加傾向にあり平成17年合併時の186世帯・251人から平成28年12月現在で、348世帯・409人と増加しています。保護率で見ると、7.3‰（パーミル）であり全国平均17.1‰に比べると低い状況にあります。

世帯類型別で見ると稼働年齢（65歳以下）でありながら就労できないその他世帯の増加や、高齢化・核家族化に伴う扶養意識の低下などにより、受給世帯に占める高齢者世帯の割合が本市でも全体の約60%を占めています。中でも有料老人

ホームなどの施設に入所し、年金だけでは施設費用が賄えないといったケースが増加しています。

また、被保護世帯の増加に伴い保護費も年々増加しており、決算額で比較すると合併当初の4.8億円から平成27年度の8.4億円と1.75倍になっています。そのため今後は、稼働が可能な人については、就労支援専門員やハローワークなどと連携して就労支援を積極的に行い、高齢者世帯については、医療扶助費や介護扶助費の適正運営を確保していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

生活に困窮する市民に対して問題解決のための制度や支援策など、適切な助言、各関係機関との連携を行い、早期に問題解決ができるよう支援体制の強化に取り組みます。

そのために、今後さらに増加することが予測される生活相談に対応できるよう、生活自立センターや民生委員児童委員などとの連携を密にして、低所得世帯の状況把握と相談体制の充実を図ります。また、医療機関や福祉関係機関との連携を強化するとともに、就労支援プログラムの活用を進めて被保護者の早期自立を図ります。

年々増加している医療扶助費や介護扶助費に

ついては、レセプト点検による頻回受診や重複受診の防止、安価な後発薬品の使用促進により医療費削減、介護保険サービス利用者のケアプランの精査など、適正な管理運営を図ることで削減に取り組みます。

また、経済情勢や雇用情勢により影響を受け生活に困窮する市民に対しては、最低限度の生活保障と自立助長を図る生活保護制度が最後のセーフティネット[※]としての機能を適切に果たすことができるよう、生活保護の適正な運用と実施に取り組んでいきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 自立支援体制の強化

被保護者の自立を促すため、就労可能な者については就労支援専門員が、求人情報の提供や面接指導を行い、公共職業安定所と連携し就労支援プログラムを活用した就労を支援します。また、保有資産の活用や扶養義務者からの援助などについても積極的に求めていきます。

(2) 生活保護制度の適正な運営

ケースワーカーによる定期的な家庭訪問の実施や医療機関との連携により、日常生活や病状など生活環境を正確に把握します。また、必要のない人に支給される「濫給」や逆に本当に必要な人に行き渡らない「漏給」を防止するため、各種研修会の参加や所内研修などで関係職員のスキルアップを図り、生活保護の適正実施の推進に取り組みます。

(3) 医療扶助の適正化と後発薬品の推進

高齢化と共に増加する医療費の適正化を図るため、レセプト点検員による医療費明細書の確認を行い、重複受診や頻回受診の防止を強化します。また、安価である後発薬品の使用について積極的に推進し、安全性と医療費削減について啓発を図ります。

主な成果指標

指標名	後発薬品使用割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	被保護者における後発薬品使用割合				
基準 DATA	厚生労働省による調剤報酬明細書集計	%	75	71	80
設定理由	国が後発薬品の使用割合を増やし医療費削減を目指すため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	6	地域医療		
部門別プロジェクト	1	地域に根差した病院事業の充実		

【所管：宇城市民病院】

現状と課題

宇城市民病院は、昭和28年に地域の中核医療機関を担うため豊福診療所として開設されました。その後、昭和30年には一般病棟30床の国民健康保険松橋町立病院に変わりました。さらに、平成7年には救急医療告示病院として認可を受け、平成17年の本市誕生により、名称も現在の国民健康保険宇城市民病院に変わりました。現在は、内科や外科をはじめとする8科の診療科目と一般病床45床で、県下では小さな規模の公立病院です。

診療については、常勤医師2人と熊本大学医

学部附属病院などからの派遣を受けた応援医師により、入院と外来の診療を行っています。患者数は減少傾向にありますが、平成27年度の実績では入院患者延べ数9,090人、外来患者延べ数21,070人でした。特に、熊本地震直後は、入院患者が急増し満床状態が約1カ月間続きました。

宇城市民病院には、地域に密着した医療機関として、関係機関との連携した地域医療の実現が求められています。また、地域や市民ニーズに応えられるよう病院事業の安定を図り、医療体制や機能を充実させていくことが今後の課題です。

プロジェクトの基本方針

公立病院改革においては、社会保障制度改革の動きと連動しながら、全国の公立病院の半数近くが赤字経営であることに鑑み、経営の効率化や再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに向けて、「新公立病院改革ガイドライン」が平成27年3月に総務省から示されました。

これを受けて、宇城市民病院は平成29年3月に現在の医療体制を維持するための「国民健康保

険宇城市民病院新改革プラン（平成29年度～平成32年度）」を策定しました。診療所から始まった宇城市民病院の診療は、年月の経過とともに変化してきていますが、今後はこの改革プランにもあるように、地域に密着した医療機関としての需要に応えるため関係医療機関との連携を推進し、病院事業の充実に向けて収入の確保と経営の効率・安定化を図っていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 効率化による安定的経営の確立

病院事業会計は、市が経営する企業であるため独立採算で経営されるべきですが、医療サービスの提供を図るための不採算を担うといった使命があります。このことから、地方公営企業法では、「経営収入を充てることが適当でない経費および能率的な経営を行ってもなお経営収入のみでは不足する経費については一般会計などにおいて負担するもの」とされています。しかし、この負担については病院事業の経営努力を不可欠とするものです。

そこで、国民健康保険宇城市民病院新改革プランの推進により、経費の節減はもとより収入の安定を図るとともに必要な医療従事者を確保します。また、施設および医療機器の老朽化に対しては効率的な整備・改修を行うため、中長期的更新計画を策定し必要な資金を確保するとともに、施設などの充実および長寿命化を図ります。

(2) 関係医療機関との連携推進

現在の医療体制を維持するため、熊本大学医学部附属病院や済生会熊本病院などの高度医療機関との連携を図るとともに、宇城総合病院や熊本南病院などの宇城医療圏内の病院などとの連携が不可欠なため、これらの関係機関との連携を強化していきます。



主な成果指標

指標名	経常収支比率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	経常収益÷経常費用×100で表した経営指標		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	50床未満の公立病院平均	%	99.2	100.1	100.2
設定理由	収入の確保と経費節減などにより黒字経営を維持するため				

指標名	病床利用率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	年間の病床利用を百分率で表したもの		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	50床未満の公立病院平均	%	64.4	54.8	57.8
設定理由	現状の医療規模を目標に一日当たりの平均入院患者を26人と設定し収入の確保を図るため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	7	消防・防災		
部門別プロジェクト	1	広域消防の適正化と防災・消防体制の強化		

【所管：総務部】

現状と課題

消防・防災行政は住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービスであり、近年の豪雨災害をはじめとした風水害や地震などの激化する自然災害および毎年20件以上発生する建物火災などへ対応するため、地域消防防災力の維持・確保は不可欠です。

しかし、高齢化や人口減少などにより消防団員の減少傾向が継続する中で、消防防災行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供することが求められています。

今後の地域における消防防災体制の整備・確立

のためには、常備消防と消防団などの非常備消防機関間の連携・協力などをより進めるとともに、自主防災組織をはじめとする地域住民やその他のさまざまな機関と連携した総合的な地域防災力の強化が求められています。そのため、地域資源を有効に活用し、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があります。

また、人口減少社会における持続可能な消防体制の確立として、消防署や消防団といった消防組織の運用や消防機関以外の外部資源の活用可能性についても検討する必要があります。

プロジェクトの基本方針

風水害や地震などの自然災害や火災などの被害を最小限に防ぎ、市民が安全安心に生活を営むことができるよう、常備消防組織の適正化および常備消防と消防団などの非常備消防の柔軟な連携・協力などをさらに推進し、消防体制の充実強化を図ります。

また、地域防災力の中核として欠くことのできない消防団員の減少に歯止めをかけ、地域防災力の低下を防ぐとともに、消防団をはじめ、自主防

災組織や行政区などにおいて、地域防災力の中心的な役割を担う組織のリーダー育成や団体の平常時における訓練・学習など、地域防災力の底上げに向けた取り組みを行います。

併せて、住民一人ひとりがさまざまな災害から身を守る行動の実践や平常時からの備えなど、いつ起こるか分からない災害に対して自主的に行動ができるように訓練や研修などを積極的に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 防災消防組織の連携強化

地域防災の中核を担う消防団員が、災害発生時における防災消防活動の基礎・基本的な行動力を身に着けるとともに、平常時から自主防災組織など各機関と連携・協力を意識した訓練や災害などの発生初期期における活動が的確かつ安全に行えるよう、訓練などを実施します。

(2) 地域消防の充実

地域防災の要である消防団員は全国的に減少傾向にあり、本市においても独自で広報紙を発行するなど、消防団の魅力を伝えるさまざまな施策を講じて団員の確保に取り組んでいます。今後も団員確保に関する対策を推進していくとともに、人口減少率が高い地域においては消防団組織の再編などを進めながら、地域消防の充実を図ります。

(3) 防災消防体制の強化

近年の記録的豪雨や、それに起因する土砂災害などに迅速に対応すべく、早期避難の体制づくりや住民周知の方法など、連絡体制の整備・強化を図り災害に備えます。また、研修会や学習機会を設けて、自分たちの身（まち）は自分たちで守るという自助・共助の防災意識を高めます。



主な成果指標

指標名	消防団員加入者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	宇城市消防団員総数（機能別団員含む）		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	宇城市消防団条例定数	人	1,892	1,815	1,892
設定理由	消防防災の中核を担う消防団組織の人材を確保するため				

指標名	火災発生件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内における1万人当たりの火災件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	全国における1万人当たりの火災件数	件	3.4	3.7	3.2
設定理由	火災予防啓発や地域消防の充実により火災件数の減少を目指すため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	8	交通安全・地域安全		
部門別プロジェクト	1	交通安全対策の強化		

【所管：総務部】

現状と課題

本市の交通事故発生件数は年々減少傾向にありますが、死亡者数は減少せず毎年約4人が交通事故で亡くなっている状況です。また、発生件数と死亡者数ともに高齢者が占める割合が年々増加傾向にあり、市内通過者による重大事故も発生しています。

交通安全施設については、各行政区からの危険箇所回避要望により、カーブミラーやガードレールなどの整備を行っています。また、警察署や交通安全協会など関係団体と連携し交通安全キャンペーンや交通安全教室、防災無線での呼び掛け、広報紙、チラシなどを活用し交通安全意識の高揚

を図っています。

社会情勢の変化に伴い多様化する交通環境に対応していくため、高齢者や子どもなど交通事故の被害者または加害者になりやすい交通弱者へ交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけるなどを加速させる必要があります。

また、市内通過者を含む運転者に対して思いやりのある運転の促進など、交通安全思想を普及・浸透させ交通事故防止の徹底を図るとともに、交通安全施設についても、住宅建築の増加などの地域状況に合わせて、増加傾向にある危険箇所への早急な対応が必要です。

プロジェクトの基本方針

交通事故防止の徹底を図るため、警察署や交通安全団体などと幅広い連携を強化していきます。特に地域の高齢者や子どもなどの交通弱者に対しては、事故防止に対する意識啓発を徹底させる交通安全運動を展開するとともに、市内通過者を含む運転者に対しても交通安全の呼び掛けを徹底します。

また、交通安全施設については、見通しの悪い

場所へのカーブミラーの設置や転落防止のためのガードレールの設置など、地域住民や交通安全団体からの情報を基に危険箇所を的確に把握し、継続的に整備を推進します。

特に、通学路における危険箇所については、学校や警察署など関係機関と連携を密にし、子どもや地域住民の安全安心を守るために最優先に整備します。

プロジェクトの基本計画

(1) 交通安全意識の高揚

宇城警察署や交通安全団体などと連携し交通安全の思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの習慣付けへの取り組みを推進します。特に、子どもの交通事故防止を目的として、幼児・児童とその保護者に対して交通安全教室・広報啓発を行います。

高齢者に対しては、老人会や福祉会などを利用して、年齢による身体の変化に対応した交通安全教室や広報活動による啓発を行うとともに、運転者に対しても防災行政無線での呼びかけやタッチ運動、交通安全キャンペーンなどを通じて思いやりのある運転を促進します。

(2) 道路安全設備の整備

カーブミラーやガードレールなどについては、行政区からの要望をもとに危険性の高いところから順次整備を行います。

また、通学路に関しては小学校からの要望をもとに、教育委員会・道路管理者・警察署・学校関係者と通学路点検整備を行うとともに、地域からの信号機・横断歩道などの交通規制に関しては、道路および交通状況を精査し警察署へ要望を続けていきます。



主な成果指標

指標名	人口当たり交通事故件数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市内で1年間の1千人当たり交通事故件数				
基準DATA	県内で1年間の1千人当たり交通事故件数	件	3.72	3.80	3.40
設定理由	交通安全啓発活動や施設整備を行うことによって交通事故件数の減少を目指すため				

指標名	人口当たり交通安全施設経費	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	宇城市内における一人当たり交通安全施設経費				
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	円	—	197	203
設定理由	交通安全施設の整備を行うことによって交通事故件数の減少を目指すため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	8	交通安全・地域安全		
部門別プロジェクト	2	防犯対策の強化		

【所管：総務部】

現状と課題

本市の刑法犯認知件数は平成27年が351件で10年前と比べると半数以下に減少しています。しかし、振り込め詐欺や還付金詐欺、車上狙いや自転車窃盗など高齢者や子どもなど社会的弱者を中心とした犯罪は後を絶たない状況にあり、警察署や防犯関係団体などと連携を図り、犯罪予防

を啓発する必要があります。

また、市および行政区は地域の危険箇所には防犯灯を約6,500基設置していますが、電気代の高騰や器具の老朽化により維持管理費が増大しており、今後も継続していくには維持管理費の削減が必要です。

プロジェクトの基本方針

振り込め詐欺や還付金詐欺など特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察や関係団体と連携を強化し、防災行政無線やチラシなどを使い市民への周知徹底を図ります。

また、車上狙いや自転車窃盗などの犯罪防止のために、駅など主要箇所への防犯カメラの設置や防犯団体などと連携した防犯パトロールの強化により犯罪を未然に防ぎ、高齢者や子どもなど社会的弱者を犯罪者から守り、市民が安全で安心で

きる地域社会の実現を推進します。

市および行政区が設置している防犯灯については、まずは行政区が保有している防犯灯約4,000基をLEDに交換し、電気代および修繕費の軽減を図り、市が保有している防犯灯約2,500基についてもLED化を進め、維持管理費の削減と地球温暖化防止に寄与し、市民が安心して安全に暮らせる明るいまちづくりの推進を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 防犯対策の強化

防災行政無線、広報紙、チラシ配布、振り込め詐欺防止キャンペーン、鍵掛けキャンペーンなどを行い防犯意識の高揚を図ります。特に、各地域のPTA青色防犯パトロール隊による通学路などのパトロールを継続的に行います。

(2) 防犯施設の整備

行政区の要望をもとに危険箇所などに防犯灯の整備を行います。また、行政区に対して防犯灯設置費などの補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を推進します。特に、既存の防犯灯をLED防犯灯に交換を行い維持管理費の削減を図ります。



主な成果指標

指標名	人口当たり刑法犯認知件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内で1年間認知された1千人当たり刑法犯件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	県内で1年間認知された1千人当たり刑法犯件数	件	5.75	5.87	5.42
設定理由	啓発活動や防犯活動を行うことによって刑法犯件数の減少を目指すため				

指標名	防犯灯設置維持管理経費	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市・行政区が設置した防犯灯1基の経費		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	円	—	3,945	2,819
設定理由	地域の環境整備と自主防犯意識の高揚を図り経費の削減を行うため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	9	治水・治山		
部門別プロジェクト	1	治水・治山対策の充実		

【所管：土木部】

現状と課題

本市の治水対策として、農地については、冠水被害を防ぐため、県営事業により亀松、豊川北部、豊川中央、豊川南部地区の排水機場更新事業を実施しています。

また市街地などにおいては、松橋地区と三角地区に排水機場、大野区と救の浦区に常設の排水ポンプを設置し、その他の地域には非常時に随時仮設ポンプを設置し対応しています。

しかし、近年は宅地開発などにより山林や農地が減少していることで、保水能力が低下し、台風や局地的な豪雨時には道路冠水、狭い河川や水路では、氾濫、護岸崩壊が起こり、床上・床下浸水

などの被害が発生しています。

山間部においては、急峻な地形により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流箇所も多く点在し、現在市内では約600カ所指定を受けています。このうち対策が必要な箇所が227カ所あり、これまでに43カ所の対策工事を行いました。

市民の自然災害に対する不安は依然として大きく、河川改修が必要な箇所も多いことから、被害を防止するための取り組みが求められています。また、がけ崩れなどの土砂災害から市民の生命と財産を守るため、砂防事業などの対策を行う必要があります。

プロジェクトの基本方針

本市が管理する河川や水路については、氾濫や浸水による被害を解消するため、計画的な河川改修に取り組み、護岸崩壊などで河川の機能を失う恐れのある箇所については、緊急性を考慮しながら対策を進めます。

水路や雨水管については、流下・排水・貯留と

いった各機能を向上させ、地域の治水、排水対策を推進します。

また、市民の生命と財産を災害から守るため、土石流の発生する恐れがある箇所や、急傾斜地などの危険箇所における土砂災害対策を促進していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 治水事業の推進

宇城市総合治水計画の策定に取り組み、河川などの整備を促進することにより、浸水被害の発生・拡大防止または軽減を図ります。また、市民への確かな水防情報を提供し、警戒避難体制の整備を進めます。

水門については、管理体制の強化や施設の改良、その他適切な排水管理に向けて必要な施策を実施します。また、河川は防災対策の強化や河川環境の改善などを図るため、県へ県管理河川の早期整備について要請するとともに、市管理河川については、護岸改良などの整備を行います。

その他、浸水被害軽減に向けた対策として、宅地に止水壁や雨水浸透ますなどの設置を推進します。

(2) 土砂災害対策事業の推進

急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流の危険から住民の生命と安全を確保するため、国・県の事業を活用し、急傾斜地崩壊対策工事を実施します。

また、土砂災害特別区域内での居住世帯に安全な区域への住宅移転を促進する土砂災害危険住宅移転事業を実施し、土砂災害の防止を図ります。

(3) 予防治山事業の推進

水源のかん養および山地災害の防止のため、国・県の事業を活用し、治山ダムなどの治山施設の整備強化に取り組みます。また、既存施設の定期的な点検や確認を行い、機能保全を図ります。



施工前



施工後

主な成果指標

指標名	土砂災害危険箇所における対策実施率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	県指定の市内土砂災害危険箇所に対する整備率				
基準 DATA	県内自治体平均（土砂災害危険箇所整備率）	%	24.5	18.9	20.0
設定理由	土砂災害危険箇所への対策実施状況が確認できるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	10	環境保全・公害対策		
部門別プロジェクト	1	環境にやさしい循環社会の構築		

【所管：市民環境部】

現状と課題

物質的な豊かさを求めた大量生産や大量消費という経済社会システムは経済的な豊かさと便利さをもたらす一方、廃棄物の大量発生や環境負荷を深刻化させています。本市は近隣自治体と比較して、一人当たりのごみ収集量が少なく、リサイクル資源回収量が多いため、3R^{*}は相対的に進んでいます。

しかし、年比較した場合にごみ収集量や不法投棄の抑制につながっていないなど、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、「環境志民」としての役割を担うには至っていない状況です。

リサイクルについては、平成19年度から市内

全域でコンテナ回収による分別収集を開始して埋め立てごみを少なくする施策にも取り組み、現在22品目の分別収集によるリサイクル率は国の20.6%を上回る22.1%です。

また、水分量が多い生ごみの減量については、堆肥化容器の購入補助による生ごみの減量化などを図り、一人1日当たりのごみの量は全国平均947グラムと比べ、本市は847.7グラムと全国平均より排出量は少ない状況です。しかし、「ごみゼロ」を目指すためにはさらなるごみ減量の取り組みが必要です。

プロジェクトの基本方針

環境に優しい循環社会を構築するためには、第一に発生するごみの量をできる限り少なくすることが必要です。市民・事業者が無駄をなくし、環境に配慮した意識を持って「環境志民」として行動することで、排出ごみの量をより一層減らすまちづくりを目指します。また、効率的で、適正な処理に向けた排出・分別ルールを徹底します。

リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たす

とともに相互の連携を図って行動する必要があります。それぞれの役割分担と協働を図ることで資源を有効活用するまちづくりを目指すとともに、意識改革に向けた5R^{*}の推進を行います。

今後も快適な生活環境を実現するため、排出されるごみ出しのマナーや不法投棄をさせない環境づくりについて情報発信を行い、快適で衛生的な環境づくりに向けての行動を展開します。

プロジェクトの基本計画

(1) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

家庭から出るごみの減量化を図るため、マイバック持参運動推進や生ごみの堆肥化の普及や、各種リサイクルの取り組みに加え、引き続き生ごみ処理機の補助を行い、ごみをできる限り廃棄しないよう「分別収集の徹底」や再生資源として再利用するよう5Rの推進を図ります。また、市民・運搬業者・行政との連携により、分別の質を高め再資源化の向上を図るとともに、事業系ごみについては可燃ステーションへの排出禁止の指導徹底により減量を推進します。併せて一般家庭および飲食業への食べ切りの推進など食品ロスの削減にも取り組みます。

(2) 廃棄物の適正処理の徹底

市民の環境意識向上のために広報紙・ホームページを活用した情報発信を行います。また、ごみ出しカレンダーの内容充実と活用により収集日程やごみの出し方などを周知することで、ごみの適正処理を図ります。

環境保全隊との連携を密にし、環境パトロールによる不法投棄場所の確認を行い、不法投棄されにくい環境づくりを構築します。事業系廃棄物の減量と資源化の促進と排出適正の徹底を図ります。



地域での分別収集活動

主な成果指標

指標名	一人当たりのごみの量	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市民一人1日当たりのごみ排出量				
基準DATA	全国平均（一般廃棄物の排出および処理状況）	グラム	947.0	847.7	645.7
設定理由	宇城市廃棄物処理計画に基づき、ごみ排出量を減少させるため				

指標名	リサイクル率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市民が排出する廃棄物のリサイクル率				
基準DATA	全国平均（一般廃棄物の排出および処理状況）	%	20.6	22.1	22.9
設定理由	宇城市廃棄物処理計画に基づき、廃棄物のリサイクル率を上げるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	10	環境保全・公害対策		
部門別プロジェクト	2	自然環境の保全と保全体制の強化		

【所管：市民環境部】

現状と課題

本市には、市域の約30%を占める森林や広大な平野部、大野川・砂川をはじめとする河川と萩尾溜池などのため池群の水辺、不知火海沿岸の特異な生態系を持つ干潟と豊かな自然環境があります。

森林は林産物の供給だけでなく、豊かな地下水を育み、土砂崩れや洪水を調整し二酸化炭素の吸収により地球温暖化防止に重要な役割を担っており、広大な平野部は、江戸時代に行われた干拓

地で、干潟には現在もムツゴロウが生息し渡り鳥の越冬地や中継地となっています。

しかし、近年の自然環境の変化により、野生動物の住宅地や農地への侵入やため池の環境悪化、外来生物の増殖、生態系に影響を及ぼす外来植物の繁茂などにより、自慢の豊かな自然環境は壊されようとしているため、環境保全により多様な生物と共生できるような体制づくりと取り組みが求められています。

プロジェクトの基本方針

かけがえのない豊かな自然とのふれあいを大切にすることで、美化活動などによる景観の維持・向上を図ります。また、緑豊かな山々や美しい川、青い海を守り育み、多様な動植物が生息・生育できる自然環境がかけがいのないものであることを実感できる環境を保ち、静かで落ち着ける生活環境を確保します。

そして、個々が環境への配慮を実践するために、自らが環境の諸問題に関心を持ち、環境保全活動に取り組みます。

環境保全体制の強化については、市や市民、事業者が協働のもと環境教育・環境学習を実施する必要があるため、環境に優しい心と実行力を持った人づくりを進め、今後も将来の環境リーダーを育てるため、継続して環境教育を行います。

特に学校教育現場においては、県全体で取り組んでいる学校版環境ISO[※]の取り組みについては、一層の充実と家庭や地域との連携を図っていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 自然環境の保全と創出

不知火海沿岸部分は、沿岸ヨシ原やムツゴロウなど特異な生態系を持ち、渡り鳥の越冬や中継地としての干潟があります。流入する河川の上流部分ではホタルが乱舞するなど、本市には豊かな自然の残る水辺環境があります。この豊かな水辺環境を守り後世に残します。

災害や改修などで工事を行う場合は、自然環境に十分に配慮した工事を行い、生態系の保護に併せて、特定外来生物[※]で、日本では熊本県（白川、坪井川、大野川、砂川の4河川）と愛知県でのみ侵入が確認されているスパルティナ属[※]を駆除します。

(2) 保全体制の強化

保全体制の強化には、市民一人ひとりが環境について考え、学習することが大切です。地域や学校教育現場において、環境について学習する機会を設けます。

また、地域においては、家庭教育学級や高齢者学級において環境教育を行い、環境リーダーを育てます。特に学校教育現場では、小学校全学年で環境学習として学校版環境 ISO に取り組み、家庭や地域へ広げる取り組みを推進します。



スパルティナ駆除作業（環境省）



環境学習の様子

主な成果指標

指標名	干潟環境における保全面積	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	大野川河口域のスパルティナ属の面積				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	m ²	—	6,500	3,000
設定理由	不知火海沿岸部分の干潟環境の変化が確認できるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	10	環境保全・公害対策		
部門別プロジェクト	3	快適な生活環境の構築		

【所管：市民環境部】

現状と課題

本市で発生する公害や苦情は、事業所や畜舎からの悪臭、工事や道路交通による振動・騒音、野外焼却による大気汚染、化学物質や油の流出事故による水質汚濁、土地の管理者の高齢化などによる荒廃地の増加、犬猫の多頭飼育、餌やり、ふん害などのペット問題と多岐にわたっています。

悪臭、振動、騒音は人の感覚に刺激を与えるこ

とから感覚公害と呼ばれており、人それぞれの感じ方に違いがあり、個人の感情とともに対処していく必要があります。そのため、解決には時間を要し、事業所や畜舎などの施設の改修が必要になる場合も多く、なかなか解決に至っていません。また、土地の管理者が高齢化したことや不在になることで荒廃地が拡大していることも課題です。

プロジェクトの基本方針

生活様式の変化により、近隣住民との関わりが薄れつつある近代において、安心して暮らせる健全な生活環境の保全・創出のためには、市、市民、事業者が協力し合いながらまちづくりを進めていく必要があります。

爽やかで澄んだ空気、清らかな水環境、騒音や振動による不快感のない、静かで落ち着ける生活

環境の確保に向けて、大気汚染や工場、畜舎からの悪臭、水質汚濁の環境汚染の防止に取り組みます。

ごみの不法投棄や野外焼却、ペットによるふん害、荒廃地などの解消に取り組み、環境マナーを向上させることより、清潔に暮らせる環境を確保します。

プロジェクトの基本計画

(1) 公害防止体制の強化

野外焼却の禁止の指導、工場事業所や畜舎から排出される煙などの改善・指導などにより大気汚染や悪臭の発生を防ぎます。

河川や井戸については、水質調査により水質を監視していきます。また、公共下水道や農業集落排水・合併浄化槽の整備を進め、河川の水質を向上させます。併せて産業廃棄物処分場跡地周辺の水質を追跡調査し、廃棄物による土壌汚染を監視していきます。

(2) 快適な生活環境の構築

環境マナーの向上を推進し快適な生活環境の構築に向けて、宇城市環境保全隊と協働したパトロールを行います。

また、ごみの散乱防止に取り組むとともに野外焼却や犬の放し飼いなどの禁止事項を啓発し、犬や猫によるふん害を防止するための看板設置や広報活動、荒廃地の指導などを行うことで、安心して暮らせる生活環境を守ります。



水質検査（河川水）



環境保全隊による清掃活動

主な成果指標

指標名	環境への満足度（不満度）	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	本市によせられた環境に関する苦情件数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	131	100
設定理由	市民からよせられた苦情件数の増減で環境への満足度（不満度）の変化が分かるため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境
施策部門	11	消費者生活		
部門別プロジェクト	1	消費者生活対策の推進		

【所管：経済部】

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化を背景に、訪問販売や電話勧誘、架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が後を絶たないのが現状です。

また、インターネットを使った架空請求や詐欺などの手口はますます巧妙化しているため被害が減らない状況です。これらの被害を受けるのは高齢者のみならず、幅広い世代に被害は及んでいます。

今後、販売形態や契約方法の一層の多様化が予

想される中、悪質商法にだまされないためには、消費者自身が悪質商法を見抜く力を養い、自立することが必要です。消費生活出前講座の幅広い年齢層への浸透や、関係機関や各種団体と協力しながら消費生活に関する情報提供や啓発活動、適切な助言が課題として挙げられます。

また、市消費生活センターに寄せられる相談や苦情は、年々複雑化・高度化・多様化しているため、それに対応する消費生活相談員の資質向上を図る必要があります。

プロジェクトの基本方針

市民の消費行動を巡る安全確保のため、幅広い年齢層を対象に消費生活出前講座を実施し、消費者教育や啓発活動を行い、悪質商法にだまされない賢い消費者を育てるとともに、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費者被害の未然防止と適切な助言を行います。

また、消費者教育を通して、消費者の自立支援（消費者が主体として市場に参画し、積極的に自らの利益に向けて行動できるよう支援すること）を図ります。

一方、市消費生活センターに寄せられる相談や苦情の内容は年々複雑多様化しているため、消費生活相談員には適切に処理する能力が求められています。このため、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を活用し、相談対応や苦情処理の適切化・迅速化を図るとともに、さまざまな研修に参加して、より多くの知識や能力を身に付けることで、消費生活相談員の資質向上を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 取引の適正化と安全確保

消費者と悪徳商法事業者との間には情報の質や情報の量、交渉力の格差があり、対等な当事者ではありません。また、当事業者はその事業に関して消費者よりも交渉のノウハウがあり、あらかじめ定められた契約条項に関して消費者側からほとんど変更の交渉もできないので、消費者が不利な契約を押し付けてきます。

併せてこのような格差を是正し消費者の利益を擁護するため、広報紙や啓発用パンフレットの活用、消費生活出前講座の開催などを通じ、消費生活に関する情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図ります。

(2) 相談・苦情処理体制の充実

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の活用により、相談対応や苦情処理の迅速化を図ります。また、高齢者などへの悪質商法や多重債務問題の解決や予防のため、社会福祉協議会や民生委員児童委員などの各関係機関と連携を図り、相談や苦情処理体制の充実を図ります。

さらに、複雑多様化する相談や苦情に対応するため、さまざまな研修への参加を通じ、消費生活相談員の知識や能力の向上を図ります。

(3) 消費者の自立支援

消費生活の中で消費者が持つ 8 つの権利（生活のニーズが保証される権利、安全への権利、情報を与えられる権利、選択をする権利、意見を聴かれる権利、補償を受ける権利、消費者教育を受ける権利、健全な環境の中で働き生活する権利）と 5 つの責任（批判的意識を持つ責任、主張し行動する責任、社会的弱者への配慮責任、環境への配慮責任、連帯する責任）を遂行し、市場において主体として行動し自由で多様な選択を行うことができるよう、消費者教育による知識の向上を図ります。

主な成果指標

指標名	相談件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市消費生活センターに寄せられた相談件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	383	400
設定理由	相談件数の推移をみることで啓発活動の効果をはかるため				

指標名	消費生活出前講座実施回数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	消費生活出前講座を実施した回数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	回	—	34	40
設定理由	消費者教育の浸透をはかり、消費者被害を未然に防止するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	1	農林業		
部門別プロジェクト	1	農業経営担い手の確保と育成		

【所管：経済部】

現状と課題

本市において農業は重要な基幹産業の一つですが、後継者不足に加え、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加などさまざまな問題を抱えている現状です。また、貿易の自由化が進み、今後は、今以上に海外から安価な農産物の輸入が増加することで、農家の多くは厳しい状況におかれることが予測されます。

平成17年に2,710戸あった本市の農家戸数は、平成27年は2,104戸と10年間で606戸が減少しています。また農業者数においては、平成27年の3,995人のうち2,644人が60歳以上で全体の約66%を高齢者が占めている現状に

あり、その結果、農業生産が行われない耕作放棄地が増加し、農地の荒廃が進んでいることが問題となっています。

このことを踏まえ、耕作放棄地の拡大防止や再生など、農地の適正管理を行っていくためには、担い手の確保と育成は喫緊の課題であることから、農家として働くメリットや魅力を今以上に発信し、若手農業者や外国人就労者などの新たな働き手の獲得が必要となっています。加えて、貸せる農地の発掘や中核的農業者への集約化を図るなど、農地の流動化を強く推進していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

将来にわたって、本市の農業を担う意欲ある担い手の確保と育成に向けて、行政および農業団体が一体となって、担い手育成の目標を設定し、農家として働くメリットや魅力をさらにアピールし、新規就農者や認定農業者の確保と育成を図ります。

また、本市には規模が小さく個々で経営の効率化を図ることが困難な農家や、後継者不足から農業を継承することが難しい農家が少なくありません。こうした背景から、昔から農地や農業用水などを共同で維持管理してきた「集落」を単位と

した集落営農組織の立ち上げを支援していきます。また、新規就農者が初期負担なく経営能力と農業技術を習得できるよう支援するとともに、地域農業の受け皿としての機能が高い法人化の設立を推進していきます。

さらに農地中間管理事業を積極的な推進により、農地を貸したい人と借りたい人の中間的受け皿としての機能を適正に図っていきます。特に遊休農地については、国・県の耕作放棄地復旧対策事業を活用し、遊休農地の解消および優良農地の維持・確保に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 新規就農者への支援

就農時の年齢が原則 45 歳未満で、独立や自営就農した新規就農者に対し、給付期間 1 年につき 150 万円（夫婦申請の場合は 225 万円）を最長 5 年間給付する、青年就農給付金（経営開始型）事業を積極的に活用していきます。

(2) 農業の担い手の確保・育成

望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者の確保と育成を図って行きます。また、集落全体で農地を守り、有効活用していくため集落営農の組織化や、地域雇用の受け皿としての法人化を積極的に推進していきます。

(3) 担い手への農地の利用集積

農地を貸したい人と規模拡大などを図る担い手農家の中間的受け皿である農地中間管理事業を、農業委員会や JA、農業公社と連携しながら積極的に推進し、農地の集積・集約化を図って行きます。また、遊休化した農地については、国や県の耕作放棄地復旧対策事業を活用し、遊休農地の解消を図るとともに、良好な農地の多面的機能の維持や管理を行って行きます。



主な成果指標

指標名	青年就農給付金（経営開始型）給付者数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	年度毎の給付金受給者数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	10	12
設定理由	新規経営者の育成を図るため				

指標名	認定農業者数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	本市で認定した認定農業者の人数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	778	780
設定理由	担い手を確保していくため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	1	農林業		
部門別プロジェクト	2	安全安心な農産物づくりの推進		

【所管：経済部】

現状と課題

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるもので、近年、消費者の「健康や食の安全」に対する意識は高まり、国産農作物への関心が向けられています。

しかし、最近では食品偽造表示や輸入食品の危険添加物など、「食」への信頼が揺らぐ問題が数多く起きています。

本市では「食」の安全性についてあらためて認識し、「安全安心な農作物づくり」に取り組んでいます。また、地元で生産された農産物を地元で消費する「地産地消」の取り組みも物産館や直売

所などで行われ、女性や高齢農業者を中心に積極的に取り組んでいます。

今後は、食品の安全など消費者のニーズに応えるためポジティブリスト[※]やトレーサビリティ[※]を遵守した農産物を生産することが必要となり、さらに、新品種の導入や農商工が連携して農産物加工開発による6次産業の推進などへの支援が重要となります。また、食糧需給率向上のため、イベントなどにより生産者と消費者の交流促進や農業体験などを通じ、農業への理解促進も重要となっています。

プロジェクトの基本方針

消費者の農産物に対する安全志向が高まる中、環境保全型農業（化学肥料や化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取り組み）を推進し、ポジティブリスト、トレーサビリティシステムに取り組み生産者の顔が見えることで、消費者が求める安全安心で地産地消できる農産物の生産・供給を図ります。

また、農産物直売所などを活用することで消費者と生産者を直接結び付け、地産地消の定着化を図り、農産物の直接販売や農商工連携による農産物の加工開発などの6次産業化を推進します。

そのためには、宇城地域オリジナル品種の開発やイベント（物産展・商談会など）に出店して宇城市農産物などをアピールし、販路拡大や産地ブランド（農産物の高付加価値化）の確立にさらに取り組んでいきます。

地域住民に対しては、農業の理解促進を図るため、ふれあい農園（農作物などの栽培を通して、農業に対する理解や健康でゆとりある生活の増進を図るための農園）の提供により土と親しむ機会を創出していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 食の安全と地産地消の取り組み

消費者の農産物に対する安全安心への志向は高まっており、農産物の生産・販売の多様化が進む中で、環境保全型農業を推進し農業生産工程管理に従って取り組みます。また、6次産業化による直接販売など、消費者と生産者を結び付ける地産地消を促進していきます。

(2) 販路拡大とブランド化の促進

道の駅うきに併設された農林水産物直売交流施設を核に、アグリパーク豊野や不知火温泉ふるさと交流センター、みすみフィッシャーマンズーフ（ラ・ガール）の連携により、地産地消の定着に取り組みます。また、宇城地域オリジナル農産物などの開発や、農商工連携による加工商品の開発などの6次産業の推進、さらに物産展や販売業者との商談会などに参加を促し販路拡大を推進します。

(3) 農業への理解促進

ふれあい農園の提供により利用者間の交流を促進し、直接農作物を栽培することにより土と親しみ農業に対する理解が深まる取り組みを継続します。また、地域協議会や農家女性グループなどの活動を通し、安全安心な農産物づくりを推進し、農業に対する理解や健康でゆとりある生活の増進を図ります。



主な成果指標

指標名	環境保全型農業経営面積	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	環境保全型農業に取り組み作付している面積		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	アール	—	1,328	1,500
設定理由	減農薬、減化学肥料による農産物の安全を確保するため				

指標名	宇城市農産物のブランド数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	オリジナルブランド化した農産物の数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	品目	—	3	5
設定理由	販路拡大および産地ブランド化の推進するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	1	農林業		
部門別プロジェクト	3	地域の特性に応じた基盤の整備		

【所管：経済部】

現状と課題

水稲や施設園芸の多い平坦水田地域においては、農地の整備が進められてきましたが、排水対策が万全ではなく、地域によっては営農に支障を来しているところが見受けられます。

南向きの斜面を利用した果樹栽培半島地域においては、大部分が傾斜地であることから、農作業における労働時間が過分に掛かっている状況です。

また、中山間地域においては、多様な果樹、野菜栽培を中心に営農が行われていますが、過疎化や高齢化による担い手不足が懸念されています。

平坦水田地域においては、ほ場整備による排水改良を一層推進するとともに、土地改良施設の適

切な維持管理や農業用水の確保を行い、土地利用型作物の生産コスト低減やブランド化を図る必要があります。

半島地域や中山間地域では、農作業の省力化を図るための基盤整備や地域の実情に応じた生産基盤の整備が必要です。

山間部における森林地帯においては、林業の担い手は皆無であり、間伐や保育などの適切な整備がされておらず、森林の持つ国土保全や水源涵養、地球温暖化防止など多面的な公益的機能の発揮に支障を来しかねない状況であり、森林資源の適切な維持管理が必要です。

プロジェクトの基本方針

平坦水田地域や半島地域、中山間地域など異なる地形条件に起因する農業の諸問題を踏まえて、継続的な優良農用地の確保と経営の安定化や高収益化、労働時間の短縮などを進めていく必要があります。

そのため、用排水路、農道、農地の区画整理やかんがい施設などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた生産基盤の整備を進めます。

このような生産基盤の整備を推進していくことで、中心経営体である担い手が農地利用の集積をしやすくなるとともに、灌水設備や排水対策な

どの整備による営農作物の高品質化や作物転換を図ることでの経営の安定化、高収益化が望める優良農用地の確保ができていきます。

また、地域の特性に合う営農計画と連動した対策を検討し、魅力ある生産基盤の整備に取り組み、担い手の育成・確保を図ります。

山間部における森林環境の保存については、市民への啓発活動を継続するとともに、既存の林道施設の維持管理を図りつつ、林業関係団体と連携した森林整備を進めていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 平坦水田地域の基盤整備

担い手への農地利用集積を促進し、施設園芸作物の高品質化や作物転換を図るための排水改良などの基盤整備を推進します。特に不知火、松橋、小川地区における国営による基盤整備への取り組みを促進し、農地の大区画化、用排水分離、施設園芸の団地化、排水機場の新設による力強い農業基盤の整備を推進します。

(2) 半島・中山間地域の基盤整備

作物の高付加価値化による高収益型農業の展開を図り、かんがい施設や農道、区画整理などの総合的な基盤整備を推進します。特に樹園地については、大部分が傾斜地で分散していることから、立地条件に応じた整備を推進します。

また、地域の特性を生かした高付加価値型農業の展開を図るため、地域の実状に応じた生産基盤を整備するとともに、農村環境の総合的な整備を推進します。さらには、担い手の育成と確保など、地域における生産体制を再構築しながら、省力かつ低コスト生産を推進します。

(3) 山間部の森林環境の保全

市民が森林に対する関心を持ち、森林の有する公益的機能と森林整備や管理の大切さ、大変さを理解することは、森林を保全・育成するために欠かせないことから、緑の募金運動や緑化推進のための苗木配付などの啓発活動を推進します。

また、林道施設の保全に関しては、地域の協力なくしてはできないため、地域管理団体への委託を行い、定期的な保全活動を継続していきます。

森林整備に関しては、県や林業関係団体と連携し必要に応じて間伐を行うなど、適切な整備に取り組みます。

主な成果指標

指標名	国営緊急農地再編整備事業実施同意者率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	実施地区内の地権者および耕作者の実施同意率				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	86.4	100
設定理由	事業に同意した者の所有地や耕作地が対象となり、より広い面積での事業実施を目指すため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	2	水産業		
部門別プロジェクト	1	漁場の環境整備と「つくり育てる」漁場の推進		

【所管：経済部】

現状と課題

近年、海から魚を取るだけでなく、積極的に水産資源を増殖させる取り組みとして、「つくり育てる」漁業が全国的に実施されています。

八代海沿岸では、一部の地域を除いて、アサリの漁獲高が減少傾向にあり、その他の魚介類においても同様の傾向がみられ、漁業者の安定した漁業経営を阻害するとともに、漁業人口の減少傾向が続いています。また、漁場の環境面においては、漂着・漂流ごみの処分問題などの課題が多く残さ

れています。こうした現状の解決策の一つとして、稚魚稚貝の放流を行っていますが、稚魚稚貝の発育には、数年の発育期間が必要であり、即座に達成状況の確認を行うことが難しい現状にあります。

そのため、漁獲量の増加に貢献できるまでに、放流などの方策を継続的に行う必要があり、より放流効果を高めるためには、漁場の環境保全対策への取り組みが必要です。

プロジェクトの基本方針

アサリ稚貝の定着促進やマダイ、ヒラメ、エビなどの放流を推進し、必要となる放流用種苗については、効率的、計画的な供給体制の確立を目指します。また、限られた水産資源を永続的かつ有効に利用できるよう、科学的根拠に基づく生物の再生産力を生かす漁業形態への転換を推進します。

また、海底に堆積した空き缶やプラスチック、海中に浮遊しているビニールごみ類などは、漁船

操舵の支障になるばかりでなく魚介類の生息にも悪影響を与えています。稚魚稚貝放流事業の放流効果を高めるため、関係機関と連携を取り、漁船などによるゴミの除去作業などの清掃活動に取り組みとともに、漁業者の協力を得てエイなどの食害生物の駆除と、漁場環境についての情報収集や啓発活動を行い、被害の防止に向けた取り組みを行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 「つくり育てる」漁業の推進

市が補助を行い漁協が取り組む稚魚稚貝放流事業により、マダイ・ヒラメ・エビなどを約 44,700 尾、アサリ・シジミについては、継続的に約 1.7 トンの放流を行い、供給体制の確立を図ります。

なお、アサリの育成については、稚貝定着促進材などの活用についても補助を行い、資源管理型漁業への転換、つくり育てる環境の構築と漁業生産性の安定化を図ります。また、安定した漁業経営を確保することで、漁業従事者の減少を抑制します。

(2) 漁場環境の保全

漁協が行う漂着・漂流ごみの除去に伴う活動を支援し、国・県および県漁連事業を活用した広域的かつ効率的な環境整備を目指すとともに、地元および関係協力団体への漁業環境美化対策への協力を促します。

また、エイなどの食害生物の除去についても広域的な活動を目指し、関係団体への支援協力を要請します。



ヒラメ放流の様子

主な成果指標

指標名	漁獲量	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	組合員1人当たりの年間漁獲量				
基準 DATA	県内沿岸 12 市町の平均（水産庁港勢調査）	トン	4.1	1.0	1.5
設定理由	年間漁獲量の増加を目指し、漁業従事者の減少を抑制するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	2	水産業		
部門別プロジェクト	2	水産基盤の保全・整備と漁業経営の振興		

【所管：経済部】

現状と課題

本市の水産業の基盤である漁港施設は、高度成長期に建設された施設が多く老朽化が進行し、改良・更新すべき時期を迎えた施設が増加しており、その維持管理に多くの予算を費やしています。

こうした現状を踏まえ、機能保全計画に基づく計画的な保全対策を行う必要があります。

また、八代海は閉鎖的な干潟海域を形成しているため、環境負荷の影響を受けやすく、環境汚染が進みやすいところです。

今後も継続して、魚介類の生息・育成地として

保全するための対策を講じる必要があります。

さらに、水産業を取り巻く環境は、漁場の制約や資源の減少などによる漁獲量の減少、輸入水産物の増加などによる魚価の低迷、さらには漁業従事者の高齢化や漁業後継者の減少など厳しい状況にあり、後継者の育成・確保や経営の安定化・近代化を図る必要があります。加えて、栽培漁場の推進や水産加工品を中心に、新たな特産品やブランドの開発なども進める必要があります。

プロジェクトの基本方針

資源の培養と漁業生産の増大を図るため、保全計画および長寿命化計画に基づいた施設の整備を行うとともに漁場の整備を進めることにより、生産環境の整備を図ります。

今後は、老朽化する漁港施設の維持管理に重点を置き、機能保全計画に基づいた整備を進めます。海岸保全施設については、平成32年度までに長寿命化計画の策定を行い、策定後はこの計画に沿った水産基盤の保全・整備を行います。

また、資源管理の充実、後継者の育成・組織化を促進するとともに、新しい漁業の振興を図るため、漁業協同組合（以下、「漁協」）の合併および育成強化、各種融資資金への利子補給など、漁業経営の安定や設備の近代化を支援します。

さらに、魚介類などを利用した加工品の開発を促進するとともに商品のブランド化を図り、漁業の新たな振興策を支援します。

プロジェクトの基本計画

(1) 水産基盤の保全・整備

漁港施設については、ライフサイクルコスト※の縮減や対策コストの平準化を図るため、機能保全計画に基づいた施設の補修・改修計画に取り組みます。また、海岸保全施設については、長寿命化計画の策定を行います。

なお、漁場については各漁協からの要望に基づき、履砂・作濤、漁礁・築磯、藻場や干潟の造成など水産環境整備の支援・推進を行います。

(2) 漁業経営の安定化と近代化

平成 25 年度から開始された、浜の活力再生プランの策定推進を行います。アサリなど 2 枚貝の資源増大および安定生産に向けた取り組み、エビ類や魚類の加工品開発による付加価値の向上、販売体制の整備による漁価の向上、資源増大を図るための漁場の改善などに取り組みます。

また、各漁協のコスト縮減と収益の向上を図り、5 年後の所得 10% 向上を目指し、漁業経営の安定化を促進します。

(3) 新しい漁業の振興

今まで活用されていなかった魚介類などを利用した加工品開発やマガキ養殖の支援とともに、ブランドの確立、直売所の充実や市民との触れ合いの場の提供など、個性ある産地の形成に取り組みます。

また、幻のカキ「クマモトオイスター」の原種であるシカメガキの養殖試験を行い、新たな資源の確保を試みます。



三角産のマガキ

主な成果指標

指標名	事業進捗率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	漁港施設機能保全および海岸保全施設長寿命化				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	21	100
設定理由	平成 32 年度を 100%とした中長期計画による事業の進捗管理を行うため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	3	商工・サービス業		
部門別プロジェクト	1	商業機能の活性化と問題解決のシステムづくり		

【所管：経済部】

現状と課題

テレビやインターネットによる通信販売の急激な成長などや大型商業施設の出店は、既存の商工業の営業活動に影響を及ぼしており、特に小規模の個人商店などは年々衰退の一途をたどっています。

また、経営者の高齢化や後継者不足、集客減少の問題により、廃業やより良い立地条件を求めている移転などが年々増加している状況です。

衰退して行く商工業の環境状況を改革していくためには、経営者の意識改革はもとより、市や商工会、専門家などの協力体制支援システムを整

え、年々変化すると予想される商業環境に対し連携し対応していかなければなりません。

JR松橋駅、小川駅周辺の個人商店が密集している中心市街地はもとより、郊外に立地している各個人店舗・事業所は、地域住民の生活の場であるとともに活動や交流の拠点でもあります。情報交換、地域コミュニティの中核としてまちづくりには重要な拠点であるため、今後は、にぎわい再生と安全安心な街づくりを含めた魅力ある商工業環境の改革と形成に向けた取り組みが必要です。

プロジェクトの基本方針

消費者のニーズの変化や情報社会の進展、広域交流環境に対応した商業・物流拠点として、魅力ある商業集積、流通機能を強化するほか、生鮮食料品などの流通の円滑化と価格の安定を推進します。

特に、快適性とともに関遊性を有する商業空間の充実を図るなどし、高齢者や買い物弱者、主婦層が気軽に集えるような直売所や魅力ある商店街の形成を推進していきます。また、急速な社会

環境の変化に対応したビジネス展開や空き店舗などを活用した新たな事業に取り組む創業者を積極的に支援します。

さらに高齢化社会の進展を踏まえ、訪問販売などを視野に入れた高齢者の利便性を高め、コミュニティ機能も含めた買い物ができる環境づくりの構築に取り組むとともに、商工会の協力のもと、時代のニーズに合った商業機能の活性化を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 魅力ある商業環境づくりの推進

それぞれの商店街の成り立ちや特性を生かした新店舗の開設や環境整備を促進していく他、集客力のあるイベントの企画・開催、商店街へのアクセスと回遊性の強化など、さまざまな施策を多面的に展開していきます。

また、商店会の育成については、魅力ある独自の情報発信を展開し、それぞれの魅力を持つ個性的な商店会団体（店舗）として、経営が安定し自立するよう支援していきます。

(2) 個性あふれる商業システムの支援促進

アンケート調査実施により商工業者の事業形態を把握することで、現在抱えている問題などの原因を分析し、協力体制支援システムにより今後の最良の経営計画を策定し支援を行います。

(3) 市民ニーズに対応したビジネス支援

消費者、商工業者にアンケート調査などを行い、消費者の意識と販売者の意識を把握し求める側・求められる側との双方がうまくマッチングできる商工業環境を構築します。

また、消費者・販売者の商工業に関する意見の集計や市民ニーズに合わせたビジネス支援計画の立案、協力体制支援システムの構築により、経営者が現在抱えているあらゆる問題点も含め解決していきながら、その時代の消費者ニーズに合わせ今後の商工業者の経営支援を行います。

主な成果指標

指標名	新規開発商品数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	新たなビジネス事業の展開による新規開発件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	0	5
設定理由	新たな商業環境システムの構築による効果を測定するため				

指標名	新規イベント開催	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	新たなビジネス事業に関連したイベント開催数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	回	—	4	8
設定理由	集客増を目的とした新たな商業環境システムの構築の効果を測定するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	3	商工・サービス業		
部門別プロジェクト	2	安定した経営基盤の確立		

【所管：経済部】

現状と課題

車社会の一層の進展や大型商業施設の進出などを背景に、地元既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。また、消費者の交通手段は自家用車が主流となっていることから、郊外型大型店や近郊商業圏への消費者流出も増加しています。

こうした状況に対応するためには、商店個々の近代化やサービス向上を促進していくとともに、多様化する消費者ニーズに対応し、都市計画とも連動させながら魅力ある商業環境づくりを進めていく必要があります。

いまだに続く景気低迷と熊本地震の影響を踏

まえて、元気で活力あるまちづくりのためにも商工業の果たす役割はますます大きくなっています。しかし本市における商工業の大多数は中小・零細の商工業者で構成されており、経営基盤が不安定なうえ後継者不足や事業承継[※]などさまざまな課題を抱えています。

このため、本市では商工会との連携を強化や事業の健全化を確保するとともに経営の近代化促進、そして融資制度や人材育成事業などの中小企業振興策の充実を図り、安定した経営基盤の確立が必要です。

プロジェクトの基本方針

安定した経営基盤を確立するために、地域の活力を向上させて地域性に即した商工業の振興を図り、商工会との連携により事業所への支援策や内発的な産業開発を推進します。

さらに、商店街などを基盤として地域経済の持続的発展を図るため、地域住民などのニーズや各商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、商店街組織が民間企業や特定非営利活動法人などと

連携する公共性の高い取り組みを支援していきます。

今後、商店街などの中長期的発展および自立化の促進に寄与し、商店街などが持つ地域コミュニティ機能、買い物機能の維持・強化を図ります。

また、熊本地震からの復旧・復興に向けた支援策を活用し、新たな経営体制づくりのため早期に経営基盤の安定化に向けて取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 安定した商業基盤の整備

商店街などが社会構造の変化の中で中長期的に発展していくために、地域の中で消費活動を活発化させ、商店街内にとどまらず地域外からの資金を循環させることが必要なため、地域における経済活動の自立的循環を促進します。

また、商工会や商店街などと協力して既存商業地などの活性化を促進するために、まちづくりのノウハウを持った民間企業や特定非営利活動法人などと連携して、地域住民の規模・行動範囲や商業圏などの環境を踏まえ、地域住民のニーズに対応した魅力ある商店街づくりを支援します。

(2) 商業活性化事業の推進

熊本地震からの復旧・復興に向けて、国県の補助事業や各種融資制度の利用を促進することで、商工業の経営の安定化と近代化を図ります。また、商工会や商店街組織の共同の取り組みによる空き店舗対策や新規イベントなどの集客事業の展開を支援していくとともに、新規創業者の創業セミナーの開催や創業支援事業の推進にも取り組みます。

主な成果指標

指標名	1店舗当たりの従業員数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	従業員数÷商店数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	5.97	6.5
設定理由	従業員数の増加を目指すため				

指標名	1店舗当たりの販売額	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	販売額÷商店数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	万円	—	13,560	14,000
設定理由	販売額の増加を目指すため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	3	商工・サービス業		
部門別プロジェクト	3	地場産業の育成と企業育成		

【所管：経済部】

現状と課題

本市の商工業は、長引く経済不況の下で雇用体系の変化に伴い、派遣社員などの雇用体制により経営形態の変化を生んでいます。そのため、特に地場産業については、体質強化や新たな産業の創出・育成を図ることで、競争力のある産業づくりを進めていく必要があります。

また、中小企業数やそこで働く従業員数も年々減少傾向にある中、創業率の引き上げにより雇用を生み出して、産業の新陳代謝を進めていくこと

も今後の課題となっています。

こうした中で、地場産業と既存企業が厳しい経済環境を克服し、新たな活路を見いだしていくためには、新技術・新商品の開発や販路開拓、人材育成、そして新しい事業分野に進出し事業を展開して行かなければなりません。今後は、さまざまな事業や融資制度の整備と商工会などとの連携強化により、販路開拓や人材育成に取り組む必要があります

プロジェクトの基本方針

地域に根差した商工業を発展させるため、地場産業を中心とする中小企業などに対して、経営体質の強化支援を関係機関と連携して取り組みます。

併せて、ビジネスチャンス拡大による地場産業の活性化に向けて、企業などの情報の発信や情報の提供を行います。公共職業安定所や学校など関係機関との連携をとり、地元就業を促進し、販路

拡大・人材育成に取り組めます。

また、地場産業の経営資源を生かした新技術の開発などに取り組むことにより、経営体質の強化を支援し、創業支援や今後成長が見込める新たな産業分野への進出を促進します。

さらに、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業や融資制度を活用して、地場産業の振興と企業育成を促進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 中小企業の経営基盤の強化

公益財団法人くまもと産業支援財団と共に、中小企業者などの経営基盤の強化、創業の促進、技術の高度化などに関する産業支援を総合的に実施できる体制を促進します。また、その他関連団体との連携により、助成事業や融資制度の活用、専門家による経営指導など中小企業の経営安定化に向けた支援を行います。

(2) 企業が求める人材や創業者の育成

企業が求める人材や創業者の育成に取り組み、専門家を派遣して創業セミナーを実施し、経営管理・財務管理・人材育成・販路拡大などといった学習・研修機会の創出や創業を支援するための補助金交付などを行うことで、新規創業に向けた支援や雇用機会の拡大を図ります。

(3) 企業の交流・連携強化

企業クラブを中心に交流・連携を深めるための機会を設け、企業の連携強化に向けた取り組みを行います。また、新規就労者や UJJターン*による人材の誘致に向けて、懇談会の開催などを行います。

主な成果指標

指標名	市内事業所数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内で開設されている事業所数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	2,501	2,600
設定理由	事業所数を拡大することで雇用の創出につなげるため				

指標名	市内従事者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内の事業所で勤務する従業員数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	24,251	25,000
設定理由	雇用拡大の判断材料とするため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	4	雇用対策・企業誘致		
部門別プロジェクト	1	働く場の創出と企業立地の推進		

【所管：経済部】

現状と課題

本市は、熊本県および九州のほぼ中央に位置し、高速道路へのアクセスの利便性や生活インフラなどの立地優位性を広くアピールし、誘致活動に取り組んでいます。

しかし、ここ数年は立地企業数が少なく、地域内での雇用機会が限定される中、就業者を増加させるには就労環境の整備を進める必要があります。

また、経済の不安定化に伴い、企業活動を取り巻く環境が厳しさを増す中で、既存の立地企業や

地場企業の衰退は、人口減少につながり、それにより経済規模が縮小し、さらなる人口減につながるというスパイラルに陥ることになります。

今後、少子高齢化の進行に伴い、産業の構造も大きく変化することが想定されますが、人口減少対策としても、地域内にさまざまな産業の創出や就業の受け皿を作ることが求められており、現状をいかに維持・向上させていくかが大きな課題となっています。

プロジェクトの基本方針

新たな雇用機会の確保と地域産業の振興を図るため、シンクタンク（調査研究機関）などの関係機関と連携し企業誘致活動に取り組むとともに、誘致を想定した対象地域について、可能性の検討も進めます。

また、既存の立地企業の留置のため、企業の課題や問題点の解決に向けて支援を行うとともに同業種・異業種間の連携などを促進し、企業活動の活発化と労働人口の増加を図ります。

企業誘致や創業により雇用を創出するとともに地元雇用を促進するため、企業やハローワーク、学校、庁内関係部署などと親密な連携関係を作り、地域を挙げて新規学卒者の地元企業への就職やUターン^{*}による雇用の促進を図ります。

さらに、良質な雇用を生み出すために必要となる市内取引拡大と利益最大化の両立を目的として、地場産業の技術・取引ニーズなどの情報集積や企業間のつながり、関連性などの分析を行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 企業誘致の促進

本市の特性や優位性を十分に生かせる立地環境の整備を進め、弾力的な土地利用や優遇方策の充実、立地対応の迅速化と適正な体制づくりなどにより、企業の立地と市内雇用の増加を図ります。また、市内企業間での異業種交流の推進、新規事業進出への支援、融資制度の活用促進などにより、既存企業の経営基盤の強化を支援します。

(2) 雇用の拡大・創出

無料職業紹介所において、求人情報の提供や求職者の相談を行うほか、若者の地元就職および就業定着を支援するため、ハローワーク宇城、ジョブカフェ宇城ブランチなど関係機関と連携し、キャリア教育の支援、高校と企業との情報交換会や職場見学会開催などに取り組みます。また、市内企業の雇用に創出拡大するため、域内企業の取引関係（販売・仕入状況）や技術などを把握し、新たな域内取引の可能性や課題などを調査します。

主な成果指標

指標名	立地協定締結企業数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	新設・増設の企業数（平成 17 年 1 月からの累計）				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	10	15
設定理由	毎年度 1 社以上の協定締結を目指し、地元雇用を促進させるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	5	土地利用		
部門別プロジェクト	1	特性に応じた有効的な土地利用の推進		

【所管：企画部／経済部／土木部】

現状と課題

本市の土地利用の特徴は、農用地・森林など自然的利用の土地が多いことです。市域の東部・西部は山地や丘陵地が森林となっており、中央部の海岸平地や干拓による平野部に農用地が広がっています。

宅地は、市役所周辺などの中心市街地では比較的まとまって分布しているものの、市中心部から西南部の干拓地や東南部の山地の谷間などでは、農用地と混在しながら分布しています。

また、道路は、九州縦貫自動車道をはじめ国道3号・218号・266号など広域をネットワークする路線が市中央部で交差しており、交通の結節点となっています。

しかし、近年は農用地・森林におけるモザイク的な開発による土地利用の混在が起きているため、無秩序な開発行為が拡大しないように誘導および規制を行うとともに、市民の理解や協力を得ていくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

土地の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的・歴史的・文化的諸条件に配慮し、土地の計画的かつ均衡ある適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を市民と協働で推進します。

用途地域においては、それぞれの用途に沿った利用を促進するとともに、適正な用途指定により

都市機能の維持、住宅環境の保護、商工業の振興を図ります。

農用地については、地域特性を生かした総合的な農業振興を図るため、用途指定を含め優良農地の確保を図ります。森林については、国土保全や水源涵養などの観点から保全を推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) JR 松橋駅・小川駅・三角駅および幹線道路周辺の整備・推進

本市の玄関口である JR 松橋駅・小川駅・三角駅および幹線道路を中心とした、周辺地域の計画的な整備を市民と協働で推進します。また、開発に当たっては、地域の特性および自然環境との共生を図っていくとともに、各施策間の連携を取りながら、無秩序な開発行為の拡大を抑制し、総合的な発展を図る土地利用を目指します。

(2) 地域特性を生かした総合的な農業振興および森林保全

農作物の安定生産により、担い手農家などが持続的な農業経営を図れるよう、平野水田地域・半島地域・中山間地域など異なる地形条件を考慮しながら、地域特性を生かした総合的な農業振興を推進し、集団化された優良農地を確保・保全するとともに、住宅地などの非農地との混在化を防止した土地利用を目指します。



JR 松橋駅西口 [整備推進中]

主な成果指標

指標名	宇城市将来人口	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	宇城市総合戦略による人口減少対策後の将来人口				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	59,272	57,000
設定理由	地域特性に応じた有効的な土地利用を推進し、本市の人口減少を抑制するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	6	上下水道		
部門別プロジェクト	1	健全経営で安定した水供給		

【所管：土木部】

現状と課題

本市の水道事業は、合併以前の各町の水道事業（簡易水道を含む）を引き継いでいます。上水道事業は松橋小川上水道事業と三角上水道事業の2事業、簡易水道事業としては、不知火東部・塩浜・松合・豊野西部・上巢林簡易水道事業の5事業、併せて7つの水道事業が現存しています。

平成27年度に松橋竹崎簡易水道を水道事業に統合したものの、水道施設や管路については基本的には旧町で整備したものを使用していますが、老朽化の進行に伴い維持修繕で対応している状況です。また、近年の急速な少子高齢化による人

口減少社会の進展は、本市においても例外ではなく、このことに伴う給水人口の減少で、料金収入の減少が予想されています。

一方、夏場には各家庭での使用水量が増加するために、配水量の不足も懸念され、節水を呼び掛けつつも料金収入は確保しなければならず、夏場の水不足への対応が今後の課題となっています。また、水質管理の強化、老朽化した施設の更新計画の作成、災害時における危機管理体制の整備、多様化・高度化する利用者ニーズへの対応など、さまざまな課題があります。

プロジェクトの基本方針

合併以前に建設された老朽化施設を計画的に更新するとともに、現在休止している施設の統廃合により、事業の効率化を進め、耐用年数を経過した水道管についても、計画的な更新が必要です。漏水などによる配水ロスを減少させるとともに、災害時などにおいても安定した配水を行えるよう、**有収率***の向上を目指します。

現在、国は簡易水道事業においては公営企業法適用を指導しており、本市においても、平成30年度を目標に宇城市上水道事業として2つの上水道と5つの簡易水道を統合し、事業経営を一本化することで、経営の健全化や効率化を図っていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 水道施設の統廃合および改築更新

施設の統廃合および老朽化施設などの改築更新事業に取り組み、施設の効率化を図ることによって、施設稼働率を向上させます。

耐用年数を経過した水道管についても、計画的な更新で漏水などを防ぎ、有収率の向上につなげます。また、現在行っている事務などを見直し、水道開始届などの受付業務や、開閉栓業務などの外部委託を検討し、経費の縮減を進めていきます。

(2) 市水道事業への経営の統合

事業統合の方針としては、平成30年度を目標に各簡易水道事業が保有している施設や水道管などの固定資産調査などを行いながら、簡易水道事業を公営企業法適用である宇城市上水道事業に統合します。

これにより、現在水道事業ごとに設定されている水道料金を見直し、料金を一本化するとともに、経常経費の統一化などで事業コストの縮減につなげ、経営の安定化を図ります。



豊野西部浄水場

主な成果指標

指標名	施設稼働率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	一日平均配水量／一日最大配水量×100				
基準DATA	全国平均（日本水道協会水道統計）	%	88.1	85.2	86.5
設定理由	施設の統廃合などを行うことで、稼働率の向上を図るため				

指標名	有収率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	給水する水量と料金として収入済の水量との比率				
基準DATA	全国平均（日本水道協会水道統計）	%	89.7	85.4	88.0
設定理由	耐用年数を経過した水道管の更新を行うことで、漏水を減少させ有収率の向上を図るため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	6	上下水道		
部門別プロジェクト	2	総合的な下水道環境の整備		

【所管：土木部】

現状と課題

本市の公共下水道は、松橋町と不知火町を「松橋不知火公共下水道事業」および「松橋不知火特定環境保全公共下水道事業」で、小川町では「八代北部流域関連公共下水道事業」により整備を行っています。

面的整備における公共下水道事業の普及状況は、平成27年度末で下水道基本計画区域約1,290ヘクタールの71%にあたる約910ヘクタールの整備を終えています。

また、豊野町の全域、不知火町の大見地区、三

角町の浦地区および松橋町の豊福南部地区については、「農業集落排水事業」による整備を完了しています。

下水道事業の近年の整備進捗状況から考えると、未整備区域約380ヘクタールの整備を終えるまでには、長期間を要すると推測され、事業の長期化が課題となっています。

下水道計画区域外の地域においては、合併浄化槽設置の普及促進による環境の整備、水質保全を図る必要があります。

プロジェクトの基本方針

公衆衛生の確保と生活環境の改善および公共用水域の水質保全などを図るとともに、快適な環境維持のため、公共下水道計画区域に沿った事業に取り組みつつ、将来の少子高齢化や人口減少などを踏まえた計画区域の見直しや整備手法の検討を行います。

公共下水道計画区域外における生活排水処理については、農業集落排水事業や合併浄化槽による整備を目指します。

老朽化している下水道施設については、厳しい財政状況や社会経済情勢の変化・ニーズを踏まえ、

下水道事業が果たす役割を継続的に維持できるよう、計画的かつ効率的・効果的な施設の維持管理を実施すると共に改築や更新などによる施設の長寿命化対策に取り組みます。

また、将来的に安定した下水道事業サービスを維持していくために、下水道事業経営の健全化を図り、経営の根幹をなす下水道使用料収入の確保に取り組みます。

窓口業務については、効率化やさらなる経費のコスト縮減などにより、一層の経営改善を行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 下水道の計画的整備

汚水処理施設の整備については、今後も継続して公共下水道事業、農業集落排水事業および浄化槽整備事業を実施します。

実施に当たり、市街地、農山地などを含めた市全域で効率的な汚水処理を推進するためには、各汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性などに適合した効率的かつ適正な整備手法の選定を行います。また、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備計画に沿って計画的かつ効果的に事業を推進します。

(2) 下水道の普及促進

下水道の整備効果を発揮させ、安定した下水道事業経営を実現するために、下水道事業が担う快適な環境形成に対する市民の理解を得るため、広報紙による啓発活動や世帯へのチラシ配布などによって、下水道未整備世帯の接続推進に取り組みます。

(3) 合併浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水処理区域外の地域においては、浄化槽整備の補助事業を活用することにより、合併浄化槽の設置を促進し公共水域の環境改善や水質保全を図ります。



主な成果指標

指標名	汚水処理人口普及率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	総人口に対する、汚水処理人口の割合		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	全国自治体平均（汚水処理人口普及状況調査）	%	89.9	79.2	84.2
設定理由	汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽）の普及を行うため				

指標名	下水道整備率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	事業認可面積に対する整備面積の割合		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	全国自治体平均（公共施設状況調査）	%	75.8	70.7	73.0
設定理由	下水道の整備を進め、未普及地域を解消するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	7	道路・交通網		
部門別プロジェクト	1	快適な幹線道路ネットワーク網の整備		

【所管：土木部】

現状と課題

本市は、九州の経済大動脈である国道3号と西は天草地方へ向かう266号、東は宮崎県延岡市へ向かう218号の結束点という地理的条件に優れていますが、市内のそれぞれの地域や市街地と都市圏を結ぶ公共交通ネットワークの整備の遅れ、JR鹿児島本線が市街地を二分化するなどの要因により、主要道路は混雑し、特に朝夕の通勤通学の時間帯には慢性的な交通渋滞が生じています。

これまで、国や県に対し国道3号の一部4車線化や交差点改良などの要望活動を行ってきま

したが、依然、渋滞解消まで至っていない状況です。

一方、平成26年3月九州自動車道に宇城氷川スマートIC^{*}が開通し、翌年4月の県道竜北小川停車場線のJR跨線橋開通と併せ、市南部を東西に横断するルートが完成したことで県南圏域とのアクセス向上が図られました。

今後、経済活動の阻害要因となっている市街地の慢性的な渋滞を解消するため、国道3号や国道266号などへのアクセス性の向上が課題となっています。

プロジェクトの基本方針

幹線道路ネットワーク網の整備に当たっては、現在、市中心部を南北に縦貫する国道3号と、東西をつなぐ国道266号および国道218号に通行車両が集中し、慢性的に交通渋滞が発生していることから、この解消・緩和を図るため中心市街地を経由せずに通行できる幹線道路網の構築を計画的に取り組みます。

また、都市間交流の促進や災害・事故発生時における地域間の連携強化を図る礎として、地域高規格道路（自動車専用道路）や国県道の整備促進を働き掛けていきます。

さらに、市内の工業団地や物流拠点、観光拠点などへのアクセスを良好にし、地域産業の発展に資する幹線連絡道路網について整備を進めます。

プロジェクトの基本計画

(1) 交通渋滞緩和対策の推進

市域内と都市圏を結ぶ高規格道路の建設や、国道など主要道路の 4 車線化などの整備促進を沿線自治体と連携しながら関係機関に働き掛け、都市圏の通勤圏域としての条件整備を推進します。

また、市街地における交通渋滞の解消・緩和を図るため、幹線道路の整備を推進するとともに、市街地を迂回する環状道路、ラウンドアバウト^{*}などの新設について取り組みます。

(2) 幹線道路ネットワーク網の整備

市の新しい道路網形成にあたっては、土地利用や現在の渋滞地点と市街地を結ぶネットワーク性を考慮し、3本の国道を軸に放射環状型の配置パターンによる道路網の構築を進めます。

さらに、市の産業経済基盤を強化するため、幹線連絡道路の新設や旧 5 町間を結ぶ道路ネットワーク網の整備促進とともに、JR 各駅などの交通結節点や市内の工業団地へのアクセス道路の整備を図り、産業経済基盤の強化に取り組みます。



長崎久具線 [建設推進中]



宇城氷川スマート IC

主な成果指標

指標名	平均旅行速度（時速）	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内市街地の朝・夕の平均旅行速度（松橋町松橋）				
基準 DATA	県内自治体平均（国土交通省「道路交通センサス」）	Km	(H27) 37.4	(H27) 18.0	(H32) 25.0
設定理由	道路網の整備を進め、渋滞の解消・緩和を図るため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	7	道路・交通網		
部門別プロジェクト	2	生活の利便性を確保する道路環境の整備		

【所管：土木部】

現状と課題

生活道路は、通勤や通学、買い物などに利用され、市民の日常生活に最も身近な道路であり、水道管などのライフライン^{*}の収容空間や災害時の避難路としての機能も持っています。

本市においても、市民の生活利便性の向上のため、地域間の連絡道路や区内道路の舗装・改良に取り組んでいますが、依然、幅員が狭く、緊急車両が通行できない道路など、機能が十分ではない道路が多くあります。また、通学路においては、車道と歩道の明確な区分がない道路もあり、児童・生徒の交通の安全が確保されているとはいえません。

本市が管理する道路は、延長 1,021km と膨大であり、防災面や生活環境面からも、安全で快適な道路整備を進めるとともに、市民の生活基盤として、常に適正な維持管理と計画的な更新が必要です。

橋りょうについては、現在 1,138 橋を管理しています。このうち建設後 50 年を経過する橋りょうは、全体の 5% 程度ですが、20 年後には 718 橋となり全体の 63% に増加します。今後、これらの老朽化が進む橋りょうに対して、修繕・架け替えに要する費用の増大が懸念されます。

プロジェクトの基本方針

市民に最も身近な生活道路については、地域の意見を反映させながら、安全で快適な道路を計画的に維持・整備して交通事故を未然に防止します。また、道路の維持管理には、路面の舗装補修による走行安全性の向上だけでなく、防護柵やのり面、擁壁などの道路施設の点検・補修などの対策を講じます。

整備に当たっては、家屋の密集などにより道路の拡幅が難しい箇所は、部分拡幅や車両の待避所を設ける局部改良などにより、緊急車両をはじめとした車両の通行機能確保に取り組めます。

さらに、歩行者や自転車に配慮した整備を行うとともに、歩道のバリアフリー^{*}化を進め、子どもや高齢者、障がいのある人が安全に通行できる道路整備を推進するとともに、道路環境美化や魅力的な街なみ環境に配慮し、街路樹や花壇などの設置に取り組みます。

併せて、近い将来一斉に架け替え時期を迎える橋りょうなどの大規模な構造物については、構造強度や耐震性などに関する点検・診断と、必要に応じた改修・補強などを進めます。

プロジェクトの基本計画

(1) 生活基盤道路の整備

既存の舗装や道路側溝、防護柵などの道路施設については、パトロール体制を強化し、迅速で効果的な維持補修を行い、道路機能の維持と交通安全の確保を図ります。

地域の活性化・定住化のための道路や市民の生活に密着した道路については、地域の意見を反映させながら、計画的に拡幅、舗装、排水機能強化などの改良整備を進めます。特に歩道や交差点など通勤・通学路における危険箇所や、緊急車両が侵入できない区内道路などはその解消に取り組みます。

(2) 人に優しい道路環境の整備

歩道や自転車道の整備に当たっては、段差解消などのバリアフリー化を進め、子どもや高齢者、障がいのある人にも歩きやすい環境づくりを推進します。さらに、まちの美観を高めるために沿道の緑化、地域性や統一性に配慮した道路標識や広告看板、道路照明などの整備を行います。

また、商店街や住宅街などの道路については、生活道路として人に優しい道路環境の創出に取り組みます。

(3) 道路・橋りょう維持管理の充実

快適な生活と利便性の確保および道路交通の安全確保を目的として、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換し、舗装・橋りょう・トンネル・道路のり面などの点検・管理を強化するとともに老朽化に対処するための計画的な維持管理を行います。

主な成果指標

指標名	道路舗装率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市管理道路にみる舗装道路の割合				
基準 DATA	全国平均（国土交通省「道路統計年報」）	%	81.5	93.7	95
設定理由	道路舗装率を高めることにより、道路交通の安全性を確保するため				

指標名	橋りょう補修実施数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	本市管理の橋りょうの補修率（要補修数 17 基）				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	5.8	100
設定理由	計画的に橋りょうを管理補修することにより、道路交通の安全性を確保するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	8	住環境・公園緑地		
部門別プロジェクト	1	快適な都市・住環境の整備と景観の保全・形成		

【所管：土木部】

現状と課題

本市の市街地は、南北に横断する国道3号や東西に横断する国道266号、主要地方道八代鏡宇土線、そしてJR鹿児島本線を中心に形成されています。

現在、医療・福祉施設や商業施設、住宅などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などに往来できるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直す、いわゆる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{*}

今後のまちづくりは、人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心して健康で快適な生活環境を実現することや、財政面および経済面において持続可能な都市経営を可能にすることが課題です。

一方、良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するために平成25年3月に「宇城市景観条例」を制定し、景観形成に取り組んでいます。良好な景観が地域の共有財産であり、市の資源の一つであることを再認識し、市民と行政が協働してこれを守り、育てていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。

また、見直しが進む財政状況を踏まえ、施設の老朽化などを背景とした公的不動産の見直しとともに、将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間誘導を進めます。併せてJR松橋駅や小川駅、三角駅を中心とした往年の市街地再開発や新規市街地の開

発を検討し、海・山・川・田園などの自然環境との共生を念頭に置き、住居・商業・工業の混在を招く都市の無秩序な拡大を抑制し、それぞれの計画的な発展を図る土地利用を目指します。

一方、市民一人ひとりが市の景観づくりに取り組み、次世代に引き継ぐためには、市民や事業者などの協力が不可欠であることから、協働の景観まちづくりの気運と効果的な景観形成を促す仕組みを構築し、観光振興に向けた効果的な景観PRを図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) コンパクトなまちづくりの推進

医療のような基礎的サービスであっても、人口密度の低い地域では過少になる傾向があり、車で移動できない高齢者などの交通弱者が日常生活を送る上での困難が懸念されます。そのため、今後は人口減少・高齢化が進むにつれて、中心部へ集中した居住と各種機能の集約などにより、高齢者などが徒歩で生活できるようなコンパクトシティ[※]の形成に向けて、都市計画基礎調査実施により用途区域見直しを行います。

(2) 良好な景観の保全・形成

市内の景観は、山並みや水辺・田園風景のような自然景観、三角西港や松合の街並みなどの歴史・文化的景観、松橋駅周辺をはじめとした都市景観など多様であり、その特性もそれぞれに異なります。そこで、本市はそれぞれの景観特性や課題に応じた良好な景観形成に向けての方針や方策を「宇城市景観計画」として定めており、今後は、この計画に基づき、良好な景観形成のために持続的に取り組んでいきます。

特に、景観形成地域として指定した「三角西港文化的景観地区」、「三角臨海景観形成地域」を指定し、地域の特性に講じた景観形成基準を定めており、これらの地域の特色ある景観を生かし、魅力を伸ばしていきます。



主な成果指標

指標名	用途地域内人口	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	用途地域内人口の維持				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	37,165	37,000
設定理由	用途地域内の人口増加がコンパクトシティに向けての一定の目安となるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	8	住環境・公園緑地		
部門別プロジェクト	2	市営住宅の整備		

【所管：土木部】

現状と課題

本市においては、地理的条件や社会経済情勢の変化などにより、住宅需要はますます高まることが予想され、地域の特性や住宅需要および将来を見据えた住宅基盤整備の推進とともに高齢者や障がいのある人に配慮したユニバーサルデザイン^{*}による住宅整備が必要となっています。

市営住宅の管理については、経年劣化などにより修繕工事などの維持管理に必要な経費が年々

増加しています。加えて、耐用年数を超えた建物も管理戸数の約半数になっており今後も増え続けることから、耐用年数を超えた建物についても適正に対応して行く必要があります。

新規に建設するためには多額の費用が必要になるため、幅広いニーズを踏まえ本市の財政状況を考慮し、経費の抑制を念頭に対応していくことが課題となっています。

プロジェクトの基本方針

人口の減少や高齢者の増加、所得水準の低下などの社会経済情勢の変化に対応し、市民が安全に安心して暮らせるように、地域の住宅状況を勘案した適切な市営住宅供給を目指します。

老朽化している建物については、厳しい財政状況など市営住宅事業の現状を取り巻く社会経済情勢の変化やニーズを見据え、市営住宅の役割を果たすための計画的かつ効率的・効果的な施設の

維持管理および改築事業などを行うことにより、施設の長寿命化対策を進めていきます。

また、民間資本活用も考慮しながら、幅広いニーズに対応した、良質な住宅環境と適正な住宅戸数の供給を目指し、市営住宅の居住水準の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住宅基盤整備やバリアフリー^{*}化も視野に入れた整備を推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備

新規建設や建替え時には、高齢者や障がいのある人などに優しいユニバーサルデザインに配慮した住宅づくりを行います。

(2) 計画的な市営住宅の供給

適正な市営住宅管理を行い、ニーズを踏まえた最適な戸数を供給するとともに、建て替えに当たっては、災害応急仮設住宅や災害公営住宅を有効に活用するなど、建設経費を抑え計画的な建設を行います。



住宅整備イメージ図

主な成果指標

指標名	市営住宅の建て替え戸数（対象：413戸）	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市営住宅長寿命化計画による建て替え予定戸数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	戸数	—	0	50
設定理由	耐用年限を経過した市営住宅の計画的な建て替えを推進していくため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	8	住環境・公園緑地		
部門別プロジェクト	3	公園の機能的な整備		

【所管：土木部】

現状と課題

公園はレクリエーションの空間となるほか、良好な景観の形成や環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりなどの多様な機能を持つ施設です。

本市には、64カ所の公園施設（都市公園9カ所、一般公園54カ所、その他公園1カ所、総面積0.92平方キロメートル）があり、国土交通省の公園設置基準「人口一人当たり10平方メートル以上」を満たしており、市内外を問わず多くの人々に利用されています。

また、今回の熊本地震によりこれらの公園施設

は、避難場所として重要な役割を果たしました。避難場所として使用する上で最も必要な機能は水とトイレであり、公園の中には給排水設備が整備されていないところが多く存在していることから、その施設については今後、整備を行う必要があります。

維持管理については、現在、行政区や各種団体に委託しています。特に行政区に委託している施設について、管理人の高齢化などの理由により継続が難しいとの意見がある場所も発生しており、今後管理運営して行く上で課題となっています。

プロジェクトの基本方針

子どもから高齢者まで全ての市民が、安心してくつろげる空間ということはもとより、防災上の重要な施設であることを認識して、誰もが安全で安心して利用できるように、バリアフリー[※]化を考慮した整備を進めます。

維持管理については、外部委託による管理体制の充実や、市民との協働による公園管理など、管理の充実を図るとともに、地域住民に愛され、守り育てられる公園を目指し、愛着のある公園となるよう市民意識の啓発を推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 公園の整備

公園は、多様な機能を有する施設であり、憩いの場やふれあいの場としてだけでなく、緑豊かな都市環境の形成や公園緑地の整備を推進するために、維持管理体制の充実とともに、誰もが安全に安心して利用できるよう遊具施設などの定期的な安全点検を行います。

(2) 公園の利用促進

市ホームページを利用して、市民はもとより市外の人々にも公園の場所や特徴についての情報提供を行います。

(3) 防災公園・広場の整備

公園が災害発生時の重要な施設であることを認識し、避難場所や避難路、防災拠点としての機能が果たせるよう、公園の整備を行います。

特に、利用頻度が高く災害発生時の重要拠点である都市公園の機能充実を図るため、バリアフリー化を考慮したトイレの水洗化を行います。



岡岳公園



観音山総合運動公園

主な成果指標

指標名	都市公園の水洗化	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市内都市公園における上下水道施設の水洗化率				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	88	100
設定理由	通常利用や避難場所として利用する上で、上下水道施設の整備が最も重要であるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	9	地域公共交通		
部門別プロジェクト	1	みんなが使いやすい公共交通網の充実		

【所管：企画部】

現状と課題

本市の地域公共交通は、JRの鉄道網や熊本市、八代市、宇土市、美里町、上天草市方面へ運行する幹線系統と市域内で完結するバス路線網に加え、公共交通網のない交通空白地を運行する乗合タクシーを柱に交通体系を構築し、市民の生活交通を確保しています。

しかし、人口減少や少子高齢化と各家庭の自家用車普及により、路線バスの利用者は年々減少傾向にあり、バス事業者の努力だけでは路線を維持できず、赤字路線に対する補助を行って路線を維持していますが、補助金は年々増加傾向にあるこ

とから、公共交通網を見直す必要があります。

このため本市の地域公共交通の在り方を明確にし、効率的な運行体制の確立を目指す取り組みが必要とされています。また、市内には公共交通網ではカバーできない交通空白地が複数あり、地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保することも重要な課題となっています。

このことから、地域公共交通について、一層の利用促進および利便性を確保し、充実に向けて、市民・交通事業者・行政などが一体となって対応していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

市民の生活の質を向上させるには、交通空白地区の解消や人口減少および少子高齢化の進行を背景とした交通弱者の増加による公共交通への依存度の高まりに対応できるように、公共交通の利便性の向上を目指します。

公共交通機関の利用促進については、バス事業者と連携強化を深めて利用者のニーズに応じた最善の運行対策を図ることで、日常生活の移動手段としての路線バスの確保のため運行体制の維持を促進します。

また、地域の実情などを踏まえた持続可能な公共交通網の形成および効率的で利便性の高い公共交通の実現を目指し、公共交通のサービスと交通結節点における乗継利便性の向上を図るため、交通関係機関とともにその取り組みを推進します。さらに、市民が利用しやすい公共交通ネットワークを維持するため、乗合タクシーなどの利用を促進し、コミュニティバス※などによる交通網の再構築に向けた取り組みを行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 公共交通網の整備

市民、特に交通弱者が移動しやすい公共交通網を整備していきます。路線バスについては、地域に密着した交通手段であるため、宇城市域公共交通会議をはじめ、県や近隣市町、交通事業者などと連携を取り、今後も運行の維持・効率化を図るとともに、地域の実情に応じた乗合タクシーやコミュニティバスなどの導入を検討します。

(2) 公共交通機関の利用促進

公共交通機関は、車を運転できない交通弱者にとって不可欠の交通手段であるとともに、環境への負荷も少ないことから交通関係機関とより連携を深め、利用促進およびサービスの充実を推進します。

路線バスについてはバス事業者から運行データを収集することで運行状況を可視化・分析を行い、併せて利用者へのアンケート、地域住民の意識調査を実施することにより、利用者のニーズに応じた効果的で効率的な対策を実施します。また、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進することで、交通混雑の解消や環境悪化の緩和を図ります。

(3) 公共交通空白地への対応

公共交通の利用が困難な交通空白地に対しては、コミュニティ交通の導入支援に取り組み、公共交通網全体との整合性および利便性を図りつつ、各地域の実情に応じた乗合タクシーなどの交通手段の導入を進めます。

乗合タクシーが運行している地域については、対象地域の利用状況などを把握し、継続的に地域への啓発と利用者の意見を取り入れながら、多くの住民が利用しやすい運行制度にしていくことで利用者の増加につなげます。

主な成果指標

指標名	路線バス利用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	年間の利用者数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	千人	—	246	270
設定理由	路線バス利用者が増加することで路線を維持・確保し、効率化を推進するため				

指標名	乗合タクシー利用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	4地区（戸馳・海東・長崎・小野部田）利用者数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	6,725	7,300
設定理由	対象地区の乗合タクシー利用者増加につなげ、利用を促進するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	都市基盤
施策部門	9	地域公共交通		
部門別プロジェクト	2	公共交通結節拠点の整備		

【所管：土木部】

現状と課題

本市は、熊本市と八代市の間に位置し、また天草地方との分岐点にもなることから、古くから交通の結節点として栄えてきました。特に JR 松橋駅は公共交通の拠点として重要な役割を果たし、駅の東側には多くの商店が立ち並び、にぎわいの場を創出してきました。

しかし、駅への主要な道路は東側にしかなく、西側からの利用手段は狭い踏み切りを経由する必要があります。そのため、近年では駅周辺で

交通渋滞が発生するなど利用面や安全面においての問題が発生していました。

このため、平成 24 年度から松橋駅周辺整備事業に着手し、平成 28 年 10 月に市道松橋駅自由通路線の供用を開始しました。その結果、人と自転車の東西の往来が可能になり駅利用者の利便性は向上しましたが、東西駅前の市道・駅前広場・駐車場・駐輪場の整備が完了しておらず、いまだ交通渋滞解消には至っていない状況です。

プロジェクトの基本方針

JR 松橋駅や小川駅、その他駅周辺地域が公共交通結節拠点であることの役割や機能を再認識し、商店街などとの連携を図りながら活気あふれた魅力ある生活空間を持つ、新たな市街地整備を推進します。

特に、松橋駅周辺については「歴史・未来・自

然がとけ合う、にぎわいとふれあいのまち」をテーマとして掲げており、交通連節機能の強化により快適で安全安心な都市環境と市の玄関口としてふさわしい駅周辺の定住の場を創出して、交流による新たなにぎわいの場となるよう各種整備に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 本市の玄関口として誰もが訪れやすい交通環境の整備

本市の玄関口となる JR 松橋駅について、歩行者・自転車・車が交錯する問題を改善し、人に優しい安全安心な交通環境の創出に向けて、東西駅前市道・東西駅前広場や駐輪場・駐車場などの整備を行います。

(2) JR 松橋駅を起点として、各地域・施設へ誘う回遊ツールの提供

本市の観光情報などの発信や移動の円滑化に向けた交通情報の発信とともに、案内板や観光マップなどを整備し、松橋駅周辺地区の回遊性と情報発信機能の向上を図ります。

(3) 交流の場の創出とにぎわいの再生

定住の場としても魅力ある都市環境の形成を目的として、駅を利用する人の憩いスペースの機能に加え、定住の場として安全安心な市街地や子育て世代が気軽に遊べる空間、また人が集まり交流の場を創出する空間の整備を行います。



JR 松橋駅自由通路落成式

主な成果指標

指標名	歩行者の安全性に関する満足度	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	松橋駅利用者アンケート調査集計結果(5点満点)				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	点	—	3.0	3.5
設定理由	駅利用者の満足度を高めるため				

指標名	一日あたり松橋駅利用者数(乗降客数)	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	松橋駅の一日あたりの利用者数(JR データ)				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	3,499	3,500
設定理由	事業効果による駅周辺の定住化にともない利用者の維持を図るため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	10	財政運営・行財政改革		
部門別プロジェクト	1	健全な財政運営の確立		

【所管：総務部】

現状と課題

本市ではこれまで、「可能性への追求プロジェクト」による政策課題事業の優先順位を明確に区別し、財源の重点化や、地方交付税の段階的な削減に耐え得る行財政構築を図るため、第3次行政改革大綱および実施計画などを確実に推進してきました。その結果、自主的な財政健全化の取り組みにより財政状況は確実に改善されてきましたが、依然として地方交付税などの依存財源に頼らなければならない状況に変わりはなく、国の動向に左右される不安定な状況であるということを十分認識しておく必要があります。

今後、地方交付税のさらなる削減や人口減少・少子高齢化などの構造的な課題、戸馳大橋架替事

業や長崎久貝線新設事業、宇城広域連合クリーンセンター建替事業など大型建設事業による財政需要の増加が予測されます。さらに、熊本地震からの復旧・復興財源の確保、公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大など、新たな課題への対応も求められており、これまでも増して創意工夫を凝らした取り組みが必要です。

平成27年度からの合併特例期間終了以降における地方交付税の削減に伴い、財政状況がさらに厳しくなる中で限られた財源を活用していかに効率的な行政運営を行っていくかが、喫緊の課題となっています。

プロジェクトの基本方針

市民ニーズに合致した組織体制を図るとともに、「選択と集中」を念頭においた効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

そのためにも、まず職員の資質向上を図り、より質の高い行政サービスの提供を目指すとともに、民間の活力やノウハウを生かす取り組み、公共施設の統廃合を着実に進めていきます。

また、行財政構造の見直しを行い、安易に過去の実績によることなく経営感覚を持って事業の優先順位付けを厳しく行い、限られた財源・人員の中で、真に必要な住民サービスの維持や充実に取り組むとともに、持続可能な財政基盤の構築を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 自主財源の確保

地方公共団体が行政活動の自主性・安定性を高め、真に地域の担い手となるためには、安定した自主財源の確保が必要です。このため、引き続き企業誘致や産業の振興、定住促進などにより市税の増収を目指すとともに、市税などの滞納の解消は負担の公平性の観点から重要な事項であるため、引き続き積極的に取り組んでいきます。また、使用料・手数料などについても、行政サービスの利用に見合った応分の負担を求め、定期的な見直しを行い適正な収入確保につなげます。

(2) 経常経費の抑制

非常に硬直化した財政状況の下で、市政における重要課題に重点かつ効率的に対応できる施策を遂行するために、類似施設や民間競合施設の再編、人件費の削減、維持管理費の見直し、およびその他事務費の見直しなどにより経常経費の抑制を図ります。特に、必要な市民サービスの確保・充実に対応するためにも歳出全般にわたる見直しを徹底し、限られた財源の有効活用をしながら財源の確保、効果的・効率的な財政運営を図ります。また、形骸的に支出している負担金や補助金などについては、行政の責任分野、交付団体の設立目的、経費負担の在り方を検証し整理合理化を行います。

(3) 企業会計・特別会計などの改革

企業会計や特別会計で実施している公営事業などについては、経営基盤の強化、計画的・効率的な経営の推進などの観点から、独立採算を原則とした経営の総点検を行い、公営企業形態でのサービス提供の在り方や民間的経営手法の導入に取り組めます。また、さらなる経営の効率化・健全化を図るため、一部事務組合や第3セクターなど外郭団体についても、目的や効果、支援・負担内容について抜本的見直しを行い、新たな負担などの抑制を図ります。

主な成果指標

指標名	実質公債費比率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	標準財政規模に占める実質的公債費の割合				
基準 DATA	県内市平均	%	9.4	11.9	9.4
設定理由	標準税収入額（税収など）の増および公債費縮減を図るため				

指標名	将来負担比率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	標準財政規模に占める将来負担の実質的債務割合				
基準 DATA	県内市平均	%	39.7	41.3	39.7
設定理由	基金造成による残高の増加および市債残高など後年度負担の縮減を図るため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	10	財政運営・行財政改革		
部門別プロジェクト	2	行財政改革の推進		

【所管：総務部】

現状と課題

地方公共団体を取り巻く環境は、地方分権のさらなる進展、人口減少や少子高齢化、日本経済の低迷による長引く不況、社会保障と税の一体改革など、社会情勢の変化により、目まぐるしく変化しています。本市にとっても例外ではなく、このような状況の中、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心の高さなど、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、これまで以上に迅速で適切に対応することが求められています。

しかし、本市の財政状況は厳しく、これまでの

行財政改革に伴う職員数の削減などにより、限られた人員で複雑化する行政需要に対応していく必要があります。

そのためには、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かって相互に協力・連携し、協働によるまちづくりを推進することが課題となっており、行政経営の視点から、さらなる行財政改革に取り組むことが求められています。

プロジェクトの基本方針

複雑化する行政需要に対応し、市民に対する公共サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高めて行くために、「効果的な組織・機構の編成」「効果的な事務事業の推進」といった重点項目を定め、行財政改革に取り組み、市民ニーズや時代の変化に即応できるよう柔軟な組織体制の構築を進めます。

また、市民に対する公共サービスの一層の向上

を図り、市民満足度を高めていくために、業務のアウトソーシング*の活用なども含め、より効率的な事務事業の推進に取り組みます。これにより、第3次行政改革大綱の基本理念である「行財政改革の推進による効率的かつ市民目線に立った健全なまちづくり」の実現を目指し、さらなる行財政改革を推進していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 効果的な組織・機構の編成

組織・機構は市民ニーズや時代の変化に即応できるように、柔軟に見直しを進める必要があります。その中で重要な視点は、できるだけコンパクトな組織で効率よく対応できることです。

そこで、限られた人材を有効に活用するため、職員の能力や適性に応じた人事配置を進め、組織体制の強化を図ります。

また、新たに外部委託を活用した組織づくりを進め、人員のスリム化や新たな配置転換により、市民サービスや時代ニーズに適した組織・編成を推進します。

(2) 効率的な事務事業の推進

市民に対する公共サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高めていくために、今後もできるだけ来庁者の利便性を考慮した窓口環境の改善や申請書などの簡素化、手続き要件の緩和などを進めていきます。加えて、事務の効率化に向けて業務などの一部にアウトソーシングの活用も進めます。

また、公共施設の管理運営については、市民ニーズへの対応や運営の効率化を図る上で、このまま直営で行うことが最善の方法なのかを検証し、指定管理者制度など積極的に民間活力の導入を推進します。

本市の公共施設の多くは、合併前に整備されたものですが、施設の維持管理費など、合併後の財政運営に大きな負担となっているのが現状です。よって、各公共施設については、利用状況や耐用年数などを考慮しながら、宇城市公共施設の見直し方針や宇城市公共施設等総合管理計画などに基づき統廃合による再編を進めます。そして、再編後の施設の有効活用や利用促進を行うことで旧町意識の解消を図り、旧町の枠組みを超えた市民の交流の場を築いていきます。

主な成果指標

指標名	窓口業務の民間委託により削減された職員数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	窓口業務担当部署の正職員の削減数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	0	10
設定理由	窓口業務を民間委託することにより、市民ニーズに適した配置転換が可能となるため				

指標名	窓口業務の民間委託による経費の削減額	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	(窓口業務担当部署正職員の人件費)－(委託料)		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	万円	—	0	5,500
設定理由	経費の削減により、市の財政健全化に繋がるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	10	財政運営・行財政改革		
部門別プロジェクト	3	公共施設などの総合的かつ計画的な管理・運営		

【所管：総務部】

現状と課題

本市誕生前は、それぞれの旧町において、住民福祉の向上や地域振興のため住民の身近なところにさまざまな公共施設を建設し、道路や上下水道のインフラ*施設を整備してきました。しかし、これらの公共施設やインフラ施設の多くは高度経済成長期に整備されたもので、建設後30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

このような施設は、大規模改修や建替えを行わなければ老朽化がさらに進み、安心して使用できなくなる可能性が高くなります。また合併に伴い同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化や市民ニーズの多様化、合併に

よる生活圏の変化に必ずしも合致した施設規模、配置ではなくなってきている状況です。特に、建築系公共施設の総延床面積は、平成27年9月時点で265,948㎡(市民1人当たり4.31㎡)で、全国平均の1.34倍、5～10万人の自治体平均の1.21倍に相当します。

このような状況の下、厳しい財政状況である本市では、全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択して施設の廃止や統合、移譲などを進めることが今後の課題となります。このため、見直しに向けた取り組みを実施していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

全ての公共施設について、一定の方針の下、既存施設の現状を把握し、適切な規模と在り方を検討し、次世代に過度な負担を残さない効率的かつ効果的な施設マネジメントを徹底し、施設の最適な配置と機能維持を実現するとともに、安全安心な施設の整備を目指します。

そこで、建物などの公共施設においてはこの方針に基づき、適切な保全管理や耐震対策を実施し安全性の確保を図り、更新による建て替えや複合化などの合理的な施設整備を進めます。これによ

り使わなくなった施設などについては、利活用による地域の活性化への貢献、または売却などによる財源確保に活用します。また、道路や橋りょうなどのインフラ施設は、それぞれの適切な管理計画に沿って老朽化対策などを実施します。

そして、本市行政改革大綱の施策である「行財政改革推進の重点事項」に基づく計画として位置付けられた「宇城市公共施設等総合管理計画」に沿って、インフラ施設を含む全ての公共施設の総合的かつ計画的な管理を進めます。

プロジェクトの基本計画

(1) 公共施設などの総合的な管理計画の推進

公共施設の利用実態や現状と課題を把握し、利用率が低い施設や会議室などについては、利活用の促進、機能集約や複合化などの有効利用を図り、少子高齢化の進展および生産年齢人口の減少といった人口構造の変化など、社会情勢に応じた公共施設の在り方を計画的に推進します。また、利用者が特定される教育施設や市営住宅などの施設は、それぞれの管理運営方針や計画に基づく整備を進めます。

(2) 公有財産の資産経営の確立

統廃合や集約、複合化などの公共施設の見直しによる新たな未利用施設やその敷地、従来からの遊休地など、今後の利活用や売却が可能な公有財産については、民間事業活用による雇用機会の創出や地域の活性化、土地の貸し付けや売却などに伴う自主財源の確保を積極的に取り組み、合理的な資産経営の確立を進めます。また、公共施設の管理運営に必要な経常コストについては、効果的な手法を積極的に取り入れ、契約形態の見直しや経営内容の合理化によりコストを削減します。

(3) 市有建築物の安全性の強化

熊本地震の実体験を基に、公共施設の安全安心を重要事項の一つとし、耐震不足の建物については、耐震対策を早期に実施するとともに大規模改修や建て替えなども視野に入れて検討しながら整備します。

また、指定避難所や防災拠点となる施設は、災害時に応急対応などを的確に進める実施拠点であるため、耐震性を十分確保することを目的として地域防災計画や耐震改修促進計画に沿って施設の耐震性を見極め、耐震対策の整備を進めます。

主な成果指標

指標名	公共施設（一般会計）の経常コスト	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	施設の維持管理に必要な経費		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	億円	—	35	28
設定理由	施設の最適配置の実現と効率的な維持管理の取り組みにより経費削減につなげるため				

指標名	耐震不足施設の耐震対策実施率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	耐震性が低い公共施設の耐震対策実施済の割合		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	国における耐震対策の整備率	%	95.0	67.5	95.0
設定理由	耐震対策の早期実現に向けて、安全安心な施設整備を進めるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	10	財政運営・行財政改革		
部門別プロジェクト	4	効果的な行政組織の確立		

【所管：総務部】

現状と課題

厳しい財政状況の中、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに応え、生活の質の向上と市の成長の好循環を実現していくためには、職員一人ひとりが自ら考え行動し、職員の力を組織の力として最大限に発揮できるよう、組織の活性化を図っていく必要があります。

そのためには、さまざまな変化にスピード感を持って対応できる職員を育成するとともに、市職員としての誇りを持ち、多くの課題解決に向けて、前例にとらわれることなく果敢にチャレンジする高い志を持った人づくりが求められています。退職により職員構成が変化する中、行政サービス

の低下を招かないよう、これまで蓄積された知識・技術の継承に向けて職員一人ひとりが人材を育てていく必要がありますが、その人材育成には、モチベーションの向上が課題と考えている職員が多く存在するのが現状です。

モチベーションの向上や効果的な人材育成には、上司からの評価や上司とのコミュニケーションが大きく影響しており、監理者がその責務の重要性を認識する必要があります。また、女性職員の割合の増加を踏まえ、さまざまな分野に女性の視点と能力を生かすことができるよう、女性職員のさらなる活躍を後押しする必要があります。

プロジェクトの基本方針

人材を育てていく意識と自ら成長しようとする意識が浸透し、成長する組織を築いていくために、職員一人ひとりが人材育成の重要性を認識して互いを高め合う職場づくりを進め、次世代を担う人材の育成に向けては、ベテラン職員がこれまで培った能力を生かして知識・技術の継承を進めます。また、全体の奉仕者として、どのような仕事でもさまざまな状況にも柔軟に対応できるよう自立型職員の育成を図るとともに、職員一人ひ

とりの仕事に対する意欲の向上に向け、透明性・納得性の高い評価制度を実施します。

また、ワークライフバランス※のさらなる理解促進や業務の見直し・効率化による時間外勤務の縮減、組織全体での働き方の見直しなどを図るとともに、女性職員が多くの仕事に参画でき、能力が発揮できるようチャレンジ支援を進め、人を活かす人事制度を総合的に実施します。

プロジェクトの基本計画

(1) 市職員の自己変革と人材の育成

職員の適性や個性といった多様性を生かしながら、経営感覚、チャレンジ精神などの意識改革や専門実務、政策形成などの能力開発を促すことを主眼に置いて人材育成を進めます。また、人材育成に向けたマネジメント能力の向上を図るため、階層別職員研修を充実させ、人事評価がより適正なものとなるよう信頼できる評価者を育成していきます。

(2) 職員の成長を支援する組織風土の実現

部下に適切な指導・助言を行い、多様な仕事や経験の機会を与えることが重要であることから、上司の指導・育成力のさらなる向上を目指します。また、仕事と育児の両立を考えている女性職員に対し、ワークライフバランスや出産・子育てを踏まえたキャリア形成支援を行います。



主な成果指標

指標名	適正な人事評価と感ずる職員の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	人材育成に関する職員の意識調査結果				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	—	70
設定理由	適正な評価により職員のモチベーションを向上させ、組織目標の達成を目指すため				

指標名	女性の活躍が進んでいると思う職員の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	人材活用に関する職員の満足度調査結果				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	—	75
設定理由	女性職員の能力を積極的に活用し、組織の活性化を目指すため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	11	統計・情報管理		
部門別プロジェクト	1	行政情報化の推進および情報セキュリティ対策の強化		

【所管：企画部】

現状と課題

現代社会では、少子高齢化など社会構造の変化が著しく進展し、地方自治体における人的および財政的な制約が強まる中、質の高い公共サービスを引き続き効率的に提供することが求められています。

本市においても、平成17年の5町合併に伴いネットワークを一元化し、住民基本台帳データを基本とした行政情報システムを基幹系として、文書管理システムなどのさまざまな個別業務システムも併せて事務の効率化を行っています。また、財源と住民ニーズに沿ったサービス向上の両立

を実現するためには、限られた経営資源を効果的に投入することがさらに重要となります。

情報通信技術は日々進歩しており、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの普及により、インターネットの活用は日常生活の中に浸透してきています。それに伴い、技術を悪用した個人情報漏えいなどが大きな社会問題になっているため、情報セキュリティ対策については、常に最新の情報を把握し、脅威に対して適切な対応をすることが求められています。

プロジェクトの基本方針

情報システムを最適なものとするために、ICT※を用いた業務の見直しや、組織ごとに個々に作られてきた情報システムの集中化や一元化、あるいは旧式のシステムを最新のものに切り替える取り組みを行うことで、システムの導入・運用に関して、さらなる効率化やコスト削減を図ります。

また、国の主導で進められているマイナンバー制度の施行に伴うマイナンバーカードの独自利用を研究するとともに、インターネットを活用した行政手続などの電子化を促進し、市役所に出向

かなくとも各種申請が行える電子申請やコンビニエンスストアで各種証明書が受け取れるコンビニ交付などを導入し、住民サービスの利便性向上を図ります。

さらに、住民の大切な個人情報を守るために、情報セキュリティ対策について常に最新の情報を把握しながら職員に向けた研修会などを実施することで、職員の知識を底上げし、適切な対応がとれるよう対策を講じます。

プロジェクトの基本計画

(1) 情報システム最適化の推進

日々進化している情報システムについて、その種類や経費は増加傾向にあります。そのため、庁内に機器やソフトを保有することは、管理業務の増大や保守の経費増加を招くこととなります。これらの理由から、1 台のサーバーを複数台の仮想的なサーバーに分割して利用する仕組みである仮想化技術や機器などを保有せずにサービスを利用する方式のクラウドコンピューティング技術を採用する自治体が増えています。このような技術を用いたり、業務プロセスの見直しの提言をすることで、情報システムの効果的な導入や効率的な運用管理を図ってコストを削減し、情報システムの最適化に取り組みます。

(2) 住民の利便性向上へ対応

住民の利便性向上への対応に当たっては、思いやりのあるサービスの提供を視点とすることが大切です。行政手続きが簡素化・効率化され、さらに電子化による 24 時間 365 日のノンストップまたはワンストップサービスを実現することで、利便性は一段と高まり、情報化の目的である行政に対する市民の満足度は高くなります。このため、現在、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会で運営している電子申請・届出システムの更新時期に合わせ、利用者にとってさらに使いやすいシステムの導入を行います。また、マイナンバーカードの多目的利用については、調査・研究を進めます。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティについて万全を期すため、指針に沿ってネットワーク構成などの見直しを行い、安全性を高めるための対策を実施しています。また、近年、個人情報の保護意識の高まりから、情報セキュリティについての住民の関心も高く、情報漏えい事故は取り返しのつかない重大な事態となることから、情報セキュリティに対する職員の意識の向上を図るため、最新の漏えい防止技術の導入や定期的な職員研修など、物的および人的な対策を行います。

主な成果指標

指 標 名	電子申請届出件数（人口割合）	単 位	基 準 値 (H27)	現 況 値 (H27)	目 標 値 (H32)
指 標 説 明	市民千人当たりの電子申請利用の割合				
基 準 DATA	県内自治体平均	件	3.53	2.42	4.00
設 定 理 由	行政手続きの電子化の目安として分かりやすいため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	11	統計・情報管理		
部門別プロジェクト	2	役に立つ公共データの発信		

【所管：企画部】

現状と課題

本市では国からの法定受託業務^{*}として「国勢調査」や「経済センサス」などの大規模調査をはじめ、毎年行う「学校基本調査」などさまざまな統計調査を実施しています。調査ごとに調査内容や調査方法が異なるため、実情に合わせて調査員を依頼し、調査を遂行しています。その結果については国の公表後、その一部をホームページで公開しています。

平成19年には統計法が全面改正され、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと位置付けが変わりました。さらに、近年

の飛躍的な情報通信技術の発展による高度情報社会において、国は公共データの民間開放、いわゆるオープンデータ^{*}の推進を掲げており、平成28年12月には「官民データ活用推進基本法」が制定されました。行政機関が保有する公共データは、国民共有の財産であり利活用しやすい形で公開されることが求められています。

今後、本市における官民相互のニーズに対応した公共データの公開体制をいかに構築するかが課題です。

プロジェクトの基本方針

行政施策の企画立案や、暮らしを良くするための計画策定などで統計を利用する人、各種調査の対象者、直接調査を実施し最も重要な役割を担う調査員など、統計調査に関わる人々の声に広く耳を傾けながら統計調査環境を改善し、正確で効率的な統計調査を継続して実施します。

また、社会情勢を注視するとともに国・県の動向を踏まえ、公開可能な情報を所管する庁内各部署との調整をはじめ、近隣市町村とも連携・協力しながらオープンデータに取り組む体制を整え、利活用しやすい形での公共データを発信します。

プロジェクトの基本計画

(1) 正確かつ効率的な統計作成の推進

「社会の情報基盤としての統計」の作成を目的とした、統計調査を正確かつ円滑に実施します。また、統計調査を実施する上で、最も重要な役割を担う統計調査員が減少傾向にあるため、調査員募集の多角化を図り、調査に十分な調査員を確保します。

さらに、調査員の資質向上や、実務知識付与のための研修会を実施します。

(2) 公共データの利活用の推進

地方公共団体が保有する公共データが利活用しやすい形で公開されることが求められる中、まずは本市に関わる統計データを抽出整理し、ホームページで公開します。また、国や県などの調査実施機関が保有する統計情報の所在案内やその利用方法などの質問・相談に丁寧に対応します。

さらに、全庁的な推進組織体制を構築し、公共データを個人情報保護や著作権などに配慮しつつ誰でも自由に使える形で公開し、順次公開データを拡充します。また、熊本連携中枢都市圏構想に参画し近隣市町村と連携を図り、計画的かつ効率的に公共データの利活用を推進します。

主な成果指標

指標名	ホームページで公開するオープンデータ数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	公共データを利活用しやすい形で公開する件数				
基準 DATA	オープンデータ活用自治体の県内平均公開件数	件	7	0	10
設定理由	公共データの利活用を推進し広く役に立つものにするため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	11	統計・情報管理		
部門別プロジェクト	3	社会保障・税番号制度の円滑な導入と推進		

【所管：市民環境部／総務部／企画部】

現状と課題

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人情報をもつ同一人の情報であるということの確認を行うために、全ての国民に個人番号を割り振ることで、複数の機関に存在する個人情報の効率性・透明性を高めるための社会基盤（インフラ）を構築し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することがその目的です。

本制度では、全国一律で各市町村に住民票を持つ全住民を対象に、平成27年10月に個人番号の一斉指定および通知カードによる一斉通知が実施されました。また、平成28年1月からは、

税や社会保障の各種手続きにおいて個人番号の利用開始や個人番号カードの交付が開始され、行政機関の情報連携は平成29年以降に順次開始されます。

今後は、個人番号の利用によるデータの名寄せ・突合による社会保障や税の公平・公正性の向上、行政事務の効率化が期待される一方で、個人情報の漏えいや個人番号の不正利用などが懸念される中、制度を適正に運用しながら行政サービスの利便性を高めていくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

番号制度の円滑かつ適正な導入および運用と公平・公正な社会の実現のため、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくして、脱税や不正受給を防止するとともに、真に困っている人にきめ細かな支援に取り組みます。

また、行政事務の効率化のため、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力を削減し、個人情報の厳格な保護・管理のもと、複数の業務間でより

正確な連携を進め、作業の重複などの無駄の削減を目指します。

さらに、市民サービスの利便性の向上のため、添付書類の削減や、個人番号カードを利用することによる行政機関が持っているさまざまな情報やサービスの提供など、市民の負担が軽減されるよう行政手続きの適正な運用と簡素化を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 個人番号の適正な利用および運用

制度に基づき、個人番号の取り扱いに関連する各事務の所管部署において、個人番号の利用できる範囲を明確にして、法令などに基づく適正な取り扱いおよび運用を実施するため、関係法令などの遵守の徹底に取り組みます。

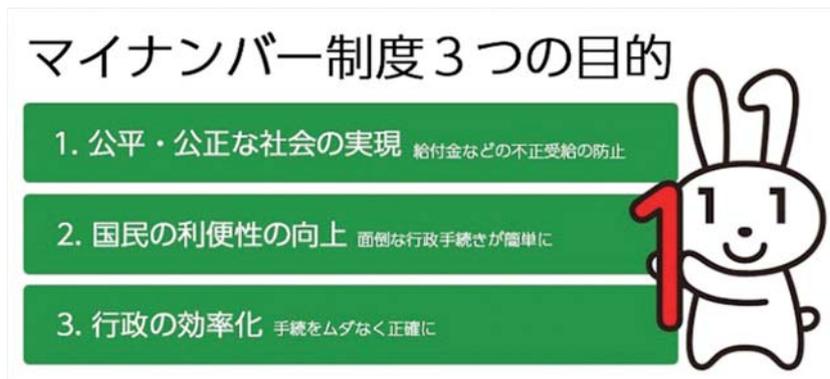
また、市民はもとより事業者への啓発情報なども発信し、市役所においても雇用者としての立場を明確にして、適正な取り扱いおよび運用に取り組みます。

(2) 個人情報の保護への万全な対策

あらゆる行政サービスの提供において、市民の個人情報保護への万全な対策を行うことは重要な行政の責務であり、情報漏えいや不正利用などのリスクを防止するため、特定個人情報保護評価(PIA)の実施や情報セキュリティポリシーの遵守などシステム面での個人情報保護の措置を講じ、行政機関として関係各部署での厳格な情報保護の徹底管理に取り組みます。

(3) 利便性の高い行政サービス提供への展開

オンラインによる確定申告やマイナポータル[※]を活用する子育てワンストップサービス[※]、公的個人認証機能による電子証明書を活用した諸証明のコンビニ交付サービスなど、その他多種多様な利便性の高い行政サービスの提供に対応するため、さらには各種民間サービスへの展開が検討されていることも視野に入れながら、個人番号カード交付の普及・促進に取り組みます。



主な成果指標

指標名	個人番号カード交付率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	個人番号カードの交付状況(件数/人口)				
基準 DATA	全国市町村平均交付率(総務省自治行政局資料)	%	1.8	1.8	10.0
設定理由	利便性の高い行政サービスの提供に取り組み、個人番号カードの多目的利用を推進するため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	12	広報・広聴		
部門別プロジェクト	1	広報・広聴機能の充実		

【所管：企画部】

現状と課題

パソコンやスマートフォンなどの機器が急速に普及し、それらの媒体を通してさまざまな情報が手軽に入手できる時代になっていることから、本市では従来の紙媒体の広報手段に加え、公式ホームページ、スマートフォン向けアプリケーション「LINE@[※]」などの電子媒体を用いて速報的に市政情報を発信し、迅速に市民に伝えるようにしています。

熊本地震においては、電子媒体による情報発信により市民に一定の安心感を提供することができましたが、一方で紙媒体による行政情報の発信

を期待する世代（特に高齢世代）も依然として多く見受けられました。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により、視覚などの障がいのある人でも確実に情報を入手し理解できるためのシステム構築が義務付けられたことを受けて、どのような状況にある人に対しても、行政情報が確実に伝わるための配慮を意識し続ける必要があります。

また、幅広い世代の市民などにくまなくかつ迅速に情報が伝わるために、最小の経費で最大の効果を得るための戦略や手法が必要となります。

プロジェクトの基本方針

電子媒体による情報があふれる現代社会においても、新聞や雑誌などの紙媒体による情報発信手段は多くの世代に今なお定着していることから、既存の紙媒体による広報手段の主たるものである広報紙については、従来通り定期発行を行います。

一方、紙媒体の情報紙を手にとることが少ないといわれる若い世代に対しては、電子媒体をさらに活用した情報発信を目指し、既存の公式ホーム

ページやスマートフォン向けアプリケーション「LINE@」公式アカウント[※]に加えて、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）[※]の公式アカウントを新たに取得し、より重層的に情報発信できる体制の構築を図ります。

これらの手法においても、一人でも多くの人に本市のさまざまな情報をお届けできるように、戦略的に広報活動を展開していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 広報・広聴機能の充実

広報紙制作においては、常に「市民目線」を意識しながら、行政と市民の接点を広げる広報紙づくりを意識し続けることを目的として、広報紙の満足度調査を実施し、市民のニーズを反映した紙面づくりに生かします。また、地域のさまざまな話題や行事などについても引き続き積極的に取材・掲載していきます。

リアルタイムに情報発信することができる電子媒体においては、市公式ホームページで発信する情報を核とし、LINE@に加えて SNS の市公式アカウントを新たに取得し情報発信していくことで、若年層にも市が発信する行政情報を入手できるような体制を構築していきます。

広聴機能においては、「市長への直行便」などの制度を維持しながら、電子媒体でも気軽に意見や提言ができるための仕組みづくりを図り、市民の声に迅速に対応していきます。

(2) 市民参加型の広報活動の推進

「市民目線」の広報・広聴活動を展開する上で、市民の意見を広く取り入れることが重要な手法となります。

広報紙においては市民による記事枠を設け、地域に密着した情報を掲載していくことで、まちづくりに対する市民の機運をさらに高めていきます。また、新たに取得する SNS 公式アカウントを活用し、閲覧者による写真などの投稿を受け付けることで、本市に対する市民などの関心を高めながらまちづくりの推進を図っていきます。



主な成果指標

指標名	本市ホームページアクセス数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	1 カ月当たりの本市ホームページ閲覧者実数				
基準 DATA	県内同規模自治体の 1 カ月当たりのアクセス数	件	52,626	62,175	85,000
設定理由	電子媒体による情報発信の主たる手段であり、市民の信頼も依然として高いため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	13	地域システムの構築		
部門別プロジェクト	1	都市核の宅地開発の推進		

【所管：土木部／企画部】

現状と課題

本市の中心市街地は、人口の社会動態でも0～14歳児は転入超過であるなど、子育て世帯の流入という強みを持っています。一方、親世帯（25～44歳）の年齢階層全体では転出超過となっており、これらの流出を抑制し定住につなげるため、新居の建設を促進する必要があります。特に中心市街地以外の周辺部から熊本市方面への流出も多く見られることから、中心市街地が人口のダム機能を果たすことも重要です。

また定住には、「家を建ててもらおう」ことが最も重要ですが、新築希望者の多くが家を建てる際に相談に行くと考えられる住宅メーカーや金融機関、不動産会社などとの連携や働き掛けがこれまで不足していました。これからは、農地転用や

開発許可、行政主導の宅地開発といったハード面での連携だけではなく、顧客に対して本市での住宅建築を促すためのソフト面での連携を図る必要があります。

一方で、空き家が適正に管理されないまま放置されると、防災、防犯、衛生面など、地域の生活環境にさまざまな問題が生じることとなります。また、空き家の増加は、町並みやコミュニティの維持などに悪影響を及ぼし、地域のまちづくりを進める上で大きな課題となっています。家屋・土地の不動産は従来、資産として捉えられていましたが、経済成長の低下に伴い、経済活動を生み出す資源として捉える必要があります。

プロジェクトの基本方針

宅地開発に関連する金融機関や住宅メーカーなどに対し、ニーズ調査および市場のヒアリングを実施します。また、民間企業などにインセンティブ^{*}を明示し、人（担い手支援、コーディネートなど）・もの（周辺のインフラ整備など）・金（補助金、公的出資、融資など）の支援の検討を行います。

本市の空き家対策としては、データベースにより空き家の現状損傷が高い所有者を整理し、意向調査を実施しながら、重点エリアを選定します。加えて、空き家所有者の意向調査結果を踏まえ、空き家所有者の意識改革が図られるように関係機関である金融機関、熊本県司法書士会、地元行政区などと連携し、勉強会や相談会を開催します。

プロジェクトの基本計画

(1) 宅地開発に伴う公共施設の整備

住宅建築希望者のニーズや宅地開発を行う住宅メーカーの戦略、条件などの情報を的確に分析し、比較優位を持つターゲットを絞った取り組みを実施します。

金融機関や住宅メーカーなどと連携し、住宅建築希望者のニーズや宅地開発を行う住宅メーカーの戦略、条件などの情報を的確に分析しマーケティング*などを実施した上で、本市への宅地開発の誘導効果を見極めながら、民間の宅地開発に生じる接道のための道路敷設や緑地整備といった公共施設などの整備に取り組みます。

(2) 金融機関・住宅メーカーなどとの連携

新築希望者に対しては本市での定住をアプローチするために、窓口となる金融機関や住宅メーカーなどと協力・連携し、顧客に対して本市での住宅建築を働き掛けてもらう取り組みを実施します。

また、金融機関や住宅メーカーなどとさらに連携を深め、誘導効果の高い事業所の顧客に対しては、本市での住宅建築への優先的なインセンティブを付与するなど、住宅建築希望者や事業者に選ばれる取り組みを実施します。

(3) 空き家所有者への資産活用勉強会などの開催

空き家所有者への意向調査や重点エリアの設定と対策を進めるとともに、金融機関や地元の行政区などと連携しながら、空き家の所有者に対する資産活用の勉強会などを開催し、土地・建物の流動化を図り、中心市街地への移住促進に向けて取り組みます。

主な成果指標

指標名	住宅着工件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	本市における建築確認申請件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		—	208	250
設定理由	公共施設などの整備により、宅地開発の誘導を行うため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	13	地域システムの構築		
部門別プロジェクト	2	子育てしたいまちづくりの推進		

【所管：健康福祉部／企画部】

現状と課題

本市の子育て支援策は、各種手当での支給や医療費の助成など他の自治体と比較しても遜色のないレベルにあります。しかし、子育て世帯の定住にはつながっていないのが現状です。

子育て支援策を定住促進につなげるためには、支援の対象となる世帯のニーズや課題、効果的かつ効率的な支援策を把握する必要があります。

また、対象となるターゲット像や重点エリアを

踏まえた効果的な施策を随時検討していかなければなりません。さらには、行政だけでなく民間事業者や各種団体の取り組む支援策、サービスをどうやって必要な世帯に伝えるかといった課題もあります。

今後は、子育て世帯の満足度を向上させ、定住促進につなげる取り組みが必要です。

プロジェクトの基本方針

子育て支援の対象となる世帯のニーズと課題を抽出し、「宇城市で子育てをしたい」と思えるような環境づくりに取り組みます。

また、本市の子育て支援策の有効性を的確に分析し、定住促進に繋げる効果的なPRに取り組む

とともに、詳細なマーケティング※や分析を徹底し、本市の子育て世帯の満足度を高めることで流出の抑制や出生率の向上につなげ、本市が取り組む子育て支援策により転入者の拡大を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 定住促進策としての子育て PR の推進

子どもを産み育てやすい環境をつくり、「子育てをしたい町」としてのイメージを確立するため、子育て世帯のニーズや現在の支援策の有効性を的確に分析します。その上で、子育て支援を核とした定住促進につなげるために、対象となる世帯のターゲット像や重点エリアへの効果的な PR に取り組みます。

また、行政だけでなく民間の保育施設や事業所などと連携しながら、本市在住の子育て世帯の特徴や傾向を共有するとともに、地域全体で「子育てをしたい町」としての環境づくりに向けて取り組みを進めます。

(2) 住宅メーカー・金融機関・産婦人科などとの連携強化

子育て支援を通じた定住促進に向けて、定住に関わる窓口となる住宅メーカーや金融機関、出産に関わる産婦人科や子育てに重要な小児科などと連携した本市の子育て PR はこれまで一部しか実施されていませんでした。社会情勢に合わせた情報発信ツールなどを利用した定住候補の 30 代～40 代の世帯向けの PR を強化し、定住へつなげる取り組みを推進します。



主な成果指標

指標名	うきうき子育てサポートのお店登録数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	子育て支援環境を整備する市内の店舗				
基準 DATA	※対象店舗 61 件(平成 27 年アンケート結果)	件	61	1	50
設定理由	育て支援環境の充実を目指すため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	13	地域システムの構築		
部門別プロジェクト	3	人口減少地域における小さな拠点整備		

【所管：企画部】

現状と課題

人口減少地域においては、高齢化による地域活動の担い手不足や高齢者の単身世帯の増加、店舗の減少、バスなどの公共交通機関の減便など、従来の行政区の枠組みでは対応できない新しい課題が山積みしています。

また、これまでの地域活性化策は、地域住民全体での課題の認識や取り組み方の合意形成が徹底されないまま行政や一部の人々だけで取り組まれていたため、周りの地域住民の協力が得られ

ず結果的に単発で終了したり地域のニーズと合致していないことがありました。

これらの地域課題の多くは、人口減少・少子高齢化の進む中で、既存の地域システムが地域の実情と整合していないことに起因しており、行政も地域もこれまでどおりのやり方を続けるのではなく、人口減少に合わせた地域システムを構築していくことが必要となります。

プロジェクトの基本方針

地域課題の解決のためには、地域住民全体と一緒に地域の将来を的確に分析した上で、将来起こり得る課題を見越した「予防的対応」を作り上げていく必要があります。このため、行政と地域住民全体で地域づくりのPDCAサイクル[※]を確立し、地域ごとの「将来ビジョン」と「アクションプラン」の策定を推進します。

また、単一の行政区では解決できない課題に対応し、広域的に地域の強みを生かせる環境をつく

るために「自治振興区制度」の導入を検討していくとともに、新たな地域の担い手育成や公共交通・買い物支援などの社会システムの抜本的対策にも取り組みます。

これらの取り組みにより、地域住民が主体的、継続的に取り組むことができる地域システムを構築し、来るべき人口減少社会に対応していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 地域ごとの将来ビジョンおよび地域活動アクションプランの策定

地域づくりのPDCAサイクルを徹底していくために、まず行政と地域住民全体で現状の課題や今後発生し得る課題を認識し、今までの取り組み方の総括を行った上で、将来を見据えて、どのように取り組んでいくべきかという進め方と目標の合意形成を図ります。その上で、地域の将来人口などに基づき、将来想定される課題や必要となる取り組み、地域の強み、その生かし方や目標についてまとめた「地域ごとの将来ビジョン」と、その取り組みの具体的な進め方をまとめた「地域ごとのアクションプラン」を地域住民と協働して作成していきます。

(2) 「自治振興区制度」の導入検討

地域ごとの将来ビジョンや地域活動アクションプランの作成を進めることと同時に、現在の地域単位（行政区）では解決できない課題に対応し、広域的な連携による強みを生かすため、小学校区単位での自治組織である「自治振興区制度」の導入に取り組みます。

(3) 公共交通、買い物支援などの社会システムの抜本的対策の推進

人口減少・少子高齢化が進展すると、地域の公共交通や商店は、採算性が悪化する一方で、今まで以上に必要性が高くなることが考えられます。このため、行政と地域住民の協働により、公共交通や地域の買い物支援などの持続可能な体制づくりに取り組みます。



主な成果指標

指標名	将来ビジョン・アクションプラン策定数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	行政区ごとのビジョンおよびプランの策定地区数		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	区	—	0	30
設定理由	行政区の将来を見据えた取り組み状況が分かるため				

指標名	自治振興区数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	小学校区単位の住民自治組織である自治振興区数		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	0	5
設定理由	自治振興区の取り組み状況が分かるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	13	地域システムの構築		
部門別プロジェクト	4	課題解決型 NPO などの推進		

【所管：企画部】

現状と課題

本市においては、人口減少・少子高齢化が進み、自主的な地域づくり活動の重要性がますます高まっている一方で、地域づくり団体の中には会員の高齢化や担い手不足により、活動の停滞も見られます。また、行政からの補助金に依存した活動も少なくはなく、地域に貢献する活動を継続していくための「自主的な財源確保」の観点で課題と

なっています。

また、近年はビジネスの手法を活用して収益を上げて地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスが全国的な広がりを見せています。地域づくり団体においては、継続的な活動のために、ビジネスの手法を生かした団体経営が求められています。

プロジェクトの基本方針

金融機関などと連携しながら、自主的な財源確保や継続的な事業計画立案のための経営ノウハウを学ぶことができる勉強会や学習会の開催を進めていきます。

また、拡大してきているクラウドファンディング[※]などの活用も、地域づくり団体の育成に重要な取り組みと考えられますので、金融機関や先進事業者などと連携しながら検討していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 地域づくり活動の事業継続性の向上

地域づくり団体が、活動の継続性を高めて地域にとってより効果的な活動へと改善を図るために、地域づくりの PDCA サイクル^{*}に取り組みます。また、地域づくり団体の活動の課題などを分析するとともに、金融機関などと連携しながら経営ノウハウの勉強会や事業計画立案の相談会などを開催し、自主財源を確保できる持続可能な地域づくり団体の育成を図ります。

(2) 自主財源の強化

地域づくり団体の自主財源確保に向けて、金融機関などとも連携を図りながら、庁内関係部署の連携によるクラウドファンディング推進プロジェクトを立ち上げ、行政区や地域づくり団体などを分析し、活用の課題や活用事業者の発掘、育成方法などを検討した上で、「活用推進プラン」の策定に取り組みます。



主な成果指標

指標名	自主財源を確保できる地域づくり団体数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	活動費を自ら確保できる団体数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	団体	—	0	10
設定理由	自主財源を確保することが重要であるため				

指標名	クラウドファンディング活用件数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	クラウドファンディング活用で実施する事業数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	1	3
設定理由	自主財源を確保することが重要であるため				

基本目標	4	「持続する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	13	地域システムの構築		
部門別プロジェクト	5	アクティブシニアの現役化		

【所管：健康福祉部／企画部】

現状と課題

高齢者社会が進む中で本市においても医療費と介護費が年々増加しており、市財政を大きく圧迫しています。今後の高齢者数の増加率を考えると、このまま医療費と介護費が増え続けることは、本市の稼ぐ力を高めるための施策をはじめ、多くの分野に重大な影響を及ぼしていくと懸念されます。

これを防ぐためには、従来型の介護が必要となった人への対症療法的対応だけでなく、要介護にならないための予防的対応、つまり高齢者が健

康で生きがいのある生活を送ることができる環境をつくり、高齢者の健康寿命を伸ばすための取り組みが必要です。

高齢者が自分の経験や能力を生かして生きがいを持った生活を送れるように、経験や能力を生かせる場の創出や、新たな担い手を必要としている現場のマッチングや元気な高齢者（アクティブシニア）を生み出し、生きがいを持った生活を送るための仕組みづくりが課題となっています。

プロジェクトの基本方針

生きがいを持った生活を送るためには、地域活動の新たな担い手を必要としている地域の現場と地域貢献を希望するアクティブシニアをマッチングするための仕組みづくりに取り組みます。

例えば、長年営業畑に従事した定年リターン※者などの能力を、販路拡大への営業力を必要とする地域の生産現場に生かせるような環境をつくるなど、意欲のある高齢者が「生きがい・やりがい」を持って介護の必要な「支えられる人」ではなく、地域を「支える人」となっていくための取

り組みを進めます。

このように外部の経験を持った人材の能力や、高齢者の長年の生活の知恵を最大限活用できる環境を構築することは、「生きがいづくり」になると同時に地域や地元産業への新しい視点の導入や、新たな担い手の確保につながると考えます。

また高齢者が地域活動の「担い手」となる仕組みの一つである市シルバー人材センターへの加入率の向上や会員の増加を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 不足する地域活動の担い手強化

シルバー人材センターとこれまで以上の連携を図りながら、高齢者の経験・能力の把握やその活用法の検討を進めると同時に、担い手を必要としている現場の課題やニーズもきちんと把握・分析することで高齢者の新たな「生きがい」となる場の創出やマッチングを進め、シルバー人材センターの強化に取り組みます。

(2) アクティブシニアの能力活用推進

アクティブシニアを対象に、その経験や能力、意向といった調査などを進めます。地域や地場産業においては、それらを活用し得る土台づくりのための話し合いやニーズ調査などを進め、アクティブシニアが地域の現場で経験を生かしていける環境づくりに取り組みます。



シルバー人材センター会員による作業の様子

主な成果指標

指標名	シルバー人材センター加入率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	シルバー人材センターに加入している人の割合				
基準 DATA	県内加入率平均(シルバー人材センター事業実績)	%	1.56	1.39	1.56
設定理由	高齢者の生きがいのある生活を支援するため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	1	観光・物産		
部門別プロジェクト	1	戦略的な観光推進		

【所管：企画部】

現状と課題

観光は、農林水産業や商工業など関連する産業が広い総合産業だと考えられ、観光振興による交流人口の拡大は、地域経済に広く波及するため、地域における需要や雇用の創出にとって重要な産業です。また、観光振興は、経済の活性化だけでなく、地元の伝統・文化の継承や地域に暮らす人々の誇りや活動意欲を創出し、地域のコミュニティ形成に大きな関わりを持ちます。

近年、旅行者の観光志向が多様化し、地域ならではの体験型旅行、目的地を深く知る旅行などの

観光スタイルへの志向が高まりつつある中、本市においてもターゲットを絞り込んだ観光施策を戦略的に展開していくことが今後の課題となっています。

観光振興の在り方が大きく変革の時代を迎えている今、時代の流れと旅行者の観光志向を的確に把握し、観光振興に関するさまざまな施策を市や観光事業者、観光関係団体、地域に暮らす人々の協働のもと、地域づくりという枠組みで総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

プロジェクトの基本方針

本市の観光資源である「三角西港」を中心に観光戦略を展開するとともに、熊本県や近隣の市町村と連携した事業を通して回遊性のある広域的な観光地を形成し、一体的にPRすることで域外からの交流人口の増加を図ります。

また、集客の起爆剤とするために観光イベントやキャンペーンの開催・連携により、観光地をPRする他、飲食を通して本市の農林水産物や加工品などの消費拡大につなげ、地域経済への波及

効果を高めます。特に潜在的な地域固有の観光資源においては、掘り起しとマーケティング※により旅行者の観光志向とマッチングさせ、ニーズに合った旅行商品を提案します。

観光振興は地域づくりであり、この経過や観光客を受け入れる体制をソフト面でも形成していくことで、地域と行政が一丸となって稼げる観光の地域づくりに取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 三角西港の魅力づくり

世界文化遺産登録による観光客の増加を一過性のものとしなため、史跡としての価値と歴史を学習できる場として施設の充実を図るなど、これまで以上に魅力ある仕掛けづくりに取り組み、本市への安定的な観光客誘致へつなげます。

また、近年は県内における外国人観光客が増加傾向にあることから、本市においても、三角西港を観光拠点として位置づけ、インバウンド観光^{*}に対応できる受け入れ体制の充実を図ります。

(2) 広域観光連携とルート創造

熊本県や近隣の自治体と広域連携し、それぞれ特有の観光資源を回遊ルートで結び、地域全体への集客力を向上させます。また、来訪者へ本市の更なる情報を発信することで、観光魅力の裾野を広げていくとともに、観光マーケティングにおいてはさらなる強化を図り、個人旅行者に対し異なるそれぞれの観光志向に対応する旅行商品の提案を行います。

(3) 観光地域づくり

近年、旅行者の志向は観光施設を周遊する観光旅行から、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行へと変化していることから、地域の特性を生かした観光地づくりによる着地型観光の旅行商品の開発に取り組みます。



三角西港（展望所からの眺め）



三角西港観光ガイド

主な成果指標

指標名	広域観光ルート数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	近隣自治体と連携して設定した観光ルート数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	0	5
設定理由	近隣自治体との連携で域内の交流人口増加を図り経済効果を向上させるため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	産業経済
施策部門	1	観光・物産		
部門別プロジェクト	2	市場を志向した物産振興		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

本市は恵まれた地形や温暖な気候を生かし、さまざまな農産物が豊富に生産され、中でもその発祥の地でもあるかんきつ類の「不知火（デコポン[®]は熊本県果実農業協同組合連合会の登録商標）」は全国有数の産地です。また干し柿やからしレンコンなど、地域で生産される農産物を生かした加工品も数多くあり、家庭用または販売用として消費されています。

近年は消費者の食の安全性への意識が高まり、生産者の顔が見え新鮮な農産物を購入できる物産館や農産物直売所が賑わいを見せています。

食や物産・特産品は、旅行者にとって旅の重要な目的の一つとなっており、その土地ならではの

食や物産を消費するため、本市においても農産物を中心とした消費が売上の増加につながっている現状です。

特に、本市は1次産業である農業は主な産業のひとつであることから、地域経済の活性化のためには、農産物を多く、高く、そして安定的に販売する必要があり、そのためにも市場（消費者）への継続的かつ効果的なPRは欠かせません。また、地元産品を使った郷土料理や加工品を普及・消費させていくことも、材料の域内調達率を上げなければ、地域経済の活性化にはつながりにくくなります。

プロジェクトの基本方針

本市の農産物を多くの人に購入してもらうため、市場ニーズを把握し、農業団体や観光物産協会などの関係団体と連携し、イベントやキャンペーン、広報媒体を利用して積極的に農産物などのPRを行うなど販路拡大に向けて戦略的に展開していきます。

また、農産物や加工品は観光資源の一つであることから、観光客のニーズに合致する商品を提供

し、産品を販売する物産館や店舗などへ誘導する仕組みをつくることで、販売体制の強化と商品の開発促進を図ります。

市民に対しては、高品質な物産・特産品を年間通して品揃えよく提供し、地産地消を促進することで地域経済の活性化に繋がります。併せて、その土地ならではの農産物を使用した郷土料理を伝承していくことで地域の食文化を守ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 地元産品の販路拡大

年間を通じて高品質な産品の品ぞろえに取り組むとともに、農産物や加工品の認知度向上のため、農業団体や観光物産協会などと連携し、本市の農産物や加工品などを各種イベントや媒体を利用し、積極的に広く情報発信を行い、地元産品の有利販売につなげます。

特産品や加工品などをPRして売り込むために、商談会などの実需的な意見交換の機会づくりに積極的に取り組みます。

(2) 販売体制の強化と開発促進

本市には地元農産物の販売拠点である物産館が地域ごとに整備されていることから、観光と食をルートで絡め、観光客を物産館や店舗などへ誘導する仕組みをつくります。また観光客のニーズを把握し、既存の商品に付加価値を加え磨き上げます。地元農産物を使用した新商品の開発についても積極的に支援することで本市での域内調達率拡大を図ります。

(3) 郷土料理の伝承

郷土料理はその土地ならではの農産物を使用した昔から愛される料理であり、食育を通して次世代へつなげていきます。

また、農家レストランや飲食店でのキャンペーンを通し、観光客へ地域の食文化を紹介することや名物料理を提供することで、食目的の旅行需要を確保します。

主な成果指標

指標名	物産館の年間の売り上げ額	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	宇城市の4物産館の売り上げ額の合計		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	万円	—	196,300	206,100
設定理由	農産物および加工品の売上の増加を目指すため				

指標名	商談会数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	加工業者が参加する商談会開催およびあっせん数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	1	2
設定理由	加工業者と販売者のマッチングの機会を創出するため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	2	歴史文化財		
部門別プロジェクト	1	文化財の保存と活用		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、埋蔵文化財包蔵地内の開発行為に伴う発掘届出をはじめとした各種申請は増加傾向にあります。そのような中、熊本地震が発生し1年を過ぎた現在、被災した住宅などの復旧が進み、これに伴う埋蔵文化財の試掘・発掘調査なども増加しています。市民の復旧・復興を妨げないためにも、行政の早急な対応が求められています。

また、文化財には新しい発見もあります。文化財が貴重な国民的財産という観点から、展示公開する施設の環境整備が必要です。平成27年7月に三角西港が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されまし

たが、登録範囲内には大切な要素である石積排水路や石積埠頭、あるいは伝統的建造物が存在しており、観光資源としての活用も期待されます。しかし、それらにも経年劣化などによる損傷が見られ、適切な方法を用いた修復整備が求められています。

平成18年度から進めている公文書整理（アーカイブズ）事業は、廃棄文書を歴史的資料として評価・選別し、市民の利用に供することを目的としているものですが、保管場所の確保や専門的職員の配置などの課題が残っており、事業の是非を含め、検討する必要があります。

プロジェクトの基本方針

本市には16件の国指定文化財をはじめ数多くの文化財が残っています。それら貴重な文化財を消滅させることなく、調査・研究・保護・保存を積極的に行い、活用を図りながら後世へ伝えていきます。

4カ所に分散した郷土資料館を豊野資料館に機能集約し、宇城市郷土資料館（仮称）として平成29年度開業を目指します。機能や展示物の充実を図り市民から親しまれる魅力ある資料館の運営を目指します。

三角西港については、平成29年度までに「三

角西港修復整備活用計画」を策定し、計画に沿った適切な修復整備やモニタリング（観察）を行い、世界文化遺産としての価値を全国へ発信していきます。

アーカイブズ事業については、最終的には公文書館を設置して市民および行政の利用に供することを目的としますが、相当の予算と人材投入が必要であり、平成28年度に作成した事業計画書を基に事業の必要性を含め検討し、本市としての方針を決定します。

プロジェクトの基本計画

(1) 文化財の保存・活用

住宅などの開発行為に伴い、埋蔵文化財の試掘・発掘調査を行い、出土遺物の整理、復元、調査研究を行います。また、発掘現場においては、積極的に説明会や発掘体験学習などを開催し、一般市民をはじめ児童、生徒の教育活動を行います。

熊本地震により住居などの改築・新築が多くなることが予想されますが、市民生活の復旧・復興の妨げとならないよう、適切に文化財の調査など対応ができる体制の強化を図ります。

三角西港については、排水路などの構造物や登録有形文化財（建造物）の適切な保存修理を行い、「明治日本の産業革命遺産」としての価値について全国の構成資産と共に情報発信を行います。

アーカイブズ事業は、事業計画書の実現を目指し、財源および人材を投入すべきか、市の基本方針を決定します。

(2) 郷土資料館の充実・活用

平成29年度までに機能集約による内容充実と効率的な運営を行う観点から、郷土資料館の統合を行います。

熊本県博物館ネットワークセンターとも連携しながら、地域の特色を生かした資料展示を行い、子どもから大人までそれぞれに見合った体験学習やイベントを実施し、誰からでも親しまれる郷土資料館の運営を目指します。また、子ども用パンフレットなどを作成し市内公共施設や小中学校での配布および出前講座などを開催することで、文化財に対する意識の高揚を図ります。



三角西港（埠頭）

主な成果指標

指標名	市郷土資料館来場者数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	年間の来場者数				
基準 DATA	※過去5年間実績による来場者数平均	人	5,168	2,149	8,000
設定理由	施設統廃合により充実した資料館を目指すため、利用者数の拡大を図るため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	3	広域・産学官連携		
部門別プロジェクト	1	連携による生活機能の向上と地域活性化		

【所管：企画部】

現状と課題

地方分権の進展に対応していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が果たすべき役割が重要になってくるとともに、各市町村が連携して広域的な課題に取り組む必要性がますます高まっています。

このようなことから、熊本都市圏や天草・宇土半島地域を構成する自治体が連携し、熊本県域を

けん引する役割を担いつつ、九州中央の拠点地域としてさらなる成長を果たしていくことが重要です。

また、地方や地域により主権を持たせようという国の改革の流れに合わせて、国や県との役割分担や連携についても積極的に検討していきます。

プロジェクトの基本方針

市民一人ひとりのニーズや価値観はますます多様化し、市民が必要とする行政サービスの専門化や高度化が求められています。行政サービスを効果的・効率的に提供するために、国・県および周辺自治体との施策の連携を強化し、広域におけ

る適正な機能分担を図りながら、広域事業や広域促進プロジェクトの推進を図ります。

また、本市の持つ地域特性や個性を生かした施策を展開し、熊本都市圏や天草・宇土半島地域の構成自治体との連携を深めていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 熊本連携中枢都市圏ビジョンの計画的な推進

人口減少・少子高齢社会にあって、地域を活性化し経済を持続可能なものとし住民が安心して暮らしていけるよう、圏域の中心的役割を担う連携中枢都市が近隣自治体と連携して、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能の向上を目的とし、人々が集まる魅力的な圏域形成を推進します。

(2) 天草・宇土半島地域における連携強化

天草・宇土半島地域における美しい景観、豊富な農林水産資源や歴史文化資源などの地域資源を活用し、回遊性のある広域的な地域の交流人口拡大を目的として、熊本天草幹線道路の早期事業化を目指し、構成自治体による一体的な事業を展開することにより、魅力的な地域形成を推進します。



主な成果指標

指標名	地域観光客数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	宇城地域における観光客数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	千人	—	4,092	4,250
設定理由	宇城地域の交流人口を増やし、地域活性化を図るため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	4	良質な雇用の創出		
部門別プロジェクト	1	地場産業の付加価値の向上、販路拡大の推進		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

就職を契機とした若年層の流出が、本市の人口減少における最大の課題です。若者流出の主な要因は、市内産業の賃金水準が低く、魅力を感じないためと推測されます。

本市は熊本都市圏に位置しているものの、労働

生産性は県内自治体の平均に比べ2割ほど低く、その原因として、本市には中核機能を有する企業が存在せず、地域中核企業も域外取引に終始しており、市内の他産業を引き上げる仕組みがないことが挙げられます。

プロジェクトの基本方針

域内取引の拡大を図るため、地域経済構造分析に基づき作成した「宇城市版経済構造産業連関表」による調査・研究を行い、産（産業界）・官（行政）・学（大学）・金（金融機関）・労（労働団体）からなる関係機関による産業振興プラットフォームを創設します。

また、多角的な視点から域内取引を促す施策に取り組むとともに、域内産業の構造転換に向けた

調査研究、研修成果の施策への反映を重ねることで、域内経済の好循環を生み、若者が地元で働ける仕組みを構築します。

域内取引拡大と利益最大化の両立を目的として、地場産業の技術、取引ニーズなどの情報のデータベース化や企業間の関連性などの見える化分析を行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 域内経済構造の見える化と地場産業情報のデータベース化

地場企業の取引ニーズなどの情報データベース化や企業間の繋がりや関連性などの見える化分析を行うことで、関連産業間のビジネスを結びつける機会を創出し、波及効果の高い域内取引拡大を促進します。

(2) 地域経済好循環に向けた産業振興プラットフォームの創設

各産業関係者や金融機関、専門研究機関などと連携し、官民協働で産業振興を検討する組織（プラットフォーム）を構築します。プラットフォームでは地域の経済構造の詳細な分析から現状を把握し、多角的な視点からの政策提言をもとに産業振興戦略を作成し、戦略に基づく事業を立案します。



主な成果指標

指標名	新規域内取引件数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)	
指標説明	新規域内取引件数					
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		件	—	0	10
設定理由	市内企業間取引の実績					

指標名	データベース登録企業（事業所）数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)	
指標説明	取引情報のデータベース化					
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		件	—	0	300
設定理由	市内企業の取引拡大促進					

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	4	良質な雇用の創出		
部門別プロジェクト	2	地域をけん引する農家の育成		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

本市の多くの農家で後継者が不足、また不在の状態が増えています。労働力の確保を課題として挙げている農業経営者や新規就農、経営継承をする若者などにおいては、営農技術の習得をはじめ、農地や資金の確保などが課題となっています。

県の「青年農業者・新規就農者実態補完調査」では、雇用されて就農するケースが増加傾向（平成24年度7人、平成25年度16人、平成26年度14人）であり、農業には一定の雇用力があると考えられます。

平成24年度からは青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年

以内）および経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金（準備型と経営開始型）を推進しています。本市における経営開始型での給付対象予定者数は、平成28年3月末で53人であり県内では熊本市に次いで2番目の受給者数です。

しかし、本市の農業後継者数は年々減少していることから、今後も県と連携しながら青年就農給付金事業の促進を図っていきます。また、農業経営の組織化を図り、効率性や競争力の向上を実現する農業経営の法人化を強く推進していきます。

プロジェクトの基本方針

若者の離農増加による後継者不足が進んだ背景には、仕事を始めるに当たっての初期投資がかかることがあるようです。必要な農具をそろえたり肥料を購入したりするには、ある程度まとまった資金が必要になります。また、初期投資に見合った収入の確保も最初の数年は特に厳しい状況です。このような背景から新たに農家として働きたいという人が増えず、農家の後継者不足が進んだと考えられます。

そこで、優秀な新規就農者を増やすためには、不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する

ことができる青年就農給付金事業（経営開始型）とても魅力ある事業だといえます。そこで、今後も積極的に推進して多くの農業後継者の育成に取り組みます。

また、集落営農を維持発展させるために、法人という制度を生かし力強い組織体制づくりと継続的な農業経営を実践していくことにより、法人が地域雇用の受け皿となることで新規就農希望者は初期の負担がなく、経営能力や農業技術を習得できる仕組みづくりに取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 「優秀な就農希望者を集めましょう」プロジェクトの創出

人・農地プランに位置付けている就農時の年齢が原則 45 歳未満で、独立・自営就農した新規就農者に対し、給付期間 1 年につき 150 万円（夫婦申請の場合は 225 万円）を最長 5 年間給付する青年就農給付金（経営開始型）を積極的に推進します。

(2) 先進農家の法人化推進

農家が抱える諸々の課題解決や食料自給率の向上などの点から、足腰の強い農業への転換を推し進めます。その方法の1つとして、農業経営の組織化を進め、効率性や競争力の向上を実現する農業経営の法人化を推進します。農業法人になると、対外的な信用力アップや融資限度額拡大、集落などを単位とした地域農業を維持するための受け皿にもなります。



第57回県農業コンクール受賞者

主な成果指標

指標名	青年就農給付金（経営開始型）給付者数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	年度毎の給付金受給者数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	10	12
設定理由	新規経営者を育成するため				

指標名	法人設立数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	農業法人の設立数 1 法人／年				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	法人	—	1	2
設定理由	先進農家の法人化を推進するため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	4	良質な雇用の創出		
部門別プロジェクト	3	農産物売上増進プロジェクト		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

近年、農産物は市場流通が主流であり、出荷時期などによる市場価格の変動や消費の伸び悩みなどにより農家所得が大きく左右され、現状の市場流通だけでは安定した経営が難しくなっています。

また、農家直販および加工品などについては価格の安定はあるものの、取扱い先（売り先）の情報が不足しているため、思うような事業計画が描けない状況に陥っています。加えて、食の安全意

識の高まりなどを背景として、農業以外の他産業からの参入や農商工連携事業に対する取り組みも増加しています。

今後、農家の所得を伸ばすためには、新規市場の開拓やインターネット販売などへの参入も必要であり、農産物の高付加価値化（ブランド化）を目指すためにも、農家独自の努力を直接消費者から評価されるような流通を取り入れていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

農家の安定的な所得向上のためには、農作物のブランド化を図るばかりでなく、6次産業化による高付加価値化を目的とし、金融機関などのネットワークを活用した新規市場の開拓（商談会など）や消費者への直接販売（インターネット販売）の支援を行います。

また、6次産業化に取り組みたい農家と金融機関の取り引きがある企業などとのビジネスマッチング（商品やサービスの提供側とその利用者側を結び付けてビジネスにつなげる）の機会を設け

ます。併せて農業と商工業の有機的な連携の流れを地域経済の活性化につなげるため、セミナーの開催など農業者のニーズに積極的に対応し、農家所得の向上を目指します。

事業資金については、金融機関からの融資の活用などで、相互に利益のある関係を作り出して経済の好循環につなげるとともに、金融機関と農家の調整役として、農家と金融機関の橋渡しを行うことにより農業経営の安定化を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 金融機関などと連携した販路拡大・6次産業化支援

取り引き先を紹介できる金融機関と協定を結び、売り上げを伸ばしたい農家や6次産業化に取り組みたい農家と金融機関のネットワークを活用し、取り引きのある外食産業や大手スーパー、食品加工メーカーなどとのビジネスマッチングの機会を設け、農家所得の向上を目指していきます。また、事業資金については、金融機関の融資を活用することで、相互に利益のある事業につなげます。

(2) 新規市場の開拓推進

新規市場の開拓のために、金融機関などのネットワークを活用したビジネスマッチングを行うとともに、農家直販に力を入れていきたい農家のために、ネット通販についての基本的なホームページ開設のための研修会の開催やビジネス講座を開設することで販路の拡大を目指していきます。

また、6次産業に取り組んだ農家などを対象に、商談会などの開催情報を周知し参加を促すことにより新たな市場の開拓に取り組みます。

主な成果指標

指標名	マッチング農家戸数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	金融機関を通じ外食産業などとマッチングした数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	戸	—	0	5
設定理由	現状の市場流通以外の市場開拓を推進するため				

指標名	インターネット販売農家数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	新規で農産物をネット販売する農家数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	戸	—	0	3
設定理由	農家直販の拡大を推進するため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	4	良質な雇用の創出		
部門別プロジェクト	4	集落営農の推進		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源であると同時に、農業生産が行われることで多面的機能が発揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものです。

しかし、農業者の高齢化や農作物価格の低迷、後継者不在による労働者不足、有害鳥獣による被害なども重なり、農地の遊休化が進んでいます。今後も農地の遊休化が進めば、食料供給力の低下はもとより、害虫や雑草種子の発生源となるなど、

営農や生活環境に悪影響を与えることとなります。

そこで、地域農業の維持・発展を図るため、それぞれの地域において意欲的な農業経営者と兼業農家や高齢農家などが、その規模と能力に応じて相互の営農を支え合うことによって、将来にわたって魅力的で活気あふれる持続的な農業生産の展開を推進していくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

本市では農業生産性を向上させるために、農地の大区画化・汎用化などの基盤整備を国営事業により推進しています。これにより、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などを推進し、優良農地の確保および生産性の向上を目指しています。集落内の遊休農地については、集落営農や受託組織を活用し保全を行い、既に遊休化した農地については、地域や集落営農により国や県の耕作放棄地復旧対策事業を活用し解消を図っていきます。

また、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の組織化や代表者・経理担当者などの育成を推進するとともに、人・農地プランの中心経営体に集落営農を位置付けることや、法人化などの経営発展を推進していきます。

農業生産条件の不利な中山間地域においては、県やJAなどと連携し、農地の保全管理を行い優良農地の確保を目指していくとともに、その地域の特性に応じた収益力の向上を図るための事業を推進していきます。

プロジェクトの基本計画

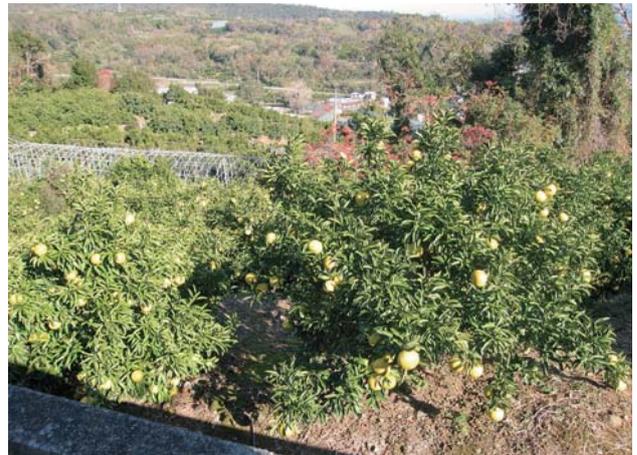
(1) 集落営農の推進強化

集落営農は、複数の個人が集まって、機械の共同利用や作業の共同化により経営の効率化を図る取り組みです。農地を維持・管理することが集落機能の維持につながり、集落営農を将来にわたり安定的に運営していくために法人化を推進します。法人化することで、農地の権利設定が可能となったり、取引信用力が向上したりするなどのメリットがあり、それを生かして積極的な経営展開を図ります。

(2) 優良農地の確保に向けた取組

本市の耕地面積は、道路や宅地などへの転用や耕作放棄により減少傾向にあります。平坦地域については、国営事業により農地の大区画化・汎用化などの基盤整備を推進し、遊休農地については、集落営農や受託組織を活用し保全管理を行うとともに、国や県の耕作放棄地復旧対策事業を活用し、解消を図っていきます。

また、中山間地域については、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金）の活用を積極的に推進していきます。これにより、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などを推進し、優良農地の確保および生産性の向上を目指していきます。



主な成果指標

指標名	集落営農組織設の年間設立数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	集落営農に取り組む集落数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	集落	—	1	1
設定理由	集落営農の推進を強化するため				

指標名	耕作放棄地復旧対策における年間事業件数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	国・県事業を活用して耕作放棄地を解消する件数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	10	10
設定理由	耕作放棄地を解消し優良農地を確保するため				

基本目標	5	「選ばれる」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	4	良質な雇用の創出		
部門別プロジェクト	5	「創業強化」と「抜本的な後継者対策」の推進		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

地域経済の発展に極めて重要な役割を担っている中小企業の多くが、経営者の高齢化に伴い世代交代の時期を迎えており、雇用の確保や優れた技術、ノウハウなどの貴重な経営資源を継承する上でも、後継者の確保および円滑な事業承継が大きな課題となっています。

中小企業庁の統計によると、現在、全国の中小企業の経営者の半数以上が60歳以上で、事業承継の平均年齢は70歳となっています。事業承継問題は今後10年間で200万社近くが直面すると予想されており、アンケート調査によるとその半数の100万社は後継者が決まっていない状況です。また、後継者が決まらず「廃業」している

事業所の半数が「黒字経営」でありながら廃業せざるを得ない状況である事も重大な問題であり、さらに地方ともなれば、若者の都会への流出が原因で事業承継問題はさらに深刻化している状況です。

雇用が安定している大企業は問題ないとしても、経済の流れに敏感な中小企業や個人事業所はその数に対し雇用者数も増減することになります。中小企業の立地が多い本市のような地方において安定した雇用を確保するためには、新たな創業の創出と既存の事業所を存続、廃業させないための後継者、経営対策支援が急務です。

プロジェクトの基本方針

中小企業経営者が近い将来問題化する事業承継問題については、早期に危機感を持って具体的な対応策を実施する必要があるため、計画的に円滑な事業承継を行えるよう環境整備（専門チームの立ち上げ）を行います。

また、後継者の確保・養成や資産・負債の引き継ぎなど、中長期にわたる準備に取り組み、潜在する承継問題を顕在化させて、事業承継対策に取り

組む個人事業主が抱えるさまざまな課題に応じて、計画的にサポートする体制環境を構築します。

併せて、創業（起業）強化支援として創業セミナーを開催し、受講者には開業から経営までの知識、ノウハウを習得後、専門家の派遣や商工会の経営指導、創業しやすい環境づくりを構築し、市内での創業者数と雇用者数の増加を目的とした事業に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 金融機関などと連携した「創業塾(経営塾)」の創設

本市における従来の創業支援については、創業一年以上の事業者に対しては設備投資資金に対しての利子補給補助を実施し、新規創業者に対しては改修費や家賃補助の支援事業を実施してきました。今回、各支援機関との連携支援事業を実施することで、新規の創業希望者に対して創業から事業経営までより一層のきめ細やかな対応を行います。

また、商工会をはじめ、他の支援団体と連携しながら、創業者に対してさまざまな情報を提供し創業の実現を支援します。

(2) 事業承継推進事業(金融機関連携の推進、専門チームの創設)

中小企業者が事業承継について認識し、具体的な対応策を実施するため、商工会や金融機関および専門機関との連携協力の下、計画的に円滑な事業承継を行えるよう環境整備を行います。

また、個人情報(資産・負債の引継など)に細心の注意を払いながら長期に渡って対応する必要があるため、潜在する承継問題を顕在化させ、支援機関とのネットワーク連携や情報交換により承継に関するさまざまな問題に取り組むサポート体制を構築します。

(3) 5年後・10年後の「商店街プラン」の作成

後継者不足による廃業数の増加や大型店・中規模スーパーの進出による売り上げへの影響、店舗・事業所の老朽化、空き店舗の増加など、それぞれの問題に対応して市や商工会、金融機関、専門機関など各関係機関で連携体制を整え、問題解決していくための対策支援を行います。

また、(株)全国商店街支援センター協力の下、商店街組織強化のために5年後、10年後の目標プランを策定して支援を行います。

主な成果指標

指標名	新規創業(起業)者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	特定創業支援による創業(企業)者数		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	0	16
設定理由	創業セミナーおよび商工会の経営指導による新規創業(起業)を推進するため				

指標名	新規雇用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	新規創業(起業)による新規雇用者数		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	0	32
設定理由	特定創業支援事業によって創業(企業)した事業所における新規雇用者数の拡大を図るため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	地域経営
施策部門	1	男女共同参画		
部門別プロジェクト	1	男女共同参画によるまちづくり		

【所管：総務部】

現状と課題

本市は、これまで男女共同参画社会の実現に向けて男女共同参画計画策定、男女共同参画推進条例制定、宣言都市などの初期の目標は達成し、市民と各種団体代表からなる審議会と推進委員会の2つの組織を設置して、さまざまな施策に取り組んできました。

平成27年7月に実施した市民意識調査を基に、平成29年3月に第3次男女共同参画計画を策定しました。その結果、私たちのまわりには、依然として性差による差別、固定的性別役割分担意

識に縛られ、女性や男性の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習などが今なお残っていることが分かりました。

近年、少子高齢化の進行や社会の国際化、経済状況の大きな変化により、多様化・複雑化する社会環境へ対応していく必要があり、複雑かつ深刻化する課題や問題に対しては、男女が等しく社会の責任を担い利益を享受する男女共同参画社会のさらなる推進が求められています。

プロジェクトの基本方針

私たちは、それぞれが個人の人権を尊重され、性別、思想、信条などに関わらず、人間として幸せに生きる権利を持っており、日本国憲法の中でも、国民は基本的人権を保障され、法の下に平等であることが保障されています。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進条例、男女共同参画計画にのっとり、市・市民・事業者の協働により、職場・地域・家庭・学校な

どで積極的に啓発活動を行います。

また、いまだに潜む固定的性別役割分担意識など課題解決に向けて、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう推進します。そのため、女性と男性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や地域、職場などあらゆる場面に参画できるようなまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現に向けてさらなる取り組みを進めていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 啓発、研修の充実

職場・地域・家庭・学校など身近なところから、固定的性別役割分担意識を払拭するため、広報紙や市ホームページ、企業訪問などを通して、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう啓発を行います。

また、働き方を見直し、男女が共にあらゆる場面で生き生きと暮らせるように、企業におけるワークライフバランス(仕事と生活の調和)研修の実施を推進します。さらに働きやすい職場環境づくりとして、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどあらゆるハラスメント防止の啓発に取り組みます。

(2) 市民参画型事業の推進

本市と男女共同参画社会推進委員会の主催で、市民向けイベントの「パートナーシップ・フェスティバル」を開催し、啓発に取り組みます。また、セミナーなどを通して、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう啓発を進めます。

(3) 女性リーダーの育成

政策の決定は、市民の生活に大きな影響を与えることから、政策や方針決定の場への女性参画の拡大が望まれます。そのため、女性人材リストの登録拡充を図り、女性リーダーを育成します。

主な成果指標

指標名	審議会などにおける女性の登用率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	地方自治法に基づく審議会などのへの登用率				
基準 DATA	県内市町村平均	%	21.8	26.2	30.0
設定理由	政策・方針決定過程への女性の参画を図るため				

指標名	固定的性別役割分担意識の解消率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	性別を理由とする役割分担意識がない市民の割合				
基準 DATA	県内市町村平均	%	72.2	56.1	80.0
設定理由	男女共同参画社会実現に向けて意識改革を図るため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	2	地域コミュニティ		
部門別プロジェクト	1	コミュニティ活動支援による協働環境づくり		

【所管：企画部】

現状と課題

本市では住民自治の基礎的組織である行政区を中心に、老人クラブや婦人会などのさまざまな市民活動団体において、美化活動、環境保全活動、防災活動などの地域活動に取り組んできました。

しかし、近年においては住民と地域の関わりの希薄化、地域活動の担い手の不足や少子高齢化が進んだことで、地域住民がお互いに協力し助け合う「共助」の機能が低下しています。加えて、人口減少は加速する一方で市民の価値観やニーズはますます多様化しているため、地域が抱えるま

ちづくりのさまざまな課題を行政だけで解決することは困難な状況といえます。

今後は、それぞれの地域で住民が目指す方向性を共有し、自らの力で住みよいまちづくりに取り組むことで、まちづくりの課題に的確に対応し住みよい地域コミュニティを形成していく必要があります。そのため、市民・地域活動団体・行政が協働してまちづくりに取り組むことができる環境づくりが求められています。

プロジェクトの基本方針

さまざまな地域課題の解決と今後のまちづくりを推進していく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合うことが大切です。協働によるまちづくりを実践していくため、協働のまちづくりに関する理念やルール、役割を明確にし、市民・地域活動団体・行政の全体で共有し、協働のまちづくりを推進します。

また、将来にわたって、人口減少や少子高齢化による地域活動の担い手不足が懸念されることから、広域的な地域コミュニティの形成に取り組むとともに、「自分たちの地域は、自分たちの手で良くする」という意識を育み、市民が支え合い協力し合う地域コミュニティづくりを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 協働のまちづくりに関する理念、ルールづくり

市民と行政の協働によるまちづくりの推進に当たっては、相互理解のもと、将来にわたって継続的に取り組んでいく必要があります。このため、基本的な理念やルールの制定について検討していくとともに、市民と行政が担うまちづくりの役割を明確にしていきます。

(2) まちづくり活動の促進

それぞれの地域の住民が、地域の課題を認識した上で目指す方向性を共有し、自らの力で住みよいまちづくりに取り組むことができるよう支援します。また、人口減少による担い手不足に対応するため、小学校区単位での地域コミュニティづくりに取り組むとともに、協働のまちづくりの意義を発信し、市民の理解と実践意識の醸成を図り、まちづくり活動の担い手を確保します。



主な成果指標

指標名	地域づくり活動参加者数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	地域づくり支援事業に取り組む市民の数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	1,335	1,800
設定理由	多くの市民が地域づくり活動に取り組み、協働のまちづくりを推進するため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	3	文化・芸術活動		
部門別プロジェクト	1	個性あふれる文化活動の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

地域に埋もれている各種民俗芸能の発掘と伝承を目的に平成17年度から毎年「宇城市伝統文化芸能まつり」を開催しており、例年7団体の伝統芸能を披露しています。平成23年度からは2部構成へと変更し、各町に伝わる物語を取り上げ、自ら企画立案し、地元の子もたちと共に演じる内容を取り入れています。しかし、地域で伝承されている伝統文化が少子高齢化の影響で後継者不足になっており、団体によっては後継者育成が難しい状況となっています。

文化祭については、平成20年度から宇城市合同文化祭が開催され、市文化協会が自立した企画

運営を行い、旧町の代表者が集うことで、市民相互の連携も見られます。開催日程の都合により参加者数が制限されることもあり、幅広い参加を保障するために旧町独自の文化祭や発表会も継続して開催されています。

今後も、地域の伝統芸能保存団体の活動支援や、多彩な芸術文化の鑑賞機会とともに、創造活動への支持を充実させることで、市民の芸術文化活動への参加と意欲的な活動の促進、特色ある取り組みの発信・発表の機会の充実を図る必要があります。

プロジェクトの基本方針

平成20年度から松橋総合体育文化センターと小川文化センター（文化ホール）は指定管理者が管理しており、管理コストの軽減および市民サービスの充実を目的に、指定管理者と行政の協働で魅力ある企画により来場者の増加と収益の拡大を図ります。施設の老朽化に伴い計画的な施設整備により快適な利用環境の維持と機能の集約充実を図ります。

不知火美術館は、美術品の収集の他、市民の関心を引き付ける企画展示会や各種講座を開催し、

親しみやすく気軽に利用できる市民参加型の美術館を目指します。このような施設を文化活動の拠点として、効率的かつ効果的に活用し、自らを表現する活動や発表の場として提供し、自主的な文化活動を支援することで、文化と伝統が息付いたまちづくりの推進を目指します。

地域の伝統芸能保存団体への支援は、活動補助金などの有効的な活用を図りながら、後継者の育成と活性化を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 文化活動の推進

文化ホールを活用して、伝統文化芸能まつりを開催します。また、郷土文化の継承・保存・活用を推進します。文化祭については市文化協会の企画運営により開催されており、今後も自主運営の維持に向けて支援を行います。

次代を担う子どもたちが保護者や地域住民と共に、民俗芸能、華道、茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取り組みに対して支援を行い、児童・生徒が文化芸術に親しむ環境づくりを支援します。

また、豊かな創造性や情操を養うことを目的とした「いきいき芸術体験教室」などの国や県の支援事業を積極的に活用しながら芸術体験の機会を拡充します。

(2) 文化の振興を図るための環境整備

公共施設の活用を図り、文化芸能活動の拠点づくりを推進します。特に文化ホールは指定管理者による運営を継続し、管理運営費の削減および市民サービスの向上を図ります。

また、美術館は地域に密着し、より多くの市民に親しんでもらえるような企画運営に取り組み、ホームページやフェイスブック*などのSNS*により市内外への情報発信を強化します。



宮川虎舞



豊野肥後神楽

主な成果指標

指標名	美術館利用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	年間利用者数（企画展入場者数＋貸館）		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※美術館の年間利用者数平均（過去2年間）	人	18,500	16,846	19,500
設定理由	充実した企画展示を実施し、美術館の利用者の増加を目指すため				

指標名	文化ホールなどの利用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	年間利用者数（企画事業入場者数＋貸館）		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※文化施設の年間利用者数平均（過去2年間）	千人	136	133	140
設定理由	充実した芸能鑑賞文化事業を企画し、文化施設の利用者の増加を目指すため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	4	スポーツ・レクリエーション		
部門別プロジェクト	1	生涯スポーツの推進と指導者の育成		

【所管：教育部】

現状と課題

市民が生涯にわたって健康で活力ある生活ができる地域社会を構築するためには、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが必要です。

市民が気軽に参加できるレクリエーションとしての生涯スポーツの推進を市体育協会ならびにスポーツ推進委員協議会と連携して、校区の運動会をはじめとして各種スポーツ教室やスポーツレクリエーションフェアなどのイベントを開催しています。そのような中でマンネリ化している行事もあり、今後は市民のニーズに沿ったイベントの企画やニュースポーツの推進・普及が必要です。

また、スポーツ指導者の育成についても、各種目協会などが主催する指導者育成の研修会に個々の技術や指導力向上のために参加しています。しかし、年々参加する人材が減少傾向にあるため、新たな人材の発掘が必要です。

このような現状がある中で、市内のスポーツクラブや総合型地域スポーツクラブ^{*}との連携は不可欠です。今後は市体育協会などの団体も含めて相互間の連携を密にし、情報交換などを行って、これからの指導者の育成と生涯スポーツの推進に取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

生涯スポーツの推進については、これまでどおり市体育協会やスポーツ推進委員協議会と連携してイベントなどを実施します。また、各種イベントの実施形態の見直しを行い、現在、市が委託開催しているイベントを補助金化して事業を実施します。そのことにより、主催団体が市民のニーズに沿った企画の導入や事業内容の変更などを行いやすい体制づくりを行います。

スポーツ指導者の育成については、市の体育協会をはじめとする団体や総合型地域スポーツクラブなどの市内スポーツクラブとの連携や情報交換を行い、指導者候補の人材発掘と育成のため

の研修会に積極的に参加します。

また、今後の生涯スポーツの推進の中核となり得る総合型地域スポーツクラブの育成を目的として情報提供や事務的支援などを行います。現在、一部の地域で市体育施設の指定管理者として活動している団体もあり、経済的安定を確保しつつ、市民のニーズに沿った各種教室やイベントを実施しています。また、懸案事項である小学校の運動部活動の廃止に伴う社会体育への移行問題についても、総合型地域スポーツクラブを中心として、クラブ運営や指導者の派遣など協力体制を構築します。

プロジェクトの基本計画

(1) 生涯スポーツの推進

市体育協会ならびにスポーツ推進委員協議会と連携を取り、生涯スポーツに対する市民の意識調査を実施し、スポーツ現場の現状を把握します。また、スポーツの振興や計画を示したスポーツ振興計画を策定します。この計画を基に市民が気軽に参加し、楽しむことのできるイベントの企画・立案を行い、イベント終了後は企画の検証により次期企画に反映させます。

(2) スポーツ指導者の育成

市体育協会や各種スポーツ団体と連携して指導者候補の人材把握を行います。併せて、国、県、各種目の協会が開催する指導者研修会に人材を積極的に派遣します。

また、市内の各種スポーツクラブの指導員相互の連携を深めて、指導員としてのノウハウの向上と技術の習得のために研修会を開催します。

(3) 地域スポーツクラブの育成

既存団体が円滑な運営を行うために、施設経営のノウハウと事務的支援のための研修会を実施します。また、今後の団体運営を考え、団体の統合・合併を見据えた経営指導を行います。このことにより経営力の向上と人材の確保を行い、将来的に体育施設の指定管理者として施設を運営し、自主事業のスポーツ教室やイベントを実施して経営の安定を図り、生涯スポーツの推進の一役を担えるように育成します。

主な成果指標

指標名	イベント・教室の参加人数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	本市が委託しているイベントの参加人数			(H27)	(H27)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	7,000	10,000
設定理由	参加人数を増加することで生涯スポーツ・地域コミュニティの活性化につなげるため				

指標名	総合型地域スポーツクラブ会員数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内クラブの会員数			(H27)	(H27)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	579	700
設定理由	会員数の増加によりクラブの運営の安定化と充実した社会体育環境の構築につなげるため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	4	スポーツ・レクリエーション		
部門別プロジェクト	2	スポーツ施設の整備・充実		

【所管：教育部】

現状と課題

生涯スポーツの推進も含めて多くの市民がスポーツに親しめるよう、体育施設および学校体育施設の一般開放を実施しています。利用者が安全で快適に使用ができるように施設の管理と整備を行っていますが、体育施設のほとんどが建設から数十年を経過し、老朽化が進行しています。また、耐震構造基準を満たしていない施設もあり、その対策のために改修工事を実施しています。そ

のような状況の中で発生した熊本地震によって施設の大半が被害を受けましたが、全施設について復旧への目途が立っている状況です。

今後は、施設の老朽化に伴う維持費の増大が予測されるため、地域の実情に沿った利用状況と同種スポーツ施設の立地状況の検証を行い、利用者の意見を聴取しながら、今後の統廃合を含めた施設管理計画を検討する必要があります。

プロジェクトの基本方針

体育施設については、今後も生涯スポーツの推進の一環として一般開放を実施します。市民が安全に安心して利用できる体育施設を提供するために、耐震構造化の改修工事を実施します。また、施設の計画的な有効利用を実施するために、指定管理者制度の導入を推進します。

この制度の導入により、一般開放で空いている時間帯を利用して、管理者がスポーツ教室などの

自主講座を開催し、施設の有効利用を行います。

並行して、体育施設の利用状況・立地条件・維持費の検証結果や利用者から聴取した意見などを今後の施設管理計画の策定に生かします。この計画を基に体育施設の計画的な統廃合と経費削減を実施して、今後のスポーツ環境づくり体制を構築します。

プロジェクトの基本計画

(1) スポーツ施設の有効活用

スポーツ愛好者に体育施設の一般開放を行い、施設の有効活用を行います。また、体育施設に指定管理者制度を導入し、施設の効率的な運営と経費の削減を行います。不知火地区体育施設については平成 29 年度から同制度を導入し、平成 32 年度以降は市内全域の体育施設に導入します。

また、管理者による自主講座を一般開放の空き時間に実施することにより、施設の利用率の向上につなげ、市民に専門スタッフによるスポーツ指導や技術の向上、親しみやすい生涯スポーツの推進に取り組めます。

(2) スポーツ施設の整備・充実

体育施設の大半は老朽化しており、維持費が年々増加傾向にあります。今後の適正な施設運営を目的として、利用状況や使用者の意見聴取を行い、施設の管理計画を策定します。さらに、震災復旧、耐震構造化工事によるスポーツ環境の整備に取り組み、利用者が安全に安心して利用できる施設の開放を行います。

また、指定管理者制度導入後は、管理者と定期的な情報交換を行い、連携ある施設管理体制を構築します。



小川町 [ふれあいスポーツセンター]

主な成果指標

指 標 名	市内体育館利用率	単 位	基 準 値 (H27)	現 況 値 (H27)	目 標 値 (H32)
指 標 説 明	指定管理者制度導入前の体育館利用状況				
基 準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	70.5	90.0
設 定 理 由	スポーツ施設の整備・充実により市民の利用率向上を図るため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	5	人のつながりの強化		
部門別プロジェクト	1	新しい「観光地域づくり」推進組織の創設		

【所管：企画部】

現状と課題

観光事業の目的は、観光という手段を通じて地域経済の活性化を図り、新規の良質な雇用を生み、若者の流出を防ぐことで持続可能な地域を創出していくことにあります。

観光による地域づくりには、観光に伴う収益が地域に循環するような仕組みが不可欠です。同時に、より効果的な観光施策を立案するためには、観光客がどのようなものを求め、どのようなものを消費しているのか調べる必要があります。

しかし、本市のこれまでの観光事業は、これら

の消費額や地域への循環率、旅行者が求めるもの、再来訪率などといった客観的な数値情報がほとんどありませんでした。

これまでは観光事業を実施することが目的化していたため、単発の行事や宣伝活動までで終わることが多く、地域経済の活性化や雇用にまでは結び付いていません。今後は、関係機関や団体間の連携・情報共有を強化し、地域が一体となって取り組んでいくことが求められています。

プロジェクトの基本方針

観光による地域づくりは、地域経済や顧客の見える化、これまでの観光事業の総括、進め方の合意形成を地域全体で進めていくことを目的として、DMO*の仕組みにより、既存の観光事業を見直し新たな観光振興に取り組めます。

DMOの設置に向けては、検討母体となるマーケティング*委員会において地域経済効果などの

各種調査や地域商社設立に向けて取り組みます。

また、平成30年度までに、同委員会を発展させ、専門人材を確保した法人として「宇城市版DMO」を設立します。そして、平成32年度までには地域関係者と連携した独自事業などの収入を活用して、経済的な自立を図ることを目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) マーケティング委員会の強化

観光による地域づくりに向けて詳細な現状分析を行い、地域が持続的に活動していくことを目指し、マーケティング委員会を先導するマーケティングの達人を地域の中から育て上げます。

(2) 宇城市版 DMO と地域商社の創設

マーケティング委員会を発展させ、観光事業の統括や関係者との合意形成というマネジメント機能を持った宇城市版 DMO を創設し、マーケティング調査に基づいた観光事業の実施や結果検証などを徹底的に行う組織として確立させ、市域を越えた広域的な DMO の組成に向けた働き掛けにも取り組んでいきます。

また、地域商社創設に向けた調査やブランド構築支援組織による総合的支援を通じ、マーケティングに基づく地場産品の商品開発および販路の拡大を図り、地域商社の確立に向けて官民が一体となって取り組みます。

そして、宇城市版 DMO がマーケティングとマネジメントの機能を発揮し企画立案した施策と、地域商社が創り出した商品に関連させ、収益の循環率を高め、関係企業や事業者などの利益や雇用の拡大につながるよう取り組みます。



主な成果指標

指標名	観光による雇用創出数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	宇城市版 DMO 創設による新規の雇用者数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	0	3
設定理由	観光による雇用の創出を図るため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	5	人のつながりの強化		
部門別プロジェクト	2	戦略的な移住・定住の促進		

【所管：企画部／経済部】

現状と課題

本市においては、人口減少や少子高齢化により、空き家および空き店舗が増加しています。特に、長年放置された空き家などは老朽化が進み、倒壊などにより周囲へ悪影響を及ぼしており、今後も、危険な空き家などがさらに増加することが懸念されます。

この対策として、地域の担い手確保を目的に移住者の受け入れを推進しており、移住者の「住まい」や「しごと」の受け皿として、空き家などを

利活用してきました。

しかし、空き家などの所有者の意向もあり、移住者へ紹介できる物件は少なく、移住や起業を希望する人のニーズに十分応えることができていない状況です。

今後は、空き家などを積極的に利活用し、危険な家屋になることを防ぐとともに、移住者の増加による地域産業の活性化と地域活動の担い手確保につなげていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

移住者の増加に向けては、空き家などを活用できる人を中心に移住を促進していきます。このため空き店舗については、商工会や金融機関などと連携を図りながら、市内の空き店舗の調査を行い「空き店舗対策計画」を策定し、移住者や企業などが新たな事業を展開できるよう支援することで、空き店舗の解消と新たな担い手確保に向けて取り組みます。

また、空き家については、「空き家バンク制度」を通して移住者へ紹介できる物件を増やすため、地域が主体となった空き家の早期把握と利活用、移住者の移住前から移住後の支援まで一貫した支援体制の構築に向けて取り組みます。さらに、将来空き家となることが見込まれる建物に対して、所有者の意向を事前に確認しておく「空き家ドナー制度」の確立に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 空き店舗対策の推進

商工会および金融機関などと連携を図り、空き店舗調査や所有者の意向調査を実施し、創業を希望する移住者や企業に空き店舗を提供することで、空き店舗の解消と移住者の増加および産業の振興に取り組みます。

また、「創業塾」や「創業経営セミナー」などを開催し、創業希望者が取り組みやすい環境をつくとともに、継続的な経営ができるように支援します。

(2) 空き家ドナー制度（地域主体の空き家利活用・移住促進）の構築

地域が主体となった空き家の早期把握と利活用、移住前から移住後まで一貫したフォロー体制の構築に向けて、地域と協働して取り組みます。

同時に、将来的に空き家化が見込まれる建物に対して、事前に将来の除却意向や管理体制、空き家バンクなどの利活用について所有者などから同意を取っておく「空き家ドナー制度」の確立に向けて取り組みます。



空き店舗活用事例（街なか図書館 濱まち）

主な成果指標

指標名	移住者の創業件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	移住者が空き店舗を活用し創業した件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	0	5
設定理由	移住者の増加と空き店舗の解消を図っていくため				

指標名	空き家バンク制度を利用した移住者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	空き家バンク制度の利用で空き家に移住した人数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	5	20
設定理由	移住者の増加と空き家の解消を図っていくため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	5	人のつながりの強化		
部門別プロジェクト	3	高校生や大学生、地元出身者との連携強化		

【所管：企画部／経済部】

現状と課題

本市の近年の人口動向は、転出数が転入数を上回る転出超過の状況が続いており、特に若年層の流出が顕著になっています。原因の一つとして、本市には大学がなく、大学進学者は必然的に市外へ流出する傾向にあることが考えられます。大学進学を機に、途切れてしまいがちな地域（地元）との「つながり」を継続していくことが重要です。また、本市には県立高等学校 2 校と県立支援

学校（高等部）2 校があり、これまでも地域活動への協力や地域連携の取り組みを通じて大きく貢献しており、地域の活性化のためには必要不可欠です。

しかし、少子化の流れの中、生徒数が減少傾向にあるように現在の状況が維持できるかが今後の課題となっています。

プロジェクトの基本方針

市外在住の本市出身者との「つながり」を継続するために、若い世代の同郷ネットワークの組織化や東京宇城市会、熊本県人会などとの連携強化を図るとともに、市外在住者の親族の交流の場をつくり、Uターン^{*}雇用やふるさと納税などの推進を図ります。

さらに、地元出身大学生とも継続的な「つながり」をつくり、地域活動への参画など連携を強化

していきます。

また、地域の核となる地元高校および高等部の活性化においては、入学、進学、就職率や魅力度の向上を目指し、行政を中心として地域の企業や事業所、地域住民と一体となった支援に取り組みます。同時に、地元企業や事業所と地元高校の連携を強化し、生徒の地元就職率の向上を図り、若年層の流出抑制を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 市外在住者との連携強化

市外在住の本市出身者との「つながり」を継続するために、若い世代の同郷ネットワークの組織化や東京宇城市会、熊本県人会などとの連携強化に取り組みます。

また、Uターン雇用やふるさと納税において、地元出身者に働き掛けを行うことで、効果的なUターン者の増加やふるさと納税額の増加を図ります。

(2) 学生との連携強化

地元出身大学生との継続的な「つながり」をつくるために、学生を講師とした子ども向け学習支援ボランティアや、子ども向けスポーツ教室の開催に取り組みます。

(3) 地元高校との連携強化

地元高校の入学、進学、就職率や魅力度の向上を目指し、行政や企業、地域住民など地域全体が連携し、積極的に支援していく体制の構築に取り組みます。

特に、高校生の地元就職率を上げるために、大企業へ目を向けがちな生徒や保護者に対し、地場企業で働くことのメリットを認識してもらえよう、地元の企業や事業所と連携するとともに、高校との長期的な連携強化を図る体制を構築し、地元企業説明会などの開催に取り組みます。



高校等卒業予定者向け合同企業説明会

主な成果指標

指標名	宇城市ふるさと応援寄付額	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	ふるさと応援を目的に宇城市へ寄附された金額				
基準 DATA	県内市町村平均（ふるさと応援寄附金額）	万円	2,385	940	1,200
設定理由	地元出身者と本市の発展に向けた「つながり」を強化するため				

基本目標	6	「活躍する」まちづくり	施策分野	地方創生
施策部門	5	人のつながりの強化		
部門別プロジェクト	4	異業種交流の推進		

【所管：経済部／企画部】

現状と課題

宇城市企業クラブや小川企業主集いの会では異業種の経営者が人脈づくりや定期的な情報交換を行っています。しかし、それは労働者にとって身近なものではなく、同時に地域の青年団なども少なくなっていることで異業種間につながりが希薄化しています。しかし、地域産業の発展には生産・製造・販売・物流・金融その他さまざまな業種が連携し、域内取引を行うことで生まれる他業種間の技術革新が不可欠です。

このことから、域内取引の前提となる人と人との関係を築く機会を創ることが課題として挙げられます。既存の業種内交流を基盤に、それらを結び付け、また新たな構成員を募りながら、身近な異業種交流の場を創出する必要があります。より多くの人が集まり、交流することで新たな取引を生み、地域産業の発展につなげていくためには、人が集まるきっかけをつくる必要があります。

プロジェクトの基本方針

市内労働者に出会いの場をつくることで、異業種で働く者同士の人脈作りを応援し、市産業の情報交換、ひいては企業間取引の成立につなげて地域産業の発展を図る目的があるため、行政単独ではなく、金融機関や商工会などの民間事業者と連携をとり、意見や要望を聞きながら企画を行います。

異業種交流会の開催に当たっては、商工会や企業クラブ（金融機関含む）、青年農業者、行政職員などから中心となるメンバーを集めた検討会

を開催し異業種交流会を企画します。

異業種交流会は小規模なものから大規模なものまで、いずれも参加者にとって有益な情報を得られる内容とし、人が集まるきっかけをつくりまします。将来的には、検討会の自主運営や異業種交流会の参加者の拡大につなげていきます。地域産業の活性化のため、異業種交流会を通して、参加者が他業種への関心を深め、そこから新たな取引きにつながるよう支援します。

プロジェクトの基本計画

(1) 異業種交流の推進

20代～30代の市内若手労働者10名程度で定期的な検討会を開催し異業種交流会を企画・開催します。また、市内労働者へ募集をかけて50人規模の交流会を実施し、他業種を知ることで市経済への関心を高めるとともに新たな取り引きの可能性につなげます。

(2) 異業種の仕事PR活動

異業種のそれぞれの専門職における業務内容をまとめ、現在教育現場で行われている「職場体験」の場などを活用し、さまざまな業種や職種における現場の声を生徒に直接話す機会を設けます。

また、職場体験においては、受け入れ態勢をはじめ可能な分野が制限されるため、さまざまな職種の現場の話をすることで、その職種に憧れを抱き、将来目指す人員の確保など多様な可能性につなげます。



異業種交流会の様子

主な成果指標

指標名	異業種交流会実施回数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	異業種間における若手社員検討会や交流会の回数				
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	回	—	0	4
設定理由	異業種交流を推進することにより地元産業の発展につなげるため				

資料編

- 1 用語解説
- 2 総合計画の策定経緯
- 3 策定に係る条例および要綱
- 4 宇城市総合計画審議会委員
- 5 諮問および答申

【あ】**アウトソーシング**

従来は組織内部で行っていた、もしくは新規に必要な業務について、独立した外部組織からサービスとして購入する契約。

アプリケーションソフトウェア

使用者が求める情報処理（文字入力・表計算・画像編集など）を作業の目的に応じて使うプログラムのこと。

インクルーシブ教育システム

一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。

インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激策。個人が行動を起こすときの内的欲求（動因：ドライブ）に対して、その欲求を刺激し、引きだす誘因（インセンティブ）のこと。

インバウンド観光

海外から日本へ来る観光客を指す言葉。

インフラ

インフラストラクチャーの略。福祉の向上と経済の発展に必要な公共施設などのこと。

オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

【か】**学校版環境 ISO**

子どもたちが自ら考え行動することで、環境にやさしい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成すること。

クラウドファンディング

不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた言葉。

ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人。

子育てワンストップサービス

子育てに関する各種行政手続（児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健など）をオンライン化すること。

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが実施するバスのこと。

コンパクトシティ

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること（コンパクトシティ＋ネットワーク）。

公式アカウント

企業や官公庁などの組織が、外部インターネットサービスを公式に利用する際の利用者 ID のこと。

【さ】**事業承継**

「事業」そのものを「承継」する取り組み。事業承継後に後継者が安定した経営を行うために、現経営者が培ってきたあらゆる経営資源を承継すること。後継者に承継すべき経営資源は多岐にわたるが、「人（経営）」、「資産」、「知的資産」の3要素に大別される。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育機関において主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

スパルティナ属

イネ科の植物で、北米東部原産。外見はヨシに似ており、干潟や塩沼など、塩分濃度が高い水辺に生育する植物。

スマートインターチェンジ (IC)

高速道路の本線上（本線直結型）またはサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されている ETC 専用のインターチェンジのこと。

セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

【た】

中1ギャップ

小学生から中学1年生に進級した際に被る、心理や学問、文化的な差異によるショックのこと。

特定外来生物

生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物の中から、規制・防除の対象とする生物のこと。

トレーサビリティ

食品がいつ、どこで作られ、どのような経路で食卓に届いたかという生産履歴を明らかにする制度で、trace(追跡)とability(できること)とを組み合わせた言葉。

【は】

バリアフリー

障がいがある人や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備すること。

フェイスブック

Facebook, Inc.が運営するインターネット上のソーシャルネットワークサービスのこと。

フッ化物洗口

フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、むし歯を予防する方法。

ブックスタート

乳幼児健診時を利用して赤ちゃんに絵本を2冊配布する事業。

法定受託事務

地方公共団体が処理する事務のうち、国または都道府県から法令によって委託される事務。

ポジティブリスト

原則として禁止されている中で、例外として許されるも

のを列挙した表。特に、輸入制限が原則のときに、例外として輸入自由の品目を列記したもの。

【ま】

マイナポータル

行政機関の間でやりとりされた個人情報や行政機関からのお知らせなどがオンラインで確認できるシステムのこと（情報提供等記録開示システム）。

マーケティング

「顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにする」ための概念。また、顧客のニーズを解明し顧客価値を生み出すための経営哲学、戦略、仕組み、プロセスのこと。

【や】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

有収率

各家庭へ給水する水量と料金として収入のあった水量の比較のこと。

【ら】

ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造・使用・廃棄の段階をトータルして考えたもの。

ライフライン

電気・ガス・水道などの公共公益設備や電話・インターネットなどの通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する交通施設や物流機関など、都市機能を維持し日常生活を送る上で必須の諸設備のこと。

ライフスタイル

生産や消費、家庭がそれぞれ同じような形式で行っている社会において、構成員が共通して成り立つような生活の送り方のこと。

ラウンドアバウト

日本では環状交差点と呼び、車両の通行する部分が環状

の交差点であって、信号を用いず、道路標識により車両がその部分を右回り（時計回り）に通行することが指定されているもの。

【わ】

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【D】

DMO

「Destination Marketing Organization」の略。地域経済や顧客、推進体制の「見える化」を図るマネジメント、マーケティングの担い手となる新しい「観光地域づくり」の推進組織のこと。

【I】

ICT

「Information and Communications Technology」の略。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う情報処理や通信に関する技術を総合的に指している言葉。

【L】

LINE@

LINE 株式会社が提供するソーシャルネットワーキングサービスのこと。スマートフォンやフィーチャーフォンなど携帯電話やパソコンに対応したインターネット電話やテキストチャットなどの機能を有する。

【N】

NPO

「Not-for-Profit Organization」の略。広義では非営利

団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

【P】

PDCA サイクル

企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったもの。

【S】

SNS

「Social Networking Service」の略。インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

【U】

Uターン

都市圏以外の地方などで生まれ育った人が、都市圏での勤務経験を経た後、再び生まれ育った土地に戻って働くこと。

UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態のこと。

その他

3R

3R は、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したものの。

5R

3R に、Repair（リペア）、Refuse（リフューズ）の英語の頭文字を加え表したもの。

第2次宇城市総合計画策定までの経緯

対策本部	市長を統括本部長、本部長を副市長、副本部長を教育長とし、各部長・支所長で構成します。策定本部の所掌事項は、基本構想・前期基本計画の原案作成や総合調整などに関することとし、本会議が最終決定機関となります。(設置要綱より)		
	開催日	主な協議内容	
	平成29年1月13日	◆第1回会議 ①計画の概要について ②前期基本計画(草案)の提示 ③全体協議	
	平成29年3月24日	◆第2回会議 ①基本構想(案)および前期基本計画(案)の提示 ②全体協議	
専門部会	専門部会は「総務・企画・経済・土木・市民環境・健康福祉・教育」の部次長および係長職以上で構成され、部会長を各部次長とし、部会長の指揮のもとで所管ごとに係長が中心となって草案の作成を行いました。		
	開催日	主な協議内容	
	平成28年4月8日 ～平成29年3月10日 (全15回開催)	①総合計画策定に係る概要説明 ②進捗状況と作業スケジュール ③基本計画の草案作成について ④基本計画シートの各課ヒアリング ④基本構想(草案)および前期基本計画(草案)の作成・修正・校正作業 ※各担当者レベル(係長以上にて)随時対応	
総合計画審議会	市総合計画審議会条例に基づき、20人以内の学識経験者、各種団体代表等の市民で構成され、市長の諮問に応じ、総合計画策定に向けて審議・答申を行いました。(平成28年11月1日設置 会長 井田貴志 熊本県立大学教授)		
	開催日	主な協議内容	
	平成28年11月1日	◆第1回会議 ①委嘱状交付 ②諮問 ③総合計画概要および策定スケジュール説明 ④意見交換	
	平成28年11月29日	◆第2回会議 ①前期基本計画(草案)第1稿の提示 ②施策別協議(グループワーキング)	
	平成29年1月17日	◆第3回会議 ①前期基本計画(草案)第2稿の提示 ②個別協議(グループワーキング)	
	平成29年2月21日	◆第4回会議 ①基本構想(草案)および前期基本計画(草案)第3稿の提示 ②全体協議	
	平成29年3月23日	◆第5回会議 ※最終回 ①基本構想(案)および前期基本計画(案)の提示 ②全体協議 ③答申	
			
	第1回会議	第3回会議(グループワーキング)	第4回会議(全体協議)
市議会	第2次宇城市総合計画の策定経緯および概要の説明、また、提示した内容について全体協議を行いました。		
	開催日	主な協議内容	
	平成28年12月15日	①総合計画の策定経緯・概要説明 ②前期基本計画(草案)第1稿修正版の提示 ③全体協議	
	平成29年3月22日	①基本構想(案)および前期基本計画(案)の提示 ②全体協議	
パブリック コメント受付	<受付期間> 平成29年3月1日から14日まで <閲覧方法> 市ホームページ、本庁企画課、各支所窓口 <提出対象> ①市内在住・在勤・在学のいずれかに該当する人 ②市内に事務所・事業所を有する人		

第2次宇城市総合計画策定本部設置要綱

平成27年12月18日

(趣旨)

第1条 第2次宇城市総合計画を策定するにあたり、全庁的立場から計画づくりを行うため第2次宇城市総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画の原案作成及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画の調査研究及び計画策定に必要な資料収集に関すること。
- (3) その他総合計画に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、別表に掲げる統括本部長、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(専門部会)

第5条 策定本部は必要に応じ、本部長が任命する職員で構成する専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、総合計画案の策定のため必要な事項について、調査及び研究を行うものとする。

3 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

統括本部長	市長	本部員	総務部長
本部長	副市長		企画部長
副本部長	教育長		経済部長
			土木部長
			健康福祉部長
			市民環境部長
			教育部長
			三角支所長
			不知火支所長
			小川支所長
		豊野支所長	

第2次宇城市総合計画策定本部専門部会設置要綱

平成27年12月18日

(設置)

第1条 第2次宇城市総合計画策定本部設置要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項の規定に基づき、第2次宇城市総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)に専門部会を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、総合計画案の策定のため必要な事項について、調査研究を行うものとする。

2 要綱第2条に規定する事項について、専門的に協議及び調整する。

(部会構成)

第3条 専門部会の部会構成は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別表のとおりとする。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長のあらかじめ指定する部会員がその職務を代理する。

(専門部会会議)

第5条 会議は、部会長が必要に応じて随時開催する。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(部会長会議)

第6条 部会長会議は、策定本部の本部長(以下「本部長」という。)が必要に応じて、各専門部会長を招集し、策定本部会議と合同で開催する。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、部会員が処理する。ただし、部会長会議については、企画部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

部会名	検討分野	部会長	部会員
総務部会	総務部所管分野	総務部次長	部会長が指名する 係長職以上等の職員
企画部会	企画部所管分野	企画部次長	
経済部会	経済部所管分野(農業委員会事業を含む。)	経済部次長	
土木部会	土木部所管分野	土木部次長	
市民環境部会	市民環境部所管分野	市民環境部次長	
健康福祉部会	健康福祉部所管分野(市民病院事業含む)	健康福祉部次長	
教育部会	教育部所管分野	教育部次長	

宇城市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 24 日

条例第 190 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、宇城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇城市総合計画の策定に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 27 日条例第 218 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

「宇城市総合計画審議会」委員名簿

委嘱任期 : 平成28年11月1日から平成30年3月31日まで

(会長・副会長以下は五十音順・敬称略)

会長	熊本県立大学	教授	井田 貴志
副会長	宇城市地域婦人会連絡協議会	会長	濱崎 壽子
	宇城市文化協会	会長	上村 博孝
	宇城市地域公共交通会議	委員	川崎 誠
	宇城市PTA連合会	委員	吉良 邦夫
	宇城市商工会	会長	坂本 順三
	宇城市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	田中 元子
	宇城市観光物産協会	会長	塚本 清
	宇城市消防団	団長	中塘 万格人
	宇城市立小中学校校長会	会員	中山 義弘
	健康宇城市21推進協議会	会長	西岡 ミチ子
	火の国未来づくりネットワーク	会員	林田 健太郎
	宇城市スポーツ推進委員協議会	理事	林田 仁美
	宇城市嘱託員代表者連絡会	会長	平山 隆夫
	宇城市認定農業者協議会	会長	福永 貴充
	宇城保育園連盟	書記	藤田 香瑞
	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	総務振興課長	松岡 貴浩
	宇城地域障害者連合会	会長	右山 剛
	宇城市環境審議会	委員	森川 公子
	宇城市男女共同参画社会推進委員会	会長	横尾 七生子

第1回総合計画審議会（平成28年11月1日開催）冒頭、守田憲史市長より井田貴志会長へ第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定についての諮問は以下のとおり。

宇城市企第424号
平成28年11月1日

宇城市総合計画審議会
会長 井田 貴志 様

宇城市長 守田 憲史



第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について（諮問）

第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定する必要がありますので、宇城市総合計画審議会条例（平成17年3月24日条例第190号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

第5回総合計画審議会（平成29年3月23日開催・最終回）終了後、諮問（平成28年11月1日付け宇城市企第424号）に対して、井田貴志会長から守田憲史市長への答申は以下のとおり。

平成29年3月23日

宇城市長 守田 憲史 様

宇城市総合計画審議会
会長 井田 貴志



第2次宇城市総合計画(基本構想・前期基本計画)について(答申)

平成28年11月1日付け宇城市企第424号をもって本審議会に諮問のありました「第2次宇城市総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)」につきまして、慎重に審議した結果、成案を得ましたのでここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に留意されその実現に努められま
すよう要望します。

記

1. 第2次宇城市総合計画における最大の課題である熊本地震や豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組み、一日も早い市民生活の再建と社会生活基盤の整備を進められたい。特に、仮設住宅やみなし住宅入居者への将来の住宅確保対策に全力で取り組まれたい。
2. 本計画の推進にあたっては、広く市民に周知を図り、市民との協働で取り組むまちづくりを推進するとともに、前期基本計画に位置付けた施策を着実に推進することができるよう、成果指標を活用した市民にわかりやすい成果重視の評価と進捗管理に努められたい。
3. 人口減少、少子高齢化が進行する中、平成28年策定の「宇城市人口ビジョン」及び「宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携を十分図り、若年層を中心とした本市への「定住化の促進」に取り組まれたい。

市の木



桜

市の至るところに咲き、その大木が大地に力強く根を張る姿は、発展していく宇城市を表しています。

市の鳥



ウグイス

市の至るところで見られ、その鳴き声はとてもきれいです。これからも、ウグイスの鳴き声がかたまり自然豊かな都市として発展するように願いが込められています。

市の花



コスモス

風雨にもまれながらも必ず花を咲かせる強い生命力があるコスモス。また、色とりどりの花が肩を寄せ合いながら咲き誇る姿は、5町の合併による宇城市を表しています。

第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）

いざ、復興へ。～市民生活を最優先する都市（まち）を目指して～

発行：平成29年3月

監修・編集：宇城市企画部企画課

熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL 0964-32-1111（代表）

FAX 0964-32-0110（代表）